

令和元年第4回

# 甲佐町議会12月定例会会議録

令和元年12月13日～令和元年12月17日

熊本県甲佐町議会

## 令和元年第4回甲佐町議会（定例会）目次

### ○12月13日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
本会議に職務のために出席した者の職氏名	1
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	1
開会・開議	3
日程第1 会議録署名議員の指名について	3
日程第2 会期の決定について	3
日程第3 議長の諸般の報告について	4
日程第4 町長の提案理由の説明について	4
散会	5

### ○12月16日（第2号）

出席議員	6
欠席議員	6
本会議に職務のために出席した者の職氏名	6
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	6
開議	8
日程第1 一般質問	8
8番 宮本修治議員	8
10番 井芹しま子議員	17
7番 荒田 博議員	30
6番 佐野安春議員	37
3番 田中孝義議員	51
1番 甲斐良二議員	54
4番 鳴瀬美善議員	62
散会	73

### ○12月17日（第3号）

出席議員	74
欠席議員	74
本会議に職務のために出席した者の職氏名	74
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	74
開議	76
日程第1 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について	76

日程第 2	議案第56号	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について……………	77
日程第 3	議案第57号	甲佐町交流拠点施設の設置、管理及び使用料に関する条例の制定について……………	78
日程第 4	議案第58号	甲佐地区防災公園条例の制定について……………	87
日程第 5	議案第59号	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について……………	90
日程第 6	議案第60号	甲佐町農業振興地域整備促進協議会設置条例の制定について……………	91
日程第 7	議案第61号	甲佐町附属機関設置条例の制定について……………	91
日程第 8	議案第62号	甲佐町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	91
日程第 9	議案第63号	甲佐町一般職の職員の給与に関する条例及び甲佐町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	100
日程第10	議案第64号	町長等の給料及び旅費に関する条例及び甲佐町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	104
日程第11	議案第65号	訴えの提起について……………	108
日程第12	議案第66号	工事請負契約の変更について……………	110
日程第13	議案第67号	工事請負契約の変更について……………	113
日程第14	議案第68号	令和元年度甲佐町一般会計補正予算（第4号）……………	115
日程第15	議案第69号	令和元年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）……………	132
日程第16	議案第70号	令和元年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）……………	134
日程第17	議案第71号	令和元年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）……………	135
日程第18		甲佐町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について……………	137
日程第19		議会広報編集特別委員会全国研修の報告について……………	138
日程第20		議会運営委員会研修の報告について……………	138
日程第21		総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について……………	138
日程第22		産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について……………	138
日程第23		議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について……………	138
		閉会……………	139

1 2 月 1 3 日 (金曜日)

令和元年第4回甲佐町議会（定例会）議事日程

（第1号）

1. 招集年月日 令和元年12月13日  
1. 招集の場所 甲佐町議会議場  
1. 開会 12月13日 午前10時00分 議長宣告  
1. 散会 12月13日 午前10時11分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲 斐 良 二	2番 甲 斐 高 士	3番 田 中 孝 義
4番 鳴 瀬 美 善	5番 森 田 精 子	6番 佐 野 安 春
7番 荒 田 博	8番 宮 本 修 治	9番 福 田 謙 二
10番 井 芹 しま子	11番 宮 川 安 明	12番 本 田 新

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 岡本幹春 議会事務局事務長 早崎伊津子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町 長 奥 名 克 美	副 町 長 師 富 省 三
会 計 管 理 者 山 本 洋 子	総 務 課 長 一 圓 秋 男
企 画 課 長 北 野 太	地 域 振 興 課 長 北 畑 公 孝
くらし安全推進室長 佐々木 善 平	税 務 課 長 古 閑 敦
環 境 衛 生 課 長 橋 本 良 一	住 民 生 活 課 長 井 上 理 恵
総合保健福祉センター所長 奥 村 伸 二	福 祉 課 長 福 島 明 広
農 政 課 長 井 上 幸 介	建 設 課 長 志 戸 岡 弘
会 計 課 長 山 本 洋 子	町 民 セ ン タ ー 所 長 中 林 健 次
教 育 課 長 蔵 田 勇 治	学 校 教 育 課 長 荒 田 慎 一
社 会 教 育 課 長 吉 岡 英 二	農 業 委 員 会 事 務 局 長 井 上 幸 介
選挙管理委員会書記長 一 圓 秋 男	代 表 監 査 委 員 豊 永 康 法

1. 開会 12月13日 午前10時00分

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

4番 鳴瀬 美善

5番 森田 精子

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議長の諸般の報告について

日程第4 町長の提案理由の説明について

## 1. 議事の経過

開議 午前10時00分

---

**○議長（宮川安明君）** おはようございます。これより令和元年第4回甲佐町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は議席に配付のとおりでございますので、朗読を省略いたします。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名について

**○議長（宮川安明君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、4番、鳴瀬美善議員、5番、森田精子議員を指名いたします。

---

### 日程第2 会期の決定について

**○議長（宮川安明君）** 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本件は議会運営委員会に付託してありますので、委員長の報告を求めます。

12番、本田議会運営委員長。

**○議会運営委員長（本田 新君）** ご報告いたします。

さきの定例会において付託を受けておりました令和元年第4回定例会の会期及び日程について、議会運営委員会より報告いたします。

去る12月4日に議会運営委員会を開催し、執行部から町長、副町長、総務課長、行政係長、財務係長の出席を求め、正副議長を交え、執行部からの提出案件及び一般質問、その他の案件を勘案し、お手元に配付のとおり、会期を本日12月13日から17日までの5日間と決定いたしました。

本日は、会期の決定、議長の諸般の報告、町長の提案理由の説明。14日、15日は議案調査のための休会。16日は一般質問。17日は人事案件、同文議決案件、条例案件、訴えの提起案件、工事請負契約の変更案件、令和元年度一般会計補正予算及び各特別会計補正予算、その他議会提出案件についての審議。

以上のとおり議会運営委員会では決定しましたので、議員各位におかれましてはよろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます、報告といたします。

**○議長（宮川安明君）** 会期の日程については、ただいまの本田委員長の報告のとおり決定したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、ただいまの本田委員長の報告のとおり、本日12月13日か

ら17日までの5日間と決定いたしました。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について、議案第56号、熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、議案第57号から議案第64号までの条例の制定及び条例の一部改正について、議案第65号、訴えの提起について、議案第66号から議案第67号までの工事請負契約の変更について、議案第68号から議案第71号までの令和元年度甲佐町一般会計及び各特別会計補正予算、その他議会提出案件を一括上程いたします。

---

### 日程第3 議長の諸般の報告について

○議長（宮川安明君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

議長の諸般の報告及び議員派遣の報告については、議席に配付のとおりですので、朗読を省略します。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

---

### 日程第4 町長の提案理由の説明について

○議長（宮川安明君） 日程第4、町長の提案理由の説明を求めます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和元年第4回甲佐町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙の中、ご参集をいただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、早速ではありますけれども、今期定例会に提出いたしております各議案についてご説明を申し上げます。

今期定例会にご提案をいたしております案件は、諮問案件が1件、同文議決案件が1件、条例の制定案件が5件、条例の一部改正案件が3件、訴えの提起案件が1件、工事請負契約の変更案件が2件、補正予算案件が4件の合わせて17件となります。

まず、諮問案件といたしましては、人権擁護委員候補者の推薦についてを、同文議決案件につきましては、熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを、条例の制定案件といたしましては、甲佐町交流拠点の設置、管理及び使用料に関する条例の制定についてほか4件を、条例の一部変更案件といたしましては、甲佐町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてほか2件を、訴えの提起案件につきましては、町営住宅早川第1団地の建て替え工事に伴い、団地敷地内に存する土地の時効取得を原因とする所有権移転登記手続を求める訴えの提起を、工事請負契約の変更につきましては、芝原地区液状化対策工事ほか1件の工事内容変更に伴う契約金額の変更について、いずれも議会のご議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会のご議決を求めるものであります。

また、補正予算案件といたしましては、まず、令和元年度甲佐町一般会計補正予算（第

4号)において、主なものといたしましては、土木費で町営住宅上揚団地、早川第1団地の建て替え工事として5,495万円、教育費で中早川集会所建て替え工事として2,127万6,000円、災害復旧費で林業施設及び公共土木施設の災害復旧費として6,450万円、その他、給与改定に伴います人件費の調整など2,945万5,000円を増額し、81億4,206万3,000円といたしております。

次に、令和元年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につきましては、保険給付費など408万9,000円を増額し、総額で15億5,857万1,000円といたしております。

次に、令和元年度甲佐町介護保険特別会計補正予算(第3号)につきましては、給与改定に伴う人件費など255万4,000円を増額し、総額で16億559万9,000円といたしております。

次に、令和元年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)につきましては、平成30年度特定健康診査・特定保健指導事業剰余金、返還金など1万1,000円を増額し、総額で1億5,265万1,000円といたしております。

以上、今期定例会にご提案をいたしております各議案についてご説明を申し上げましたが、各議案ご審議の節は各担当課長等に説明をいたさせますので、適切にご議決をいただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

**○議長(宮川安明君)** 以上で町長の提案理由の説明を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

明日14日及び15日は議案調査のため休会、16日は午前10時から本議場において会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

---

散会 午前10時11分

1 2月16日 (月曜日)

令和元年第4回甲佐町議会（定例会）議事日程

(第2号)

1. 招集年月日 令和元年12月13日  
1. 招集の場所 甲佐町議会議場  
1. 開会 12月16日 午前10時00分 議長宣告  
1. 散会 12月16日 午後3時46分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲 斐 良 二	2番 甲 斐 高 士	3番 田 中 孝 義
4番 鳴 瀬 美 善	5番 森 田 精 子	6番 佐 野 安 春
7番 荒 田 博	8番 宮 本 修 治	9番 福 田 謙 二
10番 井 芹 しま子	11番 宮 川 安 明	12番 本 田 新

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 岡本幹春 議会事務局事務長 早崎伊津子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町 長 奥 名 克 美	副 町 長 師 富 省 三
会 計 管 理 者 山 本 洋 子	総 務 課 長 一 圓 秋 男
企 画 課 長 北 野 太	地 域 振 興 課 長 北 畑 公 孝
くらし安全推進室長 佐々木 善 平	税 務 課 長 古 閑 敦
環 境 衛 生 課 長 橋 本 良 一	住 民 生 活 課 長 井 上 理 恵
総合保健福祉センター所長 奥 村 伸 二	福 祉 課 長 福 島 明 広
農 政 課 長 井 上 幸 介	建 設 課 長 志 戸 岡 弘
会 計 課 長 山 本 洋 子	町 民 セ ン タ ー 所 長 中 林 健 次
教 育 課 長 蔵 田 勇 治	学 校 教 育 課 長 荒 田 慎 一
社 会 教 育 課 長 吉 岡 英 二	農 業 委 員 会 事 務 局 長 井 上 幸 介
選挙管理委員会書記長 一 圓 秋 男	代 表 監 査 委 員 豊 永 康 法

1. 開会 12月16日 午前10時00分

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件  
    日程第1 一般質問

## 1. 議事の経過

開議 午前10時00分

---

**○議長（宮川安明君）** おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告します。

本日の議事日程は議席に配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

---

### 日程第1 一般質問

**○議長（宮川安明君）** 日程第1、一般質問を行います。

今期定例会の文書による一般質問の通告は7名です。

順次質問を許します。

なお、議事の進行上、かねてからの申し合わせのとおり、1議員当たりの質問時間は、おおむね1時間とし議事運営をさせていただきますので、質問者並びに答弁者の的確な対応をお願いいたします。

最初に、8番、宮本修治議員の質問を許します。

宮本議員。

**○8番（宮本修治君）** 改めて、おはようございます。8番、宮本でございます。質問事項に沿って質問いたしますので、よろしくをお願いいたします。

今回ですね、課内研修ということで、再度になりますけれども質問事項に上げております。前回ですね、課内のことを課長が責任を持って職員間のコミュニケーションや指導、育成を図るべきではないかと申しあげましたけれども、その手法として、課長のリーダーシップのもと課内研修を実施されてきたと思います。そこでですね、9月以降からの課内研修の実施状況を。前回はですね、事業内容のこのアンケート調査のみ、複数の課があったと思いますけれども、今回は親睦を図るための課内研修ということで、あえてまた再度質問するわけでございますけれども。総務課長に、9月以降の実施状況をお願いしたいと思います。

**○議長（宮川安明君）** 総務課長。

**○総務課長（一圓秋男君）** 今ご質問の実施状況ということでございますけれども、課内研修につきましては、各課ともほぼ毎月1回、実施されているところでございます。研修内容につきましては、現在取り組んでいる業務、また、今後取り組む業務、また、コミュニケーションを含む、そういうものについて、課内で研修を行っているところです。

今、議員のほうから言われましたように、9月の定例会において議員のほうから、職員間、親睦を図るような取り組みが少ないというふうなご指摘を受けていたかと思っております。今回、複数の課におきまして、課内等で毎年実施されております研修旅行をテーマにしたものや、親睦を深めるための飲食を通じての研修も実施されているというふうな状況となっております。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 宮本議員。

**○8番（宮本修治君）** 複数の課で取り組みが行われているということではありますけれども、実施されていることはよくわかりましたけれども、親睦を図れるような取り組みを行っておられるわけですが、以前と比べて実施されて何か変化があったのかどうか、また、課内の雰囲気など、各課長が感じられることについてお尋ねしたいんですけれども、全課長にお尋ねしたいんですけれども、時間の都合上ですね、なかなか無理だと思いますけん、まず事業課とですね、事務系関連にお尋ねしたいと思います。

まず、住民生活課長ですね、事務系であります井上課長にお尋ねしたいと思います。その次に、学校教育課長ですね、事業系もありますので、学校教育課長の荒田課長にもお尋ねしたいと思います。

**○議長（宮川安明君）** 住民生活課長。

**○住民生活課長（井上理恵君）** では、宮本議員のご質問に対しまして、当課での様子のほうをお伝えしたいと思います。

当課には二つの係がありますけれども、以前からまず係内研修を実施しておりました。それぞれが担当業務ではなく、係内の業務につきまして全般的に理解して、その事務処理手順等につきましても理解を深めることで、担当者がいないときなどですね、住民サービスの低下を招くことのないよう、また、休暇をとりやすい環境をつくりたいということが目的です。

係内研修の充実を図ることで、係内での共通理解が深まって、お互いに意識し合って業務に当たることができるようになったと感じております。

課内研修につきましては、この係内研修では補えない部分、つまり課全体として取り組む必要がある業務や、二つの係の連携と協力がないと適正でかつ迅速な事務処理ができないような業務につきまして、課の全員で考えて意見を出し合うような機会として必要な場であるというふうに捉えています。

また、係内、課内の研修、職場内での研修のみならず、ふだんから意見を述べやすい、仕事を依頼しやすい、また、安心して仕事に集中できるといった雰囲気や環境づくりが大切だというふうに考えています。

当課におきましては、職場外の活動を通した課内の雰囲気づくりというのを考えまして、先月11月には、1泊2日での研修旅行を実施しております。

今年は、運転手付きのバスで移動しまして、宿泊先は、数人一緒に泊まれる部屋のある旅館を選んで、部屋割りは年代混合としました。食事も常に大体全員で一緒にとりまして楽しく過ごしました。また、散策の際には、個人の希望を反映しながらグループで行動するといった2日間にしたところです。

また、つい先日には、世界女子ハンドボール選手権大会の試合を課全員で観戦してきました。会場までの行き帰りは乗り合わせにしまして、観戦しながらですね、食事をみんなと一緒に分け合いながら食べて、試合経過に一喜一憂しながら、課全員が同じ時間を共有

したことで、さらにチーム力が向上したのではないかと感じているところです。

係内の雰囲気づくりにつきましては、それぞれの係長のほうに任せまして、課長職である私につきましては、二人の係長と連携して課全体の雰囲気づくり、また環境づくりに取り組んでいるところです。

ただ、なかなか自分自身もまだ不十分な点がありますので、課長としての学習、また、目配りをですね、今後も怠らないようにしたいというふうに考えております。

また、職場の中ではいろんな場面、職員同士で言葉を交わす場面が数多くあります。コミュニケーションの第一歩は挨拶だと思っておりますので、係内、課内、そして庁内全体で、礼節を重んじた優しさと思いやりのある心を持って周囲と接することが必要であると考えておりますので、私自身は、今後ともですね、気にかける、声をかけるといったことを心がけていきたいというふうに考えております。

以上になります。

**○議長（宮川安明君）** 学校教育課長。

**○学校教育課長（荒田慎一君）** 課内研修を実施する前、自分が課長になって学校教育課に来ましたけれども、イメージとしましては、ここで自分の業務をこつこつとこなしている状況で、業務でわからないようなことがあってもですね、聞けるような雰囲気ではなかったような、職場としてはいい雰囲気と言えない状況で、作業能率もよくなく、自然と残業が増えていったというふうに考えております。

そのため、課内研修では、今ここで行っている業務で課内で共有を図ったほうがいい業務や、その情報を発信することで新たな考えや取り組みが見えたり、また、課内で協議することで課員のコミュニケーションが図られ、業務中でも課員で聞ける雰囲気になり、黙々と業務していたのが、顔が上がり気軽に相談やわからないことを聞き合える状況に変わり、以前よりも合理的な業務ができていると考えております。

そのせいもあって、残業も多少なりですけれども減ってきていると思っておりますし、業務が多いときは、課員全員で助け合って業務を遂行する場面も見られているところでございます。

自分の立場の学校教育課でいいますと、業務の相手が教育事務所や学校の教職員が多く、また業務でも役場内での相談もなかなかできない状況でありますので、郡内の学校教育課に尋ねることもありますので、教育委員会、教育事務所の先生方や、郡内学校教育課の職員、また学校の先生方との懇親会という場が10月、11月に開催されました。その場をですね、課内研修としまして課全員で参加し、課内及び関係機関とのコミュニケーションを図ったところでございます。

また課内研修とはしていませんが、年に数回、課内での懇親の場のほうを設けています。今後もですね、課内のコミュニケーションを図れるよう懇親の場をつくっていききたいと考えております。

今答弁いたしましたとおり、課内でのコミュニケーションは、業務を効率的に進める上でも必要不可欠でないかと考えております。また課内だけでなく、関係機関とのコミュニ

ケーションを図ることにより、さらに業務の効率化が図られると考えております。

先ほど井上住民生活課長も言われましたけれども、日ごろの声かけも、コミュニケーションを図る上では重要なことと考えております。例えば、日曜日に仕事をした課員等に「昨日はお疲れさまでした」という声かけだけでも大分変わってくるのではないかと考えております。お互いに声かけができていくことで、さらにコミュニケーションが図られていくと考えております。

課内での課題はまだありますし、自分もコミュニケーションがとれていない部分もありますので、これからも課内研修を通じ、課題解決やコミュニケーションを図っていきたいと考えております。また、さらに課内だけでなくですね、役場全体での職員間のコミュニケーションを図れるよう、日ごろから声かけを中心に努力していきたいと考えております。

以上になります。

**○議長（宮川安明君）** 宮本議員。

**○8番（宮本修治君）** お二方の課長、ありがとうございました。中に織り込んだところの答弁ということで、執行部の課長さんあたりは、今お二人の方だけしかお聞きしておりませんが、とにかくですね、人材育成、課内の親睦、コミュニケーションを図る上ですね、以前のお話をすると申し訳ないんですけども、以前ここにおられた方たちは、前任者ですね、課長たちの厳しい上に優しさもあったんじゃないかなと思う。それで、年功序列でありますけれども、課長職という立場に管理職という立場をもってですね、ここにおられるかと思っておりますけれども、今後はですね、人材育成なり、下の部下さんですね、管理職という立場で上がってこられますので、どうかですね、退職者、年数的には退職者の方もおられますけれども、どんどんどんどんそういう人材育成も伴ってですね、今お二人の方が答弁されたように、まず挨拶、それに笑顔、そして目配り、気配りをしていただくような意識改革をもってですね、部下に取り組んで、部下さんたちとですね、一緒になって取り組んでいけるよう、お願いしたいというふうに思います。

今、申し上げましたけれども、今の課長さんあたり、自分個人ですね、意見も集約したところの答弁になっておりますので、課長さんは自分のことと受けとめてですね、改めて意識を持っていただきたいというふうにお願いします。

今ですね、課内の課長さんからの雰囲気など、感じられたことをですね、お聞きしましたけれども、今回の各課の取り組み状況や取り組み内容をですね、改めてお聞きして、総務課長ですね、全体としての答弁を求めたいと思います。よろしくをお願いします。

**○議長（宮川安明君）** 総務課長。

**○総務課長（一圓秋男君）** それじゃあ私のほうから、今回の各課、複数課のこういう取り組みにつきましてでございますけれども、職員間の融和、親睦が図られる研修と、大変有益な研修だというふうに思っております。

今後も、単に実務的なもの、専門的な基礎的な知識の研修だけではなくてですね、今回のような取り組みにつきましても、各課長リーダーシップのもと、取り組んでまいりたい

というふうに思います。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 宮本議員。

**○8番（宮本修治君）** 各担当課の意見としてはですね、担当課長が管理職という立場でされたわけですがけれども、全体としてはですね、総務課長の判断になりますけれども。そこで、管理職であります人材ですかね、適材適所という感覚でというところでは、副町長に答弁を求めたいと思います。

上司と部下や職員同士ですね、日ごろのコミュニケーションが非常に大事だと思いますけれども、その一つの手段としてですね、課内研修がとても有意義だと思うし、各課長のリーダーシップのもとでこれからも積極的に取り組んでいかれるという方向でですね、職場内の連携、連帯を持っていかれると思いますけれども、まず、今後もこれは継続してですね、これで私の質問はこの件に関しては終わりますけれども、とにかく、総務課長、町長、教育長、副町長のもとにですね、途中で終わらないような取り組みを、一人でもですね、退職される方、別に異動される方は構いませんけれども、余り言いたくないんですけども、病気がちな人、精神的病にかからないような取り組みを持っていただきたいという方向で質問したわけですがけれども、再度そこで、副町長にですね、答弁を求めたいと思います。よろしくをお願いします。

**○議長（宮川安明君）** 師富副町長。

**○副町長（師富省三君）** 課内研修につきましては、以前にも総務課長のほうから答弁がありましたけれども、平成23年6月に町長通達の中で、最低月1回以上実施をして、文書で町長へ実績報告を行うことというふうにしたところです。

この課内研修は、実務に必要な専門分野や職場の実情に応じたテーマによる研修を行って、役場職員として求められる基礎的な知識を身につけ、また職務遂行能力の向上を図ることによって課の組織力を上げること、そういったことなどをですね、目的としたところでは。

宮本議員から、職員間のコミュニケーションが大切だということ、そしてまた、そのコミュニケーションを図る手段として、課内研修は大変有意義な方法だということ、また、課内の実情を最も把握している課長がリーダーシップをもって、課内研修に積極的に取り組むべきだとのお考えを数回にわたってお伺いすることができました。

仕事は組織でするものでございますし、そのためには、職員間の日ごろからのコミュニケーションというのは非常に重要なものだと思っておりますし、その中からお互いの信頼関係が生まれて、組織の力が強くなるものだというふうに私も考えております。そのリーダーとしての役割を担っていくのは、やはり課長でございますし、課長にはふだんの仕事を通してはもちろんのことでございますけれども、例えば、職員のレクリエーションやスポーツ大会などにもですね、積極的に参加するなどして、職員とのコミュニケーションを図ってもらいたいというような期待も持っているところでございます。

また、お話のように、課内研修を活用して職員間のコミュニケーションを図ること

は、大いに意義があるものだというふうに考えますので、職務に関する研修内容などに加えまして、コミュニケーションを意図した研修にもですね、積極的に取り組まれるよう、指導等に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 宮本議員。

**○8番（宮本修治君）** ありがとうございます。今、副町長の答弁がありましたように、仕事は組織でするものであり、そのためには、職員間の日ごろからのコミュニケーションは重要と。その中から信頼関係が生まれ、組織の力が強くなるというふうに答弁されました。

管理職の方々、課長さんはですね、まあ、職員さんはですね、ここに入られて、人間でするので個人差がありますので、課長さん自らですね、管理職の立場をもって、部下の指導、相談相手になるような取り組みを日ごろから行っていただきたいというふうに思います。

そこでですね、一つ、これは答弁は求めませんが、提案としてですね、ただ朝から来てデスクに座って黙々と仕事するばかりじゃなくて、近隣町村で、多分益城あたりじゃなかったのかと思いますけれども、3時ぐらいにはですね、何かラジオ体操ですかね、ラジオ体操の音楽が始まり、全課みんな立ってラジオ体操をされるそうです、3時ぐらいからですね。それはもう息抜きでもありますし、仕事の能力も向上するんじゃないかというふうに考えますので、極力そういう他町村の真似じゃないんですけども、コーヒータイムでも構わんじゃないですか。息抜きとしてですね、3時、10時でも構いませんけれども、ちょっとした時間を設けてですね、息抜きの場を設けていただければなというふうに提案をしたいというふうに思います。

この件はもう最終になりますけれども、今後ともですね、引き続き、課内研修に当たっては親睦が図られるように強くお願いしまして、次の質問に入りたいと思います。

次はですね、補助金制度についてということで、まず、さきの9月定例会のですね、全員協議会において中期財政計画の説明がありましたけれども、その際、本町の財政状況について大変厳しい状況であるという旨の説明があったかと思います。改めて要点だけでも構わないので、その概要について説明をお願いしたいと思います。

**○議長（宮川安明君）** 総務課長。

**○総務課長（一圓秋男君）** 今、ご質問の中期財政計画ということで、要点ということでございます。

中期財政計画につきましては、令和元年度から令和5年度までの間での、今後5カ年間の計画と、財政の状況をそこに表記しているわけでございますけれども、令和2年度以降のですね、中期財政計画については、予算編成の指針ということで活用するというところで、本年の9月ですね、作成をしているところでございます。

要点ということで2点ほどご説明申し上げます。

まず1点目でございますけれども、各年度の単年度収支についてでございますけれども、令和元年度から毎年度、平均3億円弱の財源が不足し、計画年度の最終年度であります令

和5年度におきましては、財政調整基金残高が平成30年度決算後の約13億円から3.1億円まで減少するというふうな試算をしているところでございます。

また、2点目といたしましては、地方債についてでございますが、震災前につきましては70億から80億の残高でございましたけれども、震災以降、災害復旧事業をはじめ災害公営住宅、子育て支援住宅の整備など、復興事業の借り入れによりまして、平成30年度末時点の残高は約102億円となり、令和2年度においては、令和元年度以降の公営住宅建て替え事業の借り入れ等もございまして、約123億円まで増加するというふうに予想をしているところでございます。

関連ではございますけど、地方債の償還につきましても、熊本地震にかかわる災害復旧事業等の地方債償還が令和2年度から本格的に始まるということから、最終年度令和5年度の約12億4,000万円をピークに、その後も約10億円台が今後数年間は推移するだろうというふうな予測をさせていただいているところでございます。9月の定例会の全員協議会において、その要点としてですね、主な2点についてを中心に説明をしているところでございます。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 宮本議員。

**○8番（宮本修治君）** ありがとうございます。ただいまですね、説明を聞きましたけれども、令和2年度以降、厳しい財政状況が続くということがわかりました。

このような財政状況の中、各課においては現在、令和2年度ですね、予算編成において歳入歳出の見直し等をなされているかと思えます。特に歳出に当たっては徹底した見直しを図る必要があると思えますけれども、その中で各種団体等への補助金についてはですね、固定化したものがありはしないかと感じているところであります。今回補助金の見直しについてお尋ねしていますけれども、まず現在、町単独の単独補助がどれだけあるのか、件数と一般財源の金額をお尋ねします。また、近年ですね、補助額の動向についてもあわせてお尋ねします。

**○議長（宮川安明君）** 総務課長。

**○総務課長（一圓秋男君）** ご質問の町単独、独自の補助の件数と、一般財源の金額ということでございますが、この数値につきましては、令和元年度一般会計当初予算の数値に基づいて説明をさせていただきます。

補助金の全体としましては、件数といたしまして93件、一般財源の金額といたしましては1億4,679万4,000円となっております。そのうち、町の単独、独自の単独補助につきましては47件で、一般財源の金額としましては8,985万6,000円ということで、約9,000万の金額となっているところでございます。

また先ほどちょっと、近年の動向ということでございますけれども、補助金の近年の動向のちょっと推移を見ましたところ、近年の支出の状況については、特殊要因というのが年度間でありますので、それを除きますと増加傾向にあるというところでございます。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 宮本議員。

**○8番（宮本修治君）** 増加傾向にあるということですね、町単独の単独補助については47件、一般財源から9,000万近くということでありますけども、補助金額は年々増加傾向にあるということで、単独補助の47件の、固定化した補助金はないのかということでお尋ねしたいと思います。

**○議長（宮川安明君）** 総務課長。

**○総務課長（一圓秋男君）** お答えします。各種団体等への補助金、また、各種事業に対する事業補助。補助金には、こういう二つの補助がございますけれども、こういう補助につきましては、補助金の交付要綱を設けて助成を行っているというところでございます。

今、長年助成しているところということでございますけれども、現在補助金につきましては、補助金交付要綱の中で補助の効力というのを設けておりまして、3年間という効力を設けております。その都度、継続の必要性について内部で評価を行っているところでございます。

評価に当たりましては、三役、また、総務課長、企画課長、財務係長、企画政策係長を委員とします甲佐町事務事業評価委員会というものを内部で設けております。その中で、補助金を含めまして、各課から提出されております事務事業等につきまして、その必要性、効率性、妥当性について評価を行っているというところでございます。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 宮本議員。

**○8番（宮本修治君）** 単年度、単年度ですね、評価委員会の中で補助金制度には携わっていくという、今お聞きしましたけれども、補助金制度はですね、ずっと以前からある補助金制度等もあろうかと思っておりますけれども、単年度、単年度ということで、評価委員会の中で決められていくというふうに、今答弁がありましたけれども、その中でですね、趣旨的には聞きたいことは違いますが、ただ補助金制度がですね、どういうふうになっているかというところでお聞きただけであって、令和2年度以降ですね、厳しい財政状況が続く中、補助金については多くの一般財源が支出しており、徹底した見直しが必要と考えておりますけれども、今、評価委員会の中でですね、単年度、単年度で評価していくという考えのもと、お聞きしましたけれども、令和2年度についてはですね、どのような方針や考えのもと予算編成をされようとしているのか、全体的なことでもありますし、町長にそのお考えをお聞きしたいと思います。

**○議長（宮川安明君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 令和2年度の予算編成方針についてのお尋ねであろうかというふうに思います。

本町におきましては毎年度、次年度の予算編成方針を作成をしまして、その方針に基づき予算の編成を行っているということであります。今年ですね、12月2日の日に、各課長並びに係長を対象に、その説明会を実施しております。先ほど、総務課長から説明もありましたけれども、現在の財政状況の話をしていたしますと、平成28年度、要は震災前の年

については、財調基金が14億8,000万円。これが29年度に至っては9億円まで目減りをして、その後少し回復をして、平成30年度では13億円まで回復したところではありますけれども、非常に今後厳しい財政運営を強いられるというようなことはですね、変わらないような状況かというふうに思います。

ただ、今も私は申し上げておりますけれども、震災前以上にこの甲佐町に住み続けていただく、幸せ感を感じていただくようなまちづくりを進めていくんだというような方針を持っておりますので、それが創造的復興、あるいは地方創生に向けた復興ということにつなげていきたいという考えがあります。

そういうようなことをですね、進めていくためには、やはり、今後の厳しい財政状況であったり国の動向、あるいは限られた財源の中での予算編成であることをやはり十分理解あるいは認識した上で、必要かつ適時、適切と認められる事業を予算化するようという指示も出しているところでもあります。

また補助金についてのご指摘も先ほどからあっておりますけれども、いろんな団体、効率的にその補助金によってその組織が図られているものであったり、あるいはもう、その目的を果たした分のそういう補助団体というものもあろうかと思えますので、常にそういうところについては、各課毎年見直しをしながら予算編成に臨むようなことを申し上げておりますので、そういった考えはですね、今後も踏襲しながら適切な予算編成に当たっていききたいというふうに思います。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 宮本議員。

**○8番（宮本修治君）** ありがとうございます。厳しい状況の中で、予算編成には今後ともですね、補助先である団体等の組織規約ですね、総会資料、調書によって実態を把握するというふうに今答弁ありましたけれども、私はこの質問に当たってはですね、補助金制度という質問をしてまいりましたけれども、次回ですね、この補助制度をさらに検討していただきたいという旨で質問したわけでありませう。

福祉、いろんな団体補助は充実しておりますけれども、児童福祉に対してはですね、なかなか手厚い補助は今までされてないと。ただ、就学援助制度とか、特別支援教育就学奨励費等はですね、義務教育の課程で小学校、中学校まではありますけれども、なかなか高校、大学まではですね、その制度はされてないと。ただ、奨学金等があります。しかし、町単独の補助制度についてですね、町でされてるのは、申請をされればどうぞ使ってくださいという意味合いじゃなかろうかというふうな感じでおりますけれども、今後はですね、子どもたちのためにですね、学校、いろんな、前倒しでですね、学校に行く前に、来年から学校に行く子は、今年のうち10月あたりにお金を払っていかねばなりません、前倒しでですね。

その中で、経済的な問題や家庭の諸問題など教育環境がよくない子どもたちもおられるわけです。行きたいけども行けないというふうな子どもたちもいっぱいおられるわけでありまして、これに対してはですね、町単独でそういう補助金制度、使ってくださいじゃなくて、

改めて返還していただくと、返金をしていただくという制度の補助金でありますし、これはさらに甲佐高校にもですね、バスの通学の定期の補助、それと今度は寮を開設されますので、寮の貸付金あたりですね、補助等も考えていくべきじゃなかろうかと。そうすれば甲佐高校もですね、かなり学生の方もですね、増えるんじゃないかという自分個人の考え方ではありますが、なかなか厳しい状況かとは思いますが、財政難ということ。

ただ、今後はですね、やっぱりそういう高校、大学に当たってのですね、前倒しの補助制度を検討していただきたいというふうに思いまして質問いたしました。この件に関しては、また次回質問いたしますので、またよろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（宮川安明君）** これで、8番 宮本修治議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。

5分休憩します。10時40分から始めます。

---

休憩 午前10時35分

再開 午前10時40分

---

**○議長（宮川安明君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番 井芹しま子議員の質問を許します。

10番、井芹しま子議員。

**○10番（井芹しま子君）** 井芹しま子でございます。おはようございます。どうぞよろしく願いをいたします。

質問は、通告のとおりでございます。では、よろしく願いをいたします。

最初に、農業の振興についてお尋ねをいたします。

今日本でも、農業と農山村に崩壊の危機が広がっております。農業を中心的に担う農業従事者は、農林水産省の統計では1995年の256万人から2018年の145万人に減少し、そのうち38万人が75歳以上になっております。このまま進めば、近い将来、農業と農山村の担い手が急速に減少することは必至でございます。日本各地の地域では働き手が少なくなり、耕作放棄地や森林の荒廃が広がり、イノシシや鹿など野生鳥獣の被害が広がっております。

食料自給率は37%まで下がっております。欧米の自給率はどうか。アメリカは130%、フランスでは127%、ドイツでは95%、イギリスでは63%と、先進国の中では日本は最低の水準になっています。国民の必要とする食料の大半を外国に依存し、自分の国で食料の供給ができなくなる。誰が将来国民の食料を生産し、誰が国土や環境を守っていくのか、深刻な事態が進んでいると言わざるを得ないというふうに思います。

この間、安倍政権はTPP、日欧EPA、そして、日米FTAなど農産物の自由化を際限なく拡大し、日本の農業にはかり知れない打撃を与えようとしています。その対応として政府は農業の競争力強化を前面に押し出し、大規模化や農地制度、農協制度、種子法な

ど日本の農業や家族経営を支えてきた制度に手をつけ、制度を壊そうとしています。

こうした中で、甲佐の農業の現状はどうか、どうなっているのかお尋ねしたいというふうに思います。また、今後の町の農業をどのように守っていこうとしておられるのか。その方向性や施策について、まずお尋ねしたいというふうに思います。

**○議長（宮川安明君）** 農政課長。

**○農政課長（井上幸介君）** それではお答えいたします。

甲佐町の農業は、土地利用型の農業が中心となっておりますが、花き、ニラ、スイートコーンなどの施設園芸も盛んに行われており、畜産や中山間地域での果樹の生産など、幅広い形態の農業経営となっております。

しかしながら、議員おっしゃったとおり、近年では、農業者の高齢化や後継者不足による農地の遊休化が懸念されております。遊休農地が増加すれば、農業の生産性が減少することは当然のことでございますが、水田に至っては地下水涵養機能が失われ、さらには、近年の異常気象による集中豪雨時には水田は遊水池の役割も果たしているため、災害による被害拡大の一因となることが考えられます。

そこで現在、そして、今後の方向性といたしましては、農地の遊休化を防ぎ、農業者の生産性向上を図る方向で進めているところでございます。その施策としましては、まず、農地を適切に管理、耕作する担い手をつくる必要があることから、認定農業者、農事組合法人や生産組合等の組織への支援、新たな担い手の確保として現在行っている新規就農者への支援は継続しつつ、新たな支援制度の検討を現在行っているところでございます。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 井芹議員。

**○10番（井芹しま子君）** 何といたしまして、農家の後継者をいかに増やすかが大きな課題の一つとなっております。

いただいた資料では、農家戸数が2000年の1,006戸から2017年には660戸に減少しています。農家は国民の食の確保のみならず、今答弁していただきましたように、国土や環境保全、地域経済、そして消防、伝統文化の継承など、地域で果たしている役割は非常に大きく、その縮小は地域を疲弊させていくのではないかというふうに考えます。いくら工業や社会が発展しても、絶対に農業、農家を減らすことはできないというふうに思います。

これ以上農家戸数そのものを減らさず、農業やりたい人を増やすために、本気の支援を求めたいというふうに思います。今課長からも答弁がありましたけれども、その中で2点についてお尋ねをしたいというふうに思います。

一つは、新規就農者の支援拡充と定住政策についてでございます。新規就農者支援は、国だけではなく、県内の自治体も国の施策をカバーする支援や、そして支援を受けられない就農者への支援など細かい支援も行っております。国の新規就農者への支援もありますけれども、甲佐町独自の支援は現在どうなっているのか、今後検討したいというふうに今答弁がございましたけれども、現在のですね、甲佐町独自の支援等、ありますでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** 農政課長。

**○農政課長（井上幸介君）** それではお答えいたします。

新規就農者の定住促進というところでございますけれども、まず、旧青年就農給付金制度が始まった平成24年から今年度までに16名の方が新規に農業を始めておられます。そのうち1名の方が、町外からの移住者となっております。近年首都圏から地方への移住やUターンなどにより、ふるさとで新規就農する若者が増加しており、県内においてもとりわけ山間部で、このような現象が多く見受けられます。

本町としましても、担い手確保という観点から、県、JAなどと連携し、甲佐町の魅力発信や受け入れ体制を強化することで、移住者の取り組みを図っていきたいと考えております。

その支援といたしましては、農業は、未経験者が一人でできるというものではございません。そのため、農業研修機会の確保や提供、そして地元農家との連携支援、間に町が入っての連携支援を行うことで、新規就農者の農業面での支援を行いながら、生活面では本町が行っている空き家バンク、さらには定住促進等の紹介を行って、移住新規就農者の定住を各方面から支援していきたいというふうに考えております。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 井芹議員。

**○10番（井芹しま子君）** 新規就農者の支援についてお尋ねしましたけれども、それとあわせてですね、定住促進についてもご答弁をいただきました。

私のほうも、定住促進、親元就農だけではなくですね、町外、それから県外からのですね、新規就農者への発信、そういったものですね、是非行ってほしいという思いで質問させていただきたいというふうに思います。

今、重複質問と、それから答弁は重複するかと思うんですけれども、県内ではですね、新規就農者に対しましてはですね、独自のものは現在はないと、国の補助以外はないということでしたけれども、県内ではですね、新規就農者の祝金は、幾つもの自治体が出しております。ほかにも土地取得や、それから賃借、施設や機械取得のための補助、免許取得、それから研修費補助など、細かい施策を打ち出している自治体もございます。さまざまな支援で新規就農者の確保や自立の支援を行っております。今のままですと、町の農家戸数は、本当に危機的減少の一途でございます。是非町の新規就農者支援についても、何が求められているか検討を進めていただきたいというふうに思います。

また、農業新聞の記事によりますと、ふるさと回帰支援センターへの、地方への移住相談件数が4万件を超えて、10年間で11倍に増えたという記事がありました。また、内閣府の世論調査でも、都市住民の農山漁村への定住願望の有無では、20代男性で47%というふうに、また30代でも34.8%というふうに、かなり高い願望がですね、あることがわかっております。特に20代ですね、農山村への移住願望が高いという結果が出ております。

これも農業新聞ですけれども、鹿児島島のトカラ列島の十島村は、消滅の危機にあったのですけれども、村は生き残りをかけて定住政策を打ち出した結果、今や141世帯239人が移住して、保育施設も次々建設するほどになっているということでした。

ここまでいなくてもですね、町外からの新規就農者を定住政策の一つとして、住宅の確保や、それから販路の問題等、新規就農者が抱える問題に応えた施策を図りながらですね、広く発信していく取り組みをですね、検討していただきたいというふうに思います。その点については、今答弁をいただきました。

それから、先ほど答弁にありましたけれども、一つ、法人の件についてですね、お尋ねしたいというふうに思います。

国は担い手への土地集積を広げて、規模拡大を推進しようとしております。町の法人でもですね、土地集積が広がっていると聞いております。また、そうしなければならぬ実情もあるわけですが、後継者問題はですね、一般の方、同じ状況というふうに聞いています。このような状況の中でですね、町は今後の法人の展望といたしますか、その点についてはですね、どのようにお考えでしょうか。お尋ねします。

**○議長（宮川安明君）** 農政課長。

**○農政課長（井上幸介君）** 今後の法人の展望と、そういうことでのご質問でございますけれども、現在、甲佐町には七つの農事組合法人が設立されております。今年、県、町、それと法人の代表者において、いろんな話し合い活動を行っております。といたしますのも、法人も設立して、だんだん法人自体の構成員が高齢化しているというところで、農作業の受託がなかなか難しいような状況になっているというお話を聞きまして、県のほうと各法人と話し合いを持ちながら、その問題について、それと解決策について現在ヒアリングを行っているところでございます。

その中で、おっしゃるとおり高齢化により人材不足というのが生じておりますので、その確保の問題であったりとか、それと、農家の方々が法人のほうに農地を借りてくれと言われてお願いされたときに、全てを委託されるのではなく、一部の作業に関してはその方が行うような、その作業の分割といたしますか、そういうところを視野に入れたところで、今、県それと法人と町のほうで話し合いを行っているところでございます。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 井芹議員。

**○10番（井芹しま子君）** 時間の都合もございますので、次に移らせていただきたいというふうに思います。

次に、農機具のですね、補助のあり方についても質問をさせていただきたいというふうに思っております。甲佐町の農業振興に関する平成24年のアンケート調査で、全ての農家、これは水田基本台帳登録者というふうにありますけれども、1,321戸のうち86.8%の方が回答されたものを集約してあります。

この中で、現在農家を経営する上で問題と思うことは何かという問いに、1,075戸のうち363人が、農業機械の購入費用や維持費が高いというふうに答えておられます。また、これから農業を続けていく上で何が必要かということについてもですね、農業機械、農業施設に対する補助制度の充実が一番多くなっております。

現在、農業機械購入につきましては、農業生産組合など団体組織につきましては、町単

独で4割補助となっているため、組合で購入されるケースも増えているというふうに思いますけれども、しかし依然として農業機械の買いかえなどに対するこうした声は多いのではないかというふうに考えます。農業を続ける上でなくてはならない、また大きな負担となる農機具につきましては、機械が壊れたのを機会に農業をやめたいという兼業農家の声も聞きました。兼業農家は2000年の758戸から、2015年には430戸に減少しております。法人等地域の担い手支援も本当に大事なことですけれども、農家そのものを減らさないためにも、農家の願望が強い農機具支援の拡充を検討すべきだというふうに思います。アンケートでも、46%の方が現在の規模を維持していきたいというふうに一方では考えておられます。

こうした農家の願いに応えるそうした手段の一つとして、いつでも気兼ねなく借りられる農機具のレンタル制度など、こうした制度ができないのか、これは一つの案ですけれども、そういったこともできないのか、ひとつお伺いをさせていただきます。

**○議長（宮川安明君）** 農政課長。

**○農政課長（井上幸介君）** それでは、農機具導入についてお答えいたします。

現在の農機具導入補助金には、国の制度、そして県の制度、さらに町の制度がございます。国県の補助事業につきましては、経営規模要件や集積要件など、かなり採択が難しくなっているため、不採択になった農業者を救うため、また、国県補助をとれる強い農業経営体を育成するために、町独自で補助制度を創設しているところでございます。

町の補助の対象要件といたしましては、農業生産法人、集落営農組織、農業生産組合、そして認定農業者を含む3戸以上の組織となっております。甲佐町の農業を考える上で、一番の課題となってきているのが、高齢化による離農や後継者不足に伴う労働力の低下、それに伴う遊休農地の増加です。

その解消策を見出すため、人・農地プランなどの話し合いを各集落で行ってまいりましたが、個々の農家で農地を守っていくのは限界があり、集落の農地は集落全体で守っていくことが一番大事であるという結論に達したところでございます。

そのため、高齢化により農作業ができなくなった農地を引き受けて管理耕作していく担い手を地域でつくっていこうという方向で進み、現在、甲佐町では、先ほど言いましたとおり七つの農事組合法人が設立されたところでございます。

もちろん、全ての地域において法人があるわけではなく、法人がない地域におかれましては、集落営農組織や生産組合、組織自体がない地域は、認定農業者の方を担い手として位置づけて、町として集中的に支援をすることにより問題の解消に努めているところでございます。

小規模農家や兼業農家に対する農機具助成でございますけれども、現在、法人などの組織に加入されている方々も多々おられますけれども、農業の効率性や経営リスク、これを抑制する観点から、組織加入などによる共同利用の推進を図ってまいりたいと考えております。

町の農機具導入補助金につきましては、農業者の方々と意見を交わし、ともに作り上

げてきた制度であり、非常に有効な制度であると考えておりますので、今後におきましても、現在の運用方法で運用していきたいというふうに考えております。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 井芹議員。

**○10番（井芹しま子君）** 次に、日本も賛成をしました国連の家族農業の10年についてお尋ねをしたいというふうに思います。

国連は2017年の総会で、家族農業の10年を採択をしました。この家族農業の10年は世界で農業の大規模化や企業化、それから工業化の農政を進めてきた結果、途上国でも先進国でも家族農業の危機が広がり、食の安全性が脅かされ、貧富や格差、そして飢餓が世界的規模で拡大しました。

こうした農政のあり方を見直して、持続可能な社会のためには、家族農業の役割は欠かせないとして、10年という期間をとって家族農業支援の本格的な取り組みを求めているものです。加盟国がこの責務を負うわけですけれども、しかし今、日本の農業は真逆の方向に進んでおります。日本の98%は家族農業であり、日本の農業の高齢化や後継者不足、食料自給率の低下など、先進国の中でも農業の危機に瀕しているトップは日本だと言われております。甲佐の農業の実態もしかりでございます。

農家戸数を減らさない、増やす取り組みは町を挙げて取り組む課題ではないでしょうか。この家族農業の10年について、町も向き合わざるを得ない状況にあるというふうに思いますけれども、町はこの点についてどのようにお考えでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** 農政課長。

**○農政課長（井上幸介君）** お答えいたします。

家族農業の10年は、議員おっしゃいましたとおり、2017年の国連総会において日本を含む104カ国が共同提案し、全会一致で可決された国連決議で、2014年の国際家族農業年をさらに発展させるため、10年間延長されたものであります。

世界食料の8割が家族農業により生産され、家族農業者が世界の全農業経営体の9割以上を占めており、持続可能な農業や食料確保の実現のためにも最も重要な存在であると評価されている一方、世界では約8億人が飢餓に苦しみ、極端な貧困層の8割近くが農村地域で暮らし、農業に従事している現状となっております。そのため、農村地域の開発と持続可能な農業に対する資源の投下や、小規模農家、特に女性農業者への支援がとりわけ農民の生活を改善し、全ての形態の貧困を終わらせる鍵となっており、加盟国及び関係機関に対し、食料安全保障確保と貧困飢餓撲滅に大きな役割を果たしている家族農業に係る施策の推進、知見の共有を求めているものでございます。

本町におきましても、農業経営体はほぼ家族農業となっており、集落営農組織や農事組合法人も、家族農業の集合体であると捉えております。そのため、対応といたしましては、経営所得安定対策交付金や中山間多面的などの、日本型直接払制度など、国の施策を有効に活用しているところでございます。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 井芹議員。

**○10番（井芹しま子君）** 次にお尋ねします。

学校給食のパンに県産あるいは国産小麦を使えないかという点についてお尋ねをします。

現在、町内の小麦はパンに適したミナミノカオリから、チクゴイズミという品種に変わっているというふうに聞いておりますけれども、かねてより、輸入農産物の安全性には疑問も指摘をされております。

農水省の調査では、輸入小麦の9割でグリホサートが検出されているということですが、日本ではこの農薬の使用は認められておりませんので、日本での小麦からは検出をされていないわけでございます。

小麦の85%は輸入小麦でございます。是非、将来ある子どもたちの健康を守るためにも、学校給食のパンには県産あるいは国産の小麦を使ったパンに変更すべきではないかというふうに思いますけれども、現在どのようになっているのか、そしてまた、それについての議論があっているのか、そしてまた、今後町はどのように考えておられるのか、お聞きをします。

**○議長（宮川安明君）** 学校教育課長。

**○学校教育課長（荒田慎一君）** では、今、議員の質問の学校給食で提供されているパンの原材料が外国産が使われているのかという面と、安全性の部分だと思いますし、あと外国産から県産、国産に移行する予定はないのかという部分でお答えをさせていただきたいというふうに思います。

現在、学校給食で提供しているパンの状況についてお答えしますが、現在は学校給食では週2回、パンを提供しております。提供しているパンは、基準パンとしまして食パンやコッペパンなどでありまして、その原材料が県産の小麦が10%と、議員おっしゃるとおり外国産が90%というふうになっております。

ただ月にですね、一、二回提供している米粉パンやソフトフランスパンという原材料につきましては、県産の小麦、また米粉100%で作られているというふうに聞いております。議員が心配されている外国産の安全性ですけれども、県学校給食会に確認しましたところ、外国産の小麦につきましては、政府が安全性を確認した上で買い付けをされていると聞いております。その買い付けをされた小麦粉を各製粉会社に配給をされていると。県学校給食会が契約されている製粉会社からは、外国産については残留農薬が基準以下という、農林水産省のデータを確認していると報告を受けておりますので、安全性には問題ないかというふうには自分たちは考えているところでございます。

また移行につきましてですけれども、先ほど答弁いたしましたとおり、県産100%のパンも製造されておりますので、提供ができるのかという部分がありますけれども、工程等です、それを毎回提供していくのは厳しいというのを聞いております。

原材料の移行につきましては、原料、製造、価格の面です、現場に聞きながら対応に当たっていきたいというふうに回答もいただいておりますので、今後も県学校給食会を通じて協議をしていききたいというふうには考えております。

以上になります。

**○議長（宮川安明君）** 井芹議員。

**○10番（井芹しま子君）** 国は安全性に問題はないということなんですけれども、この間ですね、こうした農薬の基準とといいますか、安全性の基準というのですね、非常に緩和されてきているわけですね。そういった中でですね、昔と比べましても、そういった点で安全性というものについては、非常に疑問が残るところだというふうに私は思います。

パン食はですね、週2回というふうに、少ないと言われましても、問題が指摘されております食品につきましてはですね、教育の現場ではこれはもう極力なくしていくべきではないかというふうに思いますので、検討していくということなんですけれども、是非、今後そういった点でですね、前進するような取り組みを、検討をお願いしたいというふうに思います。

次に、新学習指導要領についてお尋ねをしたいというふうに思います。

学習指導要領は、時代の変化や子どもを取り巻く状況や社会のニーズを踏まえて、約10年ごとに改訂されておりますけれども、今回の学習指導要領は2017年に改訂され、2020年から小学校、2021年から中学校と順次実施されていく予定になっているようでございます。

その主な改訂内容と本格実施までの間につきましては、自治体によって対応は違うようでございます。町の実施計画についてお尋ねをいたします。

**○議長（宮川安明君）** 学校教育課長。

**○学校教育課長（荒田慎一君）** まず、新学習指導要領の主な改訂内容についてお答えをさせていただきます。

先ほど議員おっしゃるとおり、学習指導要領は、およそ10年に一度改訂がなされております。今回の改訂は、小学校、中学校が平成29年3月に改訂をされ、議員先ほどおっしゃいましたように、小学校では平成30年度、31年度の先行実施の可能な移行を受けて、来年度、令和2年度から全面実施というふうになっております。また中学校では、平成30年度から令和2年度までの先行実施の移行期間を経て、令和3年度から全面実施となります。高校ではですね、平成30年3月に改訂をされ、令和元年度から令和3年度までの先行実施の可能な移行期間を経て、令和4年度から年次実施されていくことになっております。

今回の小中学校の学習指導要領の改訂の主な内容につきましてご説明をさせていただきます。

今回の改訂の主なポイントとしましては、まず一つ目としまして、主体的、対話的で深い学びということで、アクティブラーニングというふうになっております。また、各学校におけるカリキュラムマネジメントの確立、また情報活用能力の育成等が挙げられているところでございます。あと具体的な改善事項としましては、言語能力の確実な育成、理数教育の充実、伝統や文化に関する教育の充実、道徳教育の充実、体験活動の充実、外国語活動の充実が挙げられておるところでございます。

これらの改訂の中、報道でご存じのとおり、外国語教育の充実としまして、小学校5年生から外国語、英語が教科として取り扱われることになっております。また道徳教育の充

実につきましては、特別教科の道徳としまして、小学校では平成30年度から、中学校では平成31年、令和元年度から教科として授業が展開されているところでございます。一応、自分のほうからはこれで答弁を終わりたいと思います。

**○議長（宮川安明君）** 井芹議員。

**○10番（井芹しま子君）** 今回の改訂内容の大まかな変更と申しますか、改訂内容についてはICT教育、それから英語教育、道徳の教科化が挙げられるというふうに思うんですけども、その中で、ICT教育でですね、目指すものといいますか、どのような教育をしようとしておられるのか、その概要と申しますか、それを進める上でのですね、ICT教育機器導入の現状と、今後の教科化によって、どのような対応になるのかについてお尋ねをさせていただきます。

**○議長（宮川安明君）** 学校教育課長。

**○学校教育課長（荒田慎一君）** 今、ICT教育機器の導入の現状と今後の対応についてお答えさせていただければというふうに思います。

平成29年度に小中学校に電子黒板を普通教室に33台、児童生徒用タブレット111台を導入させていただいております。

平成30年度に学級増に伴います電子黒板を2台、各小学校でおきますと最大クラス人数分に足りるような形で不足分の54台を導入させていただいております。また本年度、令和元年度におきましては、小中学校の特別教室、理科室等で使用できるような電子黒板を5台、中学校に学年で使用できるタブレットとして46台を導入をさせていただいております。

今後の対応ですけれども、文科省が推奨されています3クラスに1クラス分の児童生徒のタブレットの導入を計画的に進め、将来的には、1人1台を目指していきたいと考えております。ただ、今、文部科学省では2024年度までに児童生徒1人1台の環境を整えるために予算確保をされていくとの動きがあっているようですので、その動向を視野に入れ、町長部局と協議をしながら、早目の対応ができるよう情報収集に努めていきたいというふうに考えております。

以上になります。

**○議長（宮川安明君）** 井芹議員。

**○10番（井芹しま子君）** 答弁いただきましたように、IT機器の導入はさらに進んで、国の方針もあって進められようとしているわけですけれども、IT、ICTなど、目まぐるしく進化する機器の進歩や情報化時代、先生方におきましてはですね、どのようにこういった機器を使いこなして、教育、学力向上につなげようとしておられるのか、お聞きをします。

**○議長（宮川安明君）** 学校教育課長。

**○学校教育課長（荒田慎一君）** 先生方の教育内容の充実、また指導等はどうなっているのかということでお答えをしたいというふうに思っております。

ICT教育機器を導入しましたので、先生方には活用していただくために、導入する1年前、平成28年度から電子黒板、またタブレットの活用について、県内または近隣の県外

の先進地校です、視察研修を中心に実施をさせていただいております。

それにつきまして、先生方には、3年間のうちに必ず1回は研修を受けていただくという事で考えており、その研修の成果をもとにですね、教育内容の充実につなげているところでございます。

また、国のICT活用教育アドバイザー派遣事業をですね、平成28年度から昨年度平成30年度まで3年間取り組み、先生方への支援、またアドバイスをいただいております。それに加えて、熊本県からICTを活用した未来の学校創造プロジェクトの指定をですね、平成30年度2校、甲佐中と龍野小学校、令和元年度、本年度ですけれども2校、甲佐中学校と甲佐小学校の指定を受けさせていただいております。その指定をもとにですね、ICT活用指導力向上に努めているところでございます。

本年度はさらにICTをどの場面でのどのように生かすのか、また、今までの板書をどう整理していくのかを研究していただき、その成果を全ての学校に配信していくこととしております。

以上になります。

**○議長（宮川安明君）** 蔵田教育長。

**○教育長（蔵田勇治君）** 新学習指導要領に関してご質問をいただきましたので、私のほうからつけ加えをさせていただきたいというふうに思っております。

本町におきましては、平成27年度に作成いたしました甲佐町教育大綱におきまして、英語教育、道徳教育の充実、そしてICT機器の整備と情報活用能力の育成等を掲げて教育の充実に取り組んでまいったところでございます。

また、町長マニフェストの中にも英語力の強化、道徳教育の推進、郷土愛、自然体験等がうたわれておきまして、今回の学習指導要領の改訂の方向性を先取りした形の教育を進めてきたところでございます。

また、来年度から小学校から新学習指導要領の完全実施が始まりますけれども、本町では改訂以来、本町の状況を踏まえて、可能な範囲で新学習指導要領先行実施をしております。今後、改訂の最も重要なポイントであります先ほど説明がありました、主体的、対話的で深い学び、アクティブラーニング、これを中心とした子どもたちの理解力が高まり、そして子どもたちが自分の力、頭で物事を考え、課題を解決していく、そのような力を育てる授業が深まっていきますように、教員の授業力の向上に取り組むように指導してまいりたいというふうに思っています。改訂の趣旨に沿った教育環境の整備、そして教育活動の改善に努めてまいりたいというふうに考えております。

**○議長（宮川安明君）** 井芹議員。

**○10番（井芹しま子君）** また、英語教育もですね、小学3年生から活動、それから5、6年生で教科化されるわけですけれども、その点についてはですね、どのような目標を持っておられるのか、どのような体制でですね、授業をされようとしているのか、現在と今後の対応について、またこれについてもお尋ねをさせていただきます。

**○議長（宮川安明君）** 学校教育課長。

**○学校教育課長（荒田慎一君）** 今、英語の教育の充実という形でご説明させていただければと思います。

今、議員おっしゃるとおり、3年生から活動が始まっております。本年度、うち甲佐町におきましては平成29年度から1年生から国際理解ということで英語に触れ合う授業を展開をさせていただいております。それにつきましては、町独自でALTを雇用し、各学校に行っていただきながら英語力向上を小学1年生からですね、1、2年生は国際理解ということで英語に触れ合う時間を設けながら、3、4年生からだんだんと単語等、会話等をですね、増やしていくという形で取り組んでいるところでございます。

今後でもですね、そういう形で各学校の先生方と協議をしながら、連携を図りながら、英語の教育の向上等に努めていきたいというふうに考えております。

以上になります。

**○議長（宮川安明君）** 井芹議員。

**○10番（井芹しま子君）** 先ほど答弁をいただきました中で、道德教育の推進、充実という答弁が何回もありましたけれども、道德がですね、活動からこれが教科化されるわけですけれども、教科に格上げされるといいますか、これが点数、評価されるということですから、人間の価値や判断に国の基準を示して、子どもたちに点数をつけるというのは非常に、ひと昔を考えますとちょっと危険なことかなというふうに変に危惧しておりますけれども、町はこの点についてどういうふうにお考えでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** 学校教育課長。

**○学校教育課長（荒田慎一君）** 今、特別教科道德の評価についてということでご質問にお答えしたいと思います。

道德教科の評価につきましては、全体的に評価するのではなくてですね、個々一人一人の個人の目標に向かった道德価値を自分ごとに理解した、どれだけ理解したかという部分で評価をするような形になっております。

それですので、今議員おっしゃるとおり点数化するのではなく、評価としましては記述式で評価という形になっておりますので、ここに点数が行くわけではなくて個人がどれだけ伸びたかとか、個人がどれだけこの道德教育に向かってどれだけ伸びたかという、記述式での評価になっておりますので、それで行っていききたいというふうに町としても考えております。

以上になります。

**○議長（宮川安明君）** 井芹議員。

**○10番（井芹しま子君）** 評価の中身もですね、非常にいろいろ項目も多うございまして、そういった中で一つ一つ評価をするというようなこと自体がですね、内容によってはですね、非常に問題もあるかというふうに思います。記述式ということですから、評価をするという点ではですね、どうだろうかというふうに非常に危惧をしております。

また、次にですね、こうした指導要領の改訂によって授業数も増えるわけでございますけれども、先生方の負担感はですね、相当大きいものがあるというふうに思います。英語

にしましても、ICTにしましてもそうでございますけれども、今、教職員の長時間労働がですね、非常に問題になっております。しかし、国会ではですね、国民の強い反対を押し切って、1年単位の変形労働時間制の導入を決めました。

この制度は、繁忙期に1日10時間労働を可能として、閑散期に休みをとってもらい、1年平均1日当たり8時間におさめるという制度ですけれども、これが人間の心や体がですね、繁忙期の労働をですね、閑散期に回復できるようになっているかという点、どんなでしょうか。人間の体はそのようにはなっていないというふうに思うんですね。そういった点では日々の労働時間のこの削減がですね、本当に重要だというふうに思います。現在の町の先生方ですね、労働環境は、そういった点でどういうふうになっているのか、現状と、そして町として対応しておられることがあれば、その点についてお尋ねをさせていただきます。

**○議長（宮川安明君）** 学校教育課長。

**○学校教育課長（荒田慎一君）** 今、議員おっしゃるとおり、教職員の働き方改革、また、今現状はということでお答えをさせていただければと思います。

町としましては、まず、教職員の勤務時間の管理を行うために、全学校にタイムカードでの勤務時間の確認を行っております。その時間の確認を行った部分を、毎月勤務時間の報告を教育委員会にいただいているところでございます。

超過勤務の現状といたしましては、学校の行事等ですね、月ごとのばらつきはありますけれども、今45時間を超える教職員が平均で48%という状況で、そのうち80時間を超える教職員が25%というふうになっているところでございます。あと、それに対する町の対応はということですので、それにつきましてもお答えをさせていただければと思います。

超過勤務の教職員につきましては、国が示しています公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインというのがありますので、それをもとに管理職であります教頭、校長から勤務の実態の把握と、業務改善に向けての指導等を行っていただいているところでございます。

また、本年度からはICTを活用した校務支援ソフトを試験的に導入をしており、教職員の業務短縮に活用をいただいているところでございます。それにまた、小学校におきましては、全ての小学校の運動部活動を平成30年度末に社会体育に移行しておりますし、中学校におきましては、本年6月から部活動指導配置事業としまして、部活動指導員をですね、3名委嘱し、教職員の業務負担軽減に努めているところでございます。

さらに本年度、全学校をですね、コミュニティスクールに指定をしまして、地域と連携を図ることにより、学校以外でできる業務とですね、登下校の安全に関する対応等について、地域や保護者で担うことで教職員の働き方改革にもつなげているところでございます。今後も学校、地域と連携を図りながら、教職員の働き方改革の推進を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上になります。

**○議長（宮川安明君）** 蔵田教育長。

**○教育長（蔵田勇治君）** このことについても、私のほうから補足をさせていただきたいというふうに思います。

本町におけます教職員の勤務の実態については、先ほど学校教育課長が答弁したとおりでございます。タイムカードの導入、そして校務支援ツール「ミライム」といいますけれども、その導入によります勤務時間の把握とそして管理、指導等を行っておりますし、部活動の社会体育への移行、部活動指導員の導入など進めてまいりました。

また、全ての学校に学校運営協議会を設置いたしまして、全部の学校がコミュニティスクールと、国版のコミュニティスクールという位置づけをとっております。このことで、地域の方々の支援、そして学校運営へのご意見を取り入れることができるというふうに行っているところでございます。

このほかですね、会議や研修の効率化、日常業務の効率化、外部人材の活用など、教職員の意識改革も含めて取り組んでいるところではございますが、しかしながらですね、私はまだまだ教職員の勤務実態の改善は十分ではないというふうに認識をしておるところでございます。

教職員の働き方改革につきましては、国によります公立の義務教育小学校等の教職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法の見直し、また、先ほど議員からも言われました労働時間ですね、フレキシブルな取り扱い等について国のほうで検討がされておりますけれども、本町といたしましても、それを待つことなく取り組むべきところは取り組んでいかねばなりませんので、町内の各小中学校の設置者であります甲佐町、そして甲佐町教育委員会、そして学校の管理職、教職員、地域の方々、また、関係する機関の方々との連携を深めてその支援をいただきながら、教職員の働き方改革、負担の軽減、子どもと向き合う時間の確保に努めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

**○議長（宮川安明君）** 井芹議員。

**○10番（井芹しま子君）** 町の教員の方のですね、労働環境もまだまだ厳しい状況にあるようですけれども、町としましても今答弁にありましたように、タイムカード、それから勤務時間の管理など、そうした町としての改善もですね、進められているようでございます。

先生方、教員としてですね、その力を十分に発揮して、子どもたちの成長と向き合い、行き届いた教育をしていただくためにも、長年問われておりますこの長時間労働など労働環境の改善はですね、待ったなしの課題になっているというふうに思います。

どうか町としてもですね、実効性ある検討をですね、していただきながら、十分この点についての対処を求めて質問を終わりたいというふうに思います。どうぞよろしく願いをいたします。ありがとうございました。

**○議長（宮川安明君）** これで、10番 井芹しま子議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。

5分間休憩します。11時35分から再開します。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時35分

---

**○議長（宮川安明君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番 荒田博議員の質問を許します。

7番、荒田博議員。

**○7番（荒田 博君）** 7番、荒田博でございます。一般質問通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、有害鳥獣対策についてということで、近年ですね、有害鳥獣の被害が拡大しているというふうにお話を聞いております。それを踏まえてですね、町としての最近の状況がどうなっているのかをお尋ねいたします。

**○議長（宮川安明君）** 農政課長。

**○農政課長（井上幸介君）** それでは、有害鳥獣被害の最近の状況というところでお答えいたします。

有害鳥獣の被害状況につきましては、電気柵の普及や駆除隊の駆除活動により、横ばいの状況でございましたけれども、熊本地震以降、個体数が増加しており、生息域が平坦地へ拡大している状況となっております。

聞くところによりますと、震災前につきましては、イノシシの出産がですね、年に1回だったというものが、現在では年に3回子どもを産むというような状況も聞いております。そのため、かなり個体数が増加しているというところがございます。そして平場に降りてきているというところの状況で、その影響で被害面積、被害額ともに、現在のところ増加傾向になっているというところがございます。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 荒田議員。

**○7番（荒田 博君）** そういうことですね、今地震以降に被害が拡大しているということで、それに伴ってですね、個体数が増えているんだけれども、町としての駆除の状況、数は増えているのか横ばいなのか、そのあたりはどうでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** 農政課長。

**○農政課長（井上幸介君）** 町としての駆除の状況ということでございますけれども、今度、あしたの補正予算の中でもちょっと計上させていただきたいというふうに思っておりますが、個体数の増加に伴いまして、駆除隊によるイノシシの駆除の数というのもすごく増えております。

イノシシに関しましては、これは実績でございますけれども、昨年、平成30年度の駆除実績が116頭と、令和元年度、これは今現在でございますけれども、イノシシに関しては、駆除実績は226頭と、倍以上とれているというところがございます。これにつきましては箱わなやくくりわなによるわな班での捕獲数が増えているというところと、もちろん先ほど申しましたとおり個体数が増えていますので、それで、わなにかかる個体が増

えているというような状況でございます。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 荒田議員。

**○7番（荒田 博君）** そういうことですね、被害も増加しており、駆除している数も増えているということでございます。現状であればですね、その被害額がこれに伴ってですね、減っていけばいいんですけども、被害額が上がって行って駆除数も増えているということであれば、駆除をする、何ていうかな、まだ追いついていないというような状況ではないのかなと思っております。

聞くとところによると、そういう町としての支援が、箱わなを提供したりとか、そういう部分かと思えますけれども、猟友会等の鉄砲等で撃つ方の後継者が今、年々高齢化、いろんな先ほどの農業の質問の中でも高齢化の話もありましたけれども、どうしてもですね、逆ピラミッドということで高齢者が増えており、どこの問題でもですね、後継者の不足による問題がございます。そのあたりの町としての今、後継者のことに関してはどう考えていらっしゃるでしょうか、をお尋ねいたします。

**○議長（宮川安明君）** 農政課長。

**○農政課長（井上幸介君）** それでは、駆除隊の後継者問題というところで答弁させていただきます。

有害鳥獣の駆除を委託しております有害鳥獣駆除隊、それは、現在28名の方が活動されております。それと、その平均年齢が約70歳というところで、議員おっしゃるとおり、年齢層の高さがうかがえるところでございます。

今後駆除隊の高齢化による免許返納も想定されますし、隊員減少による駆除活動の影響が懸念されているところでございます。

隊員数を増加させるためには、新規の狩猟免許取得者を増やすことなどが考えられますけれども、銃免許につきましては、家族の同意や取得費用が高額であることなど、ハードルがかなり高いため、新規取得者の増加はなかなか難しい状況でございます。

一方、わなの免許につきましては比較的取得しやすくなっておりますので、昨年、平成30年度から有害鳥獣駆除隊の中に、わな班というものを設置しております。先ほど議員おっしゃいましたとおり、箱わなの貸し出しやくくりわな、足にひっかけるわなのことでございますけれども、その配付等によるわな免許取得の増加対策を行っているところでございます。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 荒田議員。

**○7番（荒田 博君）** まず、そういうことで今答弁をいただきましたけれども、大体、町として、どのくらい箱わなとかわな班の頭数とか、そのあたりの件数とかわかりますか。

**○議長（宮川安明君）** 農政課長。

**○農政課長（井上幸介君）** お答えいたします。わな班につきましては、頭数としては今のところまだ区分をしておりませんので、226頭のうちの半分以上が今わなでの捕獲に

なっております。

それと、箱わなの基数に関しましては、昨年5基購入しております、それについては中横田のほうで組織されている実習的な駆除隊、駆除組織のほうに貸し出しを行っているという状況でございます。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 荒田議員。

**○7番（荒田 博君）** そういうことですね、町として今後取り組みのですね、後継者のこともありますが、できることとしては箱わなの増加の貸し出しとか、そういった部分かと思えます。ほかに、町としてですね、それ以外の、要は新規取得に抵抗が、なかなか増えないということでございますので、そのあたりもですね、町としてしっかり考えていただければと思います。このことについてはですね、田中議員のほうもまた聞かれると思いますので、またよろしく願いして、次の問題に入りたいと思います。

道路5カ年計画について。道路整備5カ年計画の見直しと進捗についてということで、平成26年12月に策定されており、平成27年度から実施ということで、今年度は終わりかなと。道路5カ年計画のまた見直し期間になるのではないのかなと思います。その中で、この5カ年間で今の進捗具合ですね、終わった箇所も多数あるかと思えますけれども、そのあたりの進捗をお尋ねいたします。

**○議長（宮川安明君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** それでは、現計画のですね、進捗状況を報告させていただきます。

現計画の道路整備5カ年計画の進捗状況ですが、まず骨格道路としまして4路線、松ヶ崎妙見谷線、山出県道線、大町塔ノ木線、仮称乙女橋御船線があります。このうち、2路線の松ヶ崎妙見谷線と山出県道線については事業が完了しております。施工中であります大町塔ノ木線については現在、終点側の交差点改良工事に着手しております。

未着手となっております路線の仮称乙女橋御船線については、御船町の復興計画の整備路線としても計画してありますので、今後、事業実施に向けた具体的な協議を進めていきたいと考えております。

また、生活道路としましては8路線があります。世持麻生原線については平成30年完了。本年度中に吉田県道線が完了する予定です。上揚井戸江線、仁田子古川線については、令和2年度の完了予定となっております。現在施工中の西寒野打越線、迫線、早川下糸田線の3路線については、交付金等の配分次第ではございますが、令和3年度から令和4年度に完了する予定でございます。

また、未着手となっております下知行幸野線については、今回の道路整備5カ年計画の見直しに伴い、再評価を行っていくことにしております。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 荒田議員。

**○7番（荒田 博君）** そういうことですね、今進捗の状況について回答をいただき

ました。骨格道路についてもですね、2路線がほぼ終わってあと残り2路線で、一つはですね、乙女橋御船は御船のほうでされるということで、一応町としての意向でそのまま町のほうも道路計画へ載せていくということでございますので、大町塔ノ木線、あすの審議の中の一般補正の中で予算が上がっておりますけれども、交差点改良の部分に係る土地建物の移転の費用等は載っておりますが、ようやく取りかかりが始まったのかなと思っておりますけれども、起点と終点ですか、その部分が始まったかなと思っておりますけれども、その先の見通しは大体どのぐらいを計画されているのでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** 早川地内の集落地内でございますけれども、これにつきましてはまだ実施の測量をやっておりませんので、今年度ですね、実施測量をしてある程度の線形を出したところで地域のほうへ下ろしてですね、協議を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 荒田議員。

**○7番（荒田 博君）** そういふことですね、先々の見通しができるようにですね、早急な対応をお願いしたいなと思っております。

先ほど、生活道路8本の中でおっしゃられましたが、交付金の減額がですね、見通しが見つからないということで先送りになって、優先順位をつけながらされているという、そういう努力はですね、非常にわかっておりますけれども、先ほどの説明の中ではですね、大体令和3年度ぐらいには生活道路も終わるのかなというふうに思っております。

その中で見直しの時期が来ておりますけれども、その見直しで、今道路整備5カ年計画の主要な路線に関してはですね、下知行幸野線が再検討というか、今まで未着手といえますか、進んでおりませんが、それ以外はですね、ほぼもう完了というか見通しができているのではないかなと思っておりますけれども、今後新たに増える路線とか、そういった部分の検討はなされているのでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** 今回の見直しにつきましては、10月からですね、各行政区に対して要望路線等の要望のアンケートをとっております。その中で、道路整備計画に上がってくるような路線については、現在検討中でございます。それを踏まえてですね、今回の見直しの路線にも上げることでございます。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 荒田議員。

**○7番（荒田 博君）** そういふことですね、策定委員会がありますけれども、その中で検討していただいてですね、また策定いただいたときには、また報告していただければと思いますが、その中でですね、本町において町道で救急車などの緊急車両が通らないような場所があるのかなのか。もしそういうのがあればですね、この見直しの中でも検討していただきたいと。上消のほうでも、今は火災等の出動よりもですね、救急救命の出

動の件数が年々増えております。そういうことですね、本町においてそういった場所があるかないか。なければいけないで結構でございますけれども、そのあたりが心配でございますので、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 緊急車両が通らない町道としましてはですね、全てを把握はしていませんけれども、幅員が2メートル以下の部分であれば緊急車両が通らないのかなという認識を持っております。

その中でですね、そのような地域からの要望ですとか、緊急車両が通らないというような生活道路の整備要望がございましたらですね、先ほど申し上げましたように、道路整備策定委員会で審議をいたしまして、道路整備5カ年計画に登載をいたしまして、計画的に整備をやっていくことになると思います。

それと、また一部にはですね、道路のカーブ区間や、退避場あたりが狭くてですね、緊急車両が通らない部分につきましては、この生活道路等は関係なく行政区要望等の意見を踏まえてですね、町のほうで優先順位を考えたところで維持工事などの対応をですね、部分的にはやっていくことを考えております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前11時51分

再開 午前11時51分

---

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 失礼しました。緊急車両が通らない幅員としましては、2メートル以下の部分は通りませんので、あるかないかということでしたらあります。約5路線ほど、町道としましては、2メートル以下の路線がございます。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前11時51分

再開 午前11時52分

---

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） そういうことですね、あるということでございますので、その点はですね、見直しのできる部分であればですね、上げていただいて進めていただければなと思います。町長もですね、上益城消防組合の管理者でもございますので、そ

のあたりもしっかりとありますので、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

**○議長（宮川安明君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 上益城消防署の管理者だからどうこうということでもありませんけれども、町道、あるいは町道じゃなくても里道において狭あい事業で取り組んで幅員を広げた、そういった実例もですね、これまであっておりますので、そういったところについて再度精査をして、道路整備計画の中でもその件についても話題に挙げながら協議していきたいというふうに思います。

**○議長（宮川安明君）** 荒田議員。

**○7番（荒田 博君）** そういうことで、是非、よろしく願いいたします。

続きまして、3、国土強靱化計画についてに入っていきます。

国土強靱化計画、国が強靱な国づくりということでされておりますけれども、その中でも今度は町としての国土強靱化計画というようにお話を聞いております。その中で、具体的なことがわからないものですから、本町として取り組むのか取り組まないのか。取り組むのであればどういうことがあるのか、そのあたりをお尋ねしたいと思います。

**○議長（宮川安明君）** 企画課長。

**○企画課長（北野 太君）** それでは、現在進めております国土強靱化地域計画につきましては、ハードからソフトまで全庁的な計画となるため、本町では企画課のほうで策定を進めております。

中身につきましては、近年、東日本大震災や熊本地震等の大規模な震災をはじめ、地球温暖化などを起因とするスーパー台風や局地的な集中豪雨による記録的な風水害や土砂災害などの大規模自然災害に対する、事前の備えを行うことの重要性が広く認識されております。

今後再び熊本地震のような大震災、または台風や豪雨等による度重なる大被害がいつ発生してもおかしくないという認識のもと、人的、物的被害に対し、速やかな対策を図ることが、今後における重要な課題となっております。

このような中、国が策定された国土強靱化基本計画に基づき、熊本県でも熊本県国土強靱化地域計画が策定されておまして、あらゆる大規模自然災害に対して致命的な被害を負わない強さと速やかな回復をするしなやかさを持った国土強靱化の実現に向けた取り組みが進められているということになっております。

本町におきましても、あらゆるリスクに対して強靱な甲佐町をつくり上げていくため、国土強靱化に関する施策を計画的に推進することを目的に、甲佐町国土強靱化計画を本年度中に策定するという計画としております。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 荒田議員。

**○7番（荒田 博君）** そういうことですね、本町としても地域計画を策定することで今動いているということでございますけれども、冒頭にハードからソフトまでということですので、どういうことを、今制作中でございますので何とも言えないかと思

ますけれども、どういうことを考えられているのか、そのあたり、もし差しさわりのなければ教えていただきたいと思います。

**○議長（宮川安明君）** 企画課長。

**○企画課長（北野 太君）** 国土強靱化地域計画の内容ということでございますけれども、この地域計画は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための、防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画となっております。本町の行政運営の指針となる甲佐町総合計画との整合性を図りながら、それぞれの担当課で策定している分野別個別計画の施策に対する国土強靱化に関する指針となるものでございます。

内容につきましては、いかなる大規模自然災害等が発生しようとも、町民の生命を守ること。本町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。町民の財産、公共施設に係る被害を最小限化すること。迅速な復旧復興を可能にするものの四つの基本目標の実現に向け、事前に備えるべき目標を設定し、その目標の妨げとなる、起きてはならない最悪の事態、リスクシナリオと言いますけれども、それに対応した方策となるよう各課が策定しております、今やっております事業を設定して推進していくという計画となります。

具体的に申しますと、今言われております堤防あたりが決壊した場合の浸水と内水対策といったハード事業もありますけれども、ソフト的には、熊本地震で経験したような避難所の対応とか、そういった避難される方への初動対応とか、福祉的な部分とかいう部分を総合的に、まず大きな被害にならないような計画を策定しておくというような計画となるということでございます。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 荒田議員。

**○7番（荒田 博君）** そういうことで、今出ましたハード面についてはですね、午後から2名の議員さんが質問されますのでそこは置いときますけれども、ソフト面等ですね、ただその基本理念、町に則った部分に共有する同じようなところに関しての基本理念を強くするだけの計画で終わるんですか。そんなソフトの計画を立てたことによって、国のほうから支援が来るとか、そういった部分はないんですか。

**○議長（宮川安明君）** 企画課長。

**○企画課長（北野 太君）** 議員おっしゃられるとおり、まず町の計画を立てるということで、いろんなソフト面で被害をこうむられる前に他の機関との協定を結んでおくとかですね、というようなことを、そういった指針を明記しておきまして、その下にあるいろんな福祉分野、医療分野とかいろんな計画への指針となるというのが前提でございます。その計画を策定することによって、今後予定されている国土強靱化関連予算が国のほうで予定されておりますけれども、まず、今はまだはっきりと申し上げられませんが、国が計画しているのはそういう市町村において地域計画を策定したところに対する配分を国は考えられているというようなことで聞いております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） そういうことですね、今策定中でございます、そういうことで基本計画をしたところには、それに対しての補助とかがあるかもしれないということで、決まってないものですからですね、そのあたりも十分ですね、利用できるところは利用しながら、これはいつ起こるかわからないことでございますので、そういった国の支援等を活用しながらですね、計画していただければと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮川安明君） これで、7番、荒田博議員の質問は終わりました。

昼食のため、しばらく休憩します。

午後は1時より会議を開きます。

---

休憩 午後0時02分

再開 午後1時00分

---

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番、佐野安春議員の質問を許します。

6番、佐野安春議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野安春でございます。質問通告書に従いまして、質問を行ってまいります。

まず初めに、激甚化する自然災害に対する防災の見直しと強化対策ということで質問を行います。

まず最初に、最大想定雨量を予想しての洪水ハザードマップの見直しのことについて質問を行います。今年の10月日本列島に押し寄せた台風19号は、主に関東、信越、東北地方に大きな被害をもたらしました。報道によれば、お亡くなりになられた方や行方がわからない方が100名を超えています。重軽傷者が約500名、住宅の全半壊が約1万2,000棟、床上浸水が約2万8,000棟の大きな被害でした。雨量については、神奈川県箱根町が降り始めからの降水量が1,000ミリを超え、10月12日、1日の降水量が922.5ミリだったと報道されています。決壊し被害が出た河川の数も71河川、140カ所と言われております。このような台風や豪雨などの災害は、近年、毎年のように日本に押し寄せています。また、これからもこのような災害が予見されています。

そのような状況の中で、甲佐町は災害対策をどうするかであります。備えることの一つに、洪水ハザードマップがあります。現在の洪水ハザードマップは、いつ作成されたのか、また、見直しが行われているそうですが、どのような見直しが行われているのかお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それでは、ハザードマップの見直しについてお答えいたします。見直しについては、今年度見直しを行うようになっております。前回のハザード

マップについては、平成20年3月に策定され、その後、21年度に配布をいたしております。これは、このときの想定雨量は、緑川流域で1日に24時間雨量ですけれども、355ミリという降雨を想定したところで作成しております。これは150年に1回という確率でございます。今回、ハザードマップの見直しにつきましては、平成29年に国土交通省が緑川流域において想定し得る最大降雨12時間雨量595ミリで作成したL2洪水浸水想定区域図、想定最大規模をもとに必要な情報を盛り込んで見直しを行うこととしております。これは、24時間雨量から12時間雨量に短縮をしております。

浸水想定区域図の前提となる降雨規模を最大規模にすることが水防法改正に定められており、最悪の事態を想定し日ごろから防災に対する意識を持ってもらうことで、被害を最小限に抑えることを目的で、作成することとしております。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 新しいハザードマップの想定し得る最大降雨12時間595ミリは、平成29年国交省が作成した洪水浸水想定区域図をもとにして見直しを行うということでしたが、国交省九州地方整備局熊本河川国道事務所ホームページに上げられている洪水浸水想定区域図の説明文には、次のように述べられております。「支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります」とあります。甲佐町の過去の洪水による被害は、長い期間の中では緑川堤防決壊による被害も実際にあっています。そのことも当然想定されなければならないというふうに考えますが、平成28年6月豪雨による被害は、宮内地区においては大きな被害がありました。洪水浸水想定図には上揚から上流部は含まれていないようです。過去の内水からの被害実績を調査して、内水からの増水による氾濫も考慮する必要もあるかと思えますがいかがでしょうか。また、新しく作成されるハザードマップの活用は、どのように考えておられるのかお尋ねいたします。

**○議長（宮川安明君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** 今回作成するハザードマップにつきましては、上揚地区から以下の直轄河川についてのハザードマップとなりますけれども、県が管理しております河川につきましても来年度に浸水想定区域が示されますので、それをもとに順次情報を組み入れていきたいと思っております。

それと、今回見直しをするハザードマップは、緑川の堤防が破堤、決壊する想定で作成いたしますので、緑川沿川の平野部につきましては、3メートルから5メートル以上の浸水が想定されます。平地にあります避難所も浸水しますので、どこに避難をするかを日ごろから考えておく必要があることを意識してもらうため、また、災害の種類や規模を想定した避難経路や避難場所の検討を行い、広域的避難等についても示していく考えでございます。

それと、避難経路の把握をするために全体的な、広域的なマップの作成や地区別の詳細版、災害別など、情報を取り入れて他町でも現在作成されておりますけれども、その辺のいいところを採用いたしまして、住民の方に幅広く活用してもらえよう、見やすさや利用しやすさを考えて作成をしていきたいと考えております。

また、配布先につきましては、全戸配布と各学校、公民館、または企業、病院等にも配布を考えております。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 緑川水防災意識社会再構築協議会の資料によりますと、流域住民への防災意識アンケート結果には、洪水が起きたとしても自宅は浸水しないと思われる方が7割、ハザードマップを認識していない方が8割、避難情報の意味がわからないが4割、自主防災組織を認識していないが6割などがあります。防災の意識がまだ余り深まっていないと考えます。全戸配布はもちろんのこと、行政区ごとの説明会を開いて、ハザードマップの必要性などについて町民の皆さんに認識を深めていただくことが求められていると思います。

また、想定浸水からの避難訓練の必要性もあると思います。ハザードマップが最悪の事態を想定し、防災に対する意識を持ってもらうことで、被害を最小限にすると答弁いただきましたが、避難時にハザードマップを見ながら避難所に向かうことは困難だと思われます。日ごろから、ハザードマップを見て現地を歩き、災害時に備える必要があると思います。特に、洪水想定図から浸水が予想される地区においては、地区内に避難用具の設置や避難訓練の必要性があると思います。ハザードマップを新たにすることで、町民の皆さんへの説明会や避難訓練についてはどうお考えでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** 暮らし安全推進室長。

**○暮らし安全推進室長（佐々木善平君）** ハザードマップを用いての町民への説明とか避難訓練についてでございますけれども、当然、議員がおっしゃいますとおり、このハザードマップができた際には、町民の皆様への周知は徹底をしたいというふうに考えておりますし、避難訓練にありましても、今年も町の防災訓練がございましたけれども、各行政区ほとんどがそれぞれ避難訓練を実施をしていただきました。私といたしましては、非常に防災意識は高まっておるといふふうに考えております。今後も、そういう避難訓練、あるいは死なないための対策とか、そういうことは皆さんの機運が非常に高まっているというところでございますので、しっかりと実施をしていきたいというふうに考えております。

**○議長（宮川安明君）** 佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 質問を進めさせていただきます。

続いて、緑川水系整備計画期間短縮の要請ということで、国交省九州地方整備局による緑川水系整備計画は、平成25年1月に発行されています。この計画を見れば、概ね30年間で整備するとうたわれております。毎年のように起こる大規模自然災害の発生を考えれば、甲佐町では、平成28年6月豪雨という大きな災害もありました。これ以上の災害が全国的

には今年も起こっております。ぜひとも整備期間を加速化し、沿川地域住民の安心、安全を国の力で早期に図っていただきたいと考えるものです。

緑川水系整備において、甲佐町における未整備について把握されているかと思いますが、いかがでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** 緑川水系における未整備地区について把握されているかということですが、緑川水系整備計画では、堤防整備計画や強化対策箇所、河道の掘削箇所、間伐箇所など記載されていますが、緑川水系全体での完成堤防の整備率は最近の記者発表では54%となっております。甲佐町管内の整備率については公表がされておられませんので、不明となっております。

未整備区間を把握しているかということですが、整備計画に記載がある堤防整備箇所のうち、船津地区が堤防がいまだにつながっていない区間であり、優先して整備を進めるよう要望をしているところでございます。整備計画に記載されている以外の箇所についても、国の減災、防災、国土強靱化のための緊急点検なども行われ、点検結果を踏まえた対策が実施されております。

また、日ごろの巡視などで点検が行われており、異状箇所等があった場合には、これまでどおり早期の対応をお願いすることとしております。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 堤防の未整備区間につきましては、船津の一部に未整備区間があるというお話でありましたが、甲佐町における緑川の未整備がどれくらいかということとは公表されていないというお話で、不明だということでしたが、船津だけでなく、国交省の資料によれば、それ以外に、例えば地域で言えば、糸田とか津志田とかというのが挙げられているのではないかというふうに思います。そういった点では、整備を行うのは国交省が行うというふうになるかと思うのですが、状況については、町としても緑川について堤防についてどうであるかということは、しっかり把握する必要があるかと思いますが、その点ではいかがでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** 町としても国交省の熊本河川国道事務所とは日ごろから河川状況や整備状況などの情報を共有して、各事業に対しても取り組みなどについては町と協議が行われております。町の意向も汲み取っていただいて、対応をしていただいておりますので、その辺については町も国交省も同様に把握をしているというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 最近の台風の大型化や集中豪雨による大災害を考えれば、25年につくられた緑川水系整備計画というのは30年を予定されておりますけれども、この30年

というのは今の状況から考えればちょっと長すぎるというふうに思います。整備計画の加速化については、どういうふうにお考えでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** こちらの加速化につきましては、整備期間の短縮はできないということですが、洪水の実績や国の財政状況、自然環境の変化や河道の状況等に基づきまして、状況の変化や治水計画、技術の進歩等により必要に応じて国のほうも適時見直しを行うというふうにされております。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** ただいまの件については、私のほうから少し補足したほうがいかなと思いますので、あえて答弁させていただきます。

この緑川整備計画の期間が30年ということで長すぎやせんかというようなご指摘ですが、ちょっと昔のことを考えてみたときに、以前の国の公共工事と、それから今の公共工事の金額、事業費というものを比べたときに、おそらく半減以下のような状況だろうと思いますし、それと、河川に係るそういう事業費については、かなりの落ち込みといたしますか、そういう厳しい状況にあらうかというお話を、よく国交省サイドのお話でよく聞くことがあります。非常に大幅に削減してこられたところでもありますけれども、先ほどから、国土強靱化のお話もありますし、少しはその辺の考え方から若干上向きになるかなという、そういう期待感もあります。ただ、依然として厳しい状況には変わらないというのが現実です。

そういう中で、緑川の整備が図られていくわけでありましてけれども、30年の中で計画すべきそういう事業が、全て完遂できるかということは、町としてはなかなかコメントはしづらいところがありますけれども、かなり厳しい状況だろうと、それが現実だというふうなご認識をぜひ持っていただきたいなというふうに思います。

ただ、甲佐町の立場からさきほどあった危険箇所であったり、急いで整備をしなくちゃならない場所、そういうところについては、先ほど課長の話にもあったとおり、国交省サイド、それから町としてもそういう共通認識は持っておりますので、あらゆるいろんな会議でありますとか、それと非公式、もちろん町としての要望活動は年に1回は必ず熊本河川国道事務所のほうに出向きまして、要望活動も行っておりますし、また非公式な要望、あるいはいろんな交流活動を通じて、町としての考え方等もお示しをしてくれているところでもありますので、この辺については、ぜひ今後も強くお願いをしていきたいというふうにも思っております。

国交省、特に熊本河川国道事務所については、町としては非常にいい関係と言うのが適当かどうかはありませんけれども、町としての考え方、要望を伝えやすいような人間関係づくりというものもつくらせていただいておりますので、そういったところは大事にしながら、少しでも早く町の要望がかなうように、一生懸命今後も努力していきたいというふうなことは申し上げておきたいと思っております。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 町長のほうからも答弁をいただきましたが、これまでも、やっぱり国交省に対して要望活動やいろんな機会を通じて、しっかりとした対応をされているということで、ぜひとも厳しい状況の中にはあるかと思いますが、住民としては緑川、また堤防の安全というようなことは、皆さんが思っていることというふうに思いますので、沿川各自治体とも協力をされて、ぜひとも要請を続け、また強めていただきたいというふうに考えております。

質問を進めさせていただきます。

内水対策の早急な具体化と町としての緑川整備計画の立案ということで、質問を行います。町総合計画においては、これまでの調査、対策案をもとに、内水対策実施計画を作成し、国、県への要望を行うとあります。具体的な内水対策はできているのでしょうか、お尋ねいたします。

**○議長（宮川安明君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** 内水対策の実施計画につきましては、平成29年度に調査を行っております。これまでも、流域別の対策の検討、効果を検証してまいって、内水対策の案を取りまとめたところでございます。内水対策は、施設によっては莫大な費用もかかりますので、事業期間や事業主体についてもさらなる協議を行っていく必要があります。

短期でできる対策では、河川の土砂撤去、側溝等の管理などの維持管理を継続的に行っております。また、ソフト対策としても、大井手川の水位監視カメラの設置などを行っております。

具体的な対策としましては、計画的に事業着手が行われるよう関係機関と連携し、情報の共有を図っております。新規事業に関しても、有利な事業で取り組みができるように準備をしておきたいと考えております。また、中長期で考えております事業に関しても、国、県、それぞれの河川管理者との協議が必要でありますし、事業の進め方についても協議をしております。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 資料を提出いただいている一覧表では、内水対策について具体的に37件あり、事業期間は短期が14件、中期が5件、長期が10件あります。国、県、土地改良区などの関係機関との協議や調整があると考えます。事業費は200万から65億7,000万までさまざまあります。事業費は総額で、資料によれば108億3,700万です。多くの事業費が必要とされる対策であります。そこまで多くの事業費を必要としない対策事業もあるようです。ぜひとも、内水対策の事業の推進を図っていただきたいとの思いがあります。

内水対策については、これまでも何度かこの一般質問において取り上げて町長にも答弁をいただきましたが、内水対策についての町長の考えをお聞かせいただければと思います。

**○議長（宮川安明君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** これまでも述べておりますとおり、先ほど議員がおっしゃったとおり、莫大な、全てを整備できたときには莫大な費用がかかるということで、まずは、町としてできることからやろうという考えには変わりはありません。そういう中で、国土強靱化といった話も、国のほうから上がっておりますし、町が作成をいたします国土強靱化計画、その中でおそらく具体的な箇所づけとか、そこまで立ち入ったところでの計画づくりになるかどうかは、まだ今から考えなくちゃなりませんけれども、おそらくそういった事柄が非常に大事な根拠になるのだらうと、私は認識をしております。ですから、そういった町の考え、それから重要度あたりを国にもわかっていた上での予算要望といえますか、そういったことをやった場合には、これまで以上に町の状況を理解していただけるんじゃないかなと思っておりますので、その点については、今後行います要望活動の中でも、しっかりとそういう要望根拠を示しながらやっていければ、もっともっと効果があるのかなという思いでおります。

内水対策で一番効果があると言えば嘉島町みたいな排水機場ということになりましようけれども、これが一番おそらく事業費的にはかかるのだらうというような思いをもっているところです。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** ごく最近の情報では、国交省が内水氾濫による被害を防ぐために、雨水の貯留、排水設備を全国で新たに整備する方針を、2019年度補正予算案に係る経費を計上したという報道がっております。甲佐町にも整備される対象になることを願うものというふうに考えております。

質問を進めさせていただきます。

続きまして、町の水防計画についてであります。緑川以外の水害危険区域、重要水防箇所の整備について質問いたします。甲佐町水防計画書では、16カ所の水害危険区域が掲載をされております。堤防高の不足や越水などの予想される危険から特に影響を受ける区域について、具体的な対策はあっているのか、また計画はあるのかどうかお尋ねいたします。

**○議長（宮川安明君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** 重要水防区域一覧に掲載しております16カ所については、現在のところ具体的な対策は計画をしてありません。これまでに災害が発生し、災害復旧工事などを行った箇所を重要水防区域として位置づけ、監視を強化をしております。重要水防区域の区域についても、近年の被害状況を調査して対策を行う必要があれば、関係機関と協議をして対応をしていきたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 危険箇所の重要水防箇所の指定につきましては、ここが危険だということで指定をしているわけですので、改善はどうしても必要なことというふうに考

えます。危険区域内の世帯数としては、この表を見れば300以上ありまして、この世帯数のおよそ2倍から3倍ぐらいの町民の皆さんがそこで生活をされているというふうに思います。ぜひ力を入れていただきたいというふうに考えます。

また、この表を見て考えるべきところがあると思いました。指定されている区域と、避難予定場所の距離が遠いところが幾つかあると思いました。現在の洪水ハザードマップでは、避難時の心得として、自動車での避難は控えてとして、特別な場合を除き、やめましょうとあります。1番にあります、例えば塔ノ木から白旗小学校までは、多分歩いて30分以上かかるのではないかというふうに思いますし、2番にあります本坂谷から甲佐小学校等には歩いて避難するというのはとてもできないのではないかというふうに考えます。

避難場所が大丈夫かなと思うようなところもあります。これは、新たなハザードマップでまた考え直される面もあるかと思いますが、現在のハザードマップで言えば、指定場所例えば、甲佐小学校は、平成28年の6月豪雨の際に駐車場が南谷川から越水した水があふれ、避難した乗用車が水没し使えない状態になっております。体育館横の駐車場は雨水調整池でもあります。校舎前の駐車場も越水した水があふれていました。今のままでは危険だと思われれます。越水を前提とした駐車場であれば洪水時の避難所としてはふさわしくないものと思います。また、14番の河川名、立神川の特に影響を受ける区域、中横田、下横田の20世帯は、避難予定場所が龍野小学校、竜野福祉ふれあいセンターとなっていますが、避難所としては距離的に一番近い場所は甲佐中学校ではないかと思えます。

予想される危険箇所と避難予定場所との距離についてどう考えるのか、また洪水時の避難場所として問題がある点についてどう考えるのか、特に影響を受ける区域と避難予定場所との設定に合理性があるのかどうか、答弁をお願いします。

**○議長（宮川安明君）** 　くらし安全推進室長。

**○くらし安全推進室長（佐々木善平君）** 　私のほうから答えさせていただきます。

配付しております資料によりますと、16の河川に対して延べ24カ所を示してございます。中にはそれぞれの地域から遠いと思われるところもあるかと思えます。避難所につきましては、それぞれ地域の状況、あるいは予算の関係から、ハード面の対応には限界があるということをご理解いただきたいというふうに思います。避難される場合には、この避難予定箇所にも必ずしも避難するというのではなく、皆さんがそれぞれにあった避難所を選択をしていただきたいと思えます。また、資料に示された避難予定箇所以外にも、親戚のお宅とか、近くの公民館とか安全な場所は多々あると思えます。甲佐町で避難所に指定しております14カ所につきましても、3,000人しか収容はできません。そういうところもお酌みいただきたいというふうに思います。

大切なことは、ご自分が住んでいる場所に皆さんがどういう水害が発生するのかを知り、対策を考えることであると思えます。ハード、ソフトの両面からしっかりと町も対応をやってまいります。

佐野議員におかれましても、防災会議あるいは水防協議会の委員でございますので、貴重なご意見をいただきながら、町民のためにしっかりとやるべきことをやっていきたいと

いうふうに思います。ぜひ、先ほどから申しておりますとおり、ハザードマップ等でそれぞれのお住まいの地域で浸水の深さなどを調べていただきまして、安全な避難場所及び避難所を確認をしておいていただき、その上で、早目の避難をお願いしたいというふうに思います。

また、車での避難はしないとされておりますけれども、先日のニュースで出ておりました、ドライブレコーダーが捉えた道路冠水緊迫の瞬間ということで、台風19号の大雨の際に避難所に向かっていたご夫婦が、道路で冠水によって立ち往生したということで、幸いにも助かったということでした。これは、冠水した道路を車で移動するというのがいかに危険であり、エンジントラブル、最悪の場合は命を落とすということにもなります。しかしながら、その前の早い段階で移動をしていただくと、車も十分に使えるのではないかなというふうに思います。もし、避難所まで遠いということであれば、避難準備の段階で早目に準備をして避難をしていただきたいというふうに思うわけでございます。

それから、甲佐小学校の件でございますけれども、確かに、平成28年に冠水をいたしました。そこにつきましては、大雨の際には避難所としては利用できませんし、駐車場にも車は置くことはできないということを、早目、早目に住民の皆さんにお伝えして、二度と28年のことがないようにやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 私のほうからは、甲佐小学校の駐車場の件で、ちょっと触れられましたので、少し説明しておいたほうがいいのかと思いますので、あえて答弁させていただきます。

先ほどの甲佐小学校の駐車場の件ですけれども、この駐車場を整備するに当たっては、小学校の整備計画を立てる際の敷地内の雨水をどう処理するかというのが非常に大きな課題となっております。これまでも集中豪雨発生の際には、学校敷地内の雨水が裏手の隣接地の民家のほうに非常に大きな影響を与えていたという事例もあっておりましたし、住民の方々からは、何とか解決をしてほしいという強い要望がありました。それを何とか対応しなくちゃならなかったのですけれども、その解決策の一つとして、では、地下浸透式の排水施設をつくって、敷地内の雨水を分水させようということを考えました。あれはただの浸透じゃなくって、その下には、浸透式のボックスカルバートを設置をしてあります。その余水を大出手川のほうに流下させるというような施設となっておりますので、普段駐車場としても使っておりますけれども、本当の最大の目的はそういう調節池としての役割が非常に大きいということは、議員におかれましてもぜひご承知おきをしていただきたいというふうに思います。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 議長、すみません。

今、ご説明いただきましたけれども、安全と思われる避難所までの経路を平常時に確認

することが重要なことであるし、またそういったことを町民の皆さんにしっかりお知らせすることが大事なことだというふうに思います。

続いて、緑川重要水防箇所について質問いたします。重要水防箇所は、AとBに区分されていますが、Aは水防上最も重要な区間とされ、上揚、上豊内、東寒野をはじめ町内19カ所となっていて、堤防断面不足、堤防高が低く、溢水、崩壊のおそれがあるなどとなっております。Bは水防上重要な区間として吉田、糸田、船津など18カ所とされていて、流下能力及び堤防、断面とも不足、溢水、崩壊のおそれなどとなっております。この重要水防箇所は、今述べましたように問題がまだ解決していない状態で、早期の解決が望まれると考えます。緑川については、国交省の緑川整備計画の関連もあるかと思いますが、先ほどの質問とも関連するかと思いますが、町としてはこの箇所についてはどういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** 重要水防箇所についてのハード面の整備だと思いますけれども、町にとっては、当然整備されることが望ましいことでございます。しかし、その中で町の立場で優先順位をつけながら、河川管理者であります国に引き続き要望をしていくこととなります。

ハード面の整備につきましては、どうしても費用と時間がかかりますので、直近の問題としまして、堤防整備箇所の状況により、どこに注意をして防災に目を向けるかが重要なことになってくると思います。

一連の堤防区間でも、どのようなリスクがあるかは、町として把握しておくことも重要なことですので、整備が進んでも、水防上重要な区間はどこなのかを把握することが必要だと思われまます。そのような中で国とも連携を継続しながら、町の防災に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 質問を進めさせていただきます。

温暖化防止が異常気象解決への道ということで、国への具体的な温暖化防止策定の要請が必要ではないかということで質問をいたします。11月27日付熊日新聞では、1面トップに温暖化破壊的影響もと題して、国連環境計画報告書において温室効果ガス排出が今のペースで続けば、今世紀末の気温が産業革命前と比べ最大3.4から3.9度上がり、破壊的な影響を生じるおそれがあると述べているとの報道がっております。1992年気象変動問題に国際社会が一丸となって取り組むため、国連気象変動枠組条約が採択され、1995年から毎年国連気象変動枠組条約締結国会議、通称C O Pが開催されております。スペインで開催されていたC O P 25の開会式で国連事務総長は、各国の温室効果ガス排出削減目標を引き上げるために、石炭中毒からの脱却を求めています。その翌日に、日本の経済産業大臣が、石炭火力発電など化石燃料の発電所は選択肢として残しておきたいと発言したことで、日本への失望が広がったとあります。異常気象の大きな原因が地球温暖化であることは明

らかであると思います。その異常気象による大きな被害を受けている日本こそ、困難はあっても温暖化防止に力を注ぐ必要があると思います。今こそ、国への温暖化防止策への積極的な行動を働きかける必要性があると考えます。町長はいかがお考えでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 大変大きな問題を投げかけられましたけれども、この地球温暖化についてのお話ですけれども、自然災害等への影響が大きいというようなお話は、よくあることでありますし、また、それが農作物の減収等も非常に懸念されるところでもあります。この地球温暖化防止対策につきましては、地球温暖化対策推進法、この法律に基づきまして、政府と地方公共団体、それぞれが実行計画を策定をして具体的な温室効果ガス排出抑制対策に取り組んでいくというようなことになっているところですよ。

そこで、本町の場合ですけれども、熊本市周辺の自治体と熊本連携中枢都市圏という組織がありまして、この中の13市町村で共同して、この実行計画を現在策定をしているところですよ。今後、この実行計画が策定された暁には、そういった施策を地域内で共有していくということになりますけれども、町としてのこれまでの身近な取り組みとしては、環境フェアを毎年1回開催しながら、そういったCO2削減の啓発であったりとか、それと再生可能エネルギー、太陽光発電設置に対しては、町からも助成をさせていただいているというような取り組みをやらせていただいております。ただ、冒頭にも申し上げたとおり、非常に大きな問題でありますので、町としての動向というよりも、これはやっぱり国のほうでしっかりと対応等について考えていただいて、その辺の方向性を我々自治体のほうにお示ししていただくのが一番いいのかなというような考えは持っているところですよ。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 町のホームページを見ますと、これはもう小さなことであるかもしれませんが、温暖化策の1つとして、家庭用廃油を回収しますよというのが載っておりました。1つ1つの具体的な行動が温暖化防止につながるものではないかというふうに考えます。

質問を進めさせていただきます。

6番の緑川ダムの役割についてということで、まず水防対策であります。ダムの貯水量が限界に近づくと、流入する水と同じ程度の水を放流し、下流域で氾濫のおそれが出る緊急放流が台風19号でニュースとなり話題となりました。この緊急放流は、あらかじめ水の利用者と協議して事前に水を放流するルールを決めておかなければならないそうですが、緊急放流したダム全てでルールを決めてなかったそうです。緊急放流をすると、下流で氾濫のおそれが出るため、国は1つの回避策として、事前に水を放流してダムの水位を下げ容量を確保する事前放流が有効だとしております。国交省によれば、全国のダムで、事前放流の実施体制が整っているのは1割ほどしかないそうです。

今月、緑川ダム管理所にこのことを確認したところ、緑川ダムも水の利用者と協議をしているが、事前放流のルールは決めていないとの回答でした。緊急時に、もしも緑川ダム

が緊急放流をして下流域で氾濫が起こる可能性もあり得ると思います。昨年の西日本豪雨では、愛媛県西予市にある野村ダムからの放流で5名の方が亡くなり、下流の鹿野川ダムの放流で4人の犠牲者があったと報道されております。甲佐町としても、ダムからの放流は関係性が強いと思います。緊急放流、また事前放流、この問題をどう考えていらっしゃるでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 緑川ダムに関連してのご質問であります。答弁申し上げる前に、まず少し、今おっしゃった事前放流、それから緊急放流、この言葉の意味といたしますか、そこからまずは説明させていただけるならばというふうに思います。

まず、この事前放流ですけれども、これは、洪水の発生を予測した場合に、利水者の協力のもと利水容量の一部を事前に放流して、一時的に洪水調整容量を確保する操作だというふうに言われております。緑川ダムについては、現在、事前放流の実施要領等はありませんけれども、策定に向けた検討を行っているというふうなことを伺っております。

それと緊急放流ですけれども、これは、計画規模を超えるような洪水時に行われる緊急放流、すなわち異常洪水時の防災操作はダム貯水池に流入した降水の貯留が進んで満水に近づいた場合に、特定多目的ダム法に基づき定められた操作規則等に従い、ダムの放流量を徐々に調整をしながらダムの貯水池への流入量と同程度の放流を行う操作というふうに言われております。ダムの放流量は、ダムがない場合の河川に流れる流量と同程度でありまして、この操作に移行するまでの間はダム貯水池に降水をため込むことによって下流地域の被害を軽減させる効果があると言われております。

なお、この操作に移行すると予想される場合には、操作開始の3時間前、1時間前及び操作開始時に、緑川ダム管理所のほうから関係機関へ通知がなされるよう、緑川ダム管理所の防災業務計画書のほうに定められております。なお、このただし書き操作については、過去においては、これまで緑川ダムでそういう操作は行われたことはないということをお伺っております。

ただいま説明申し上げました点を受けて、お話ししたいと思いますけれども、ダムの効果というのは、治水効果が最大の目的だろうというふうに考えるところですので、緑川ダムにおいては治水、利水、発電、そういった3つの目的を持つ多目的ダムということになります。施設の評価をする際に、目的を果たしているかどうか、非常に重要な項目となりますけれども、そのことについては、緑川ダムは過去の実績から判断して、その役割を果たしているというふうに考えております。先ほど、緊急放流のこともお話をされましたけれども、この緊急放流というのはダムに入ってくる水、要するに降った雨以上の放流はやりませんので、おそらくこのただし書きの操作をやった放流をやった場合にも、それが直接の原因となって冠水とかということじゃないのかなというような思いは持っております。

そういう中であって、その前に申し上げた事前放流、これはあらかじめダムの貯水量を減らして洪水時期に備えるようなやり方ありますので、こういう処置をやるということ

は非常に効果的だろうというような思いはあります。事実、今年の7月緑川ダム管理所のほうでは、そういう洪水貯留量を拡大確保するために、ダムの水位を通常よりも3メートル下げて対応されたということでありますので、量にいたしますと300万トンの容量を確保されたというようなことで、被害を最小限に食いとめる1つの方策だったのだろうというふうに思っているところであります。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 質問を進めさせていただきます。時間がちょっと残り少なくなりました。すみません。

緑川ダムがどういうふうなことになっているかということで、先ほど町長からも説明がありました。ちょっと放流量についてお話をしたいと思います。緑川ダムは計画では最大放流量2,000毎秒立方メートル、ダムにため込む量、調整量が800毎秒立方メートルとなっております。緑川ダムのこれまでの洪水実績データを見れば、昭和47年から平成29年度までは最大放流で最も大きいのは平成19年7月6日、1,223毎秒立方メートルで、計画の最大2,000毎秒立方メートルの約60%となっております。このときに甲佐町では、グラウンドゴルフ場や星の川団地周辺が出水し、多くの家屋に浸水の被害が発生しております。緑川ダムの放流量がおよそ1,000毎秒立方メートル以上になればグラウンドゴルフ場やサッカーグラウンドが浸水して、何らかの被害が出る可能性が高くなります。総合運動公園やグラウンドゴルフ場は河川敷にあるため、高い堤防は築いてないと思いますが、浸水の大きな被害、損害を受ける可能性があると思います。洪水での浸水被害は避けられないものなのかどうか、質問いたします。

**○議長（宮川安明君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** それでは、お答えいたします。総合運動公園は、高水敷に整備をされ、緑川の洪水時には浸水をすることが心配されますが、降雨量などの違いもありますので、近年の洪水発生状況、河道の状況を考慮し、中甲橋の水位で、先ほど議員がおっしゃられました平成19年で中甲橋水位が4.6メートルの氾濫危険水位に達したときに越水しております。そういうことで、中甲橋の水位で4.6メートルの氾濫危険水位に達したならば、浸水をする可能性があると思定しております。

そういう中で、いざというときには施設撤去等の災害防止支援活動に関する協定を甲佐町建設業協会と結んで、そういった施設の撤去活動などを早急に行い、被害を最小限に抑えられるような態勢を整えております。

それと、今回の整備に関する状況で遊歩道を設置しておりますけれども、この遊歩道設置については、グラウンドレベルから約整備高80センチを上げることで、小堤の役割を果たすということで、越水対策などの考慮を図って工事を行っております。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 総合運動公園整備にかかる計画予算は、約17億2,000万円と聞いて

ております。大きな資金を投入して建設される施設ですので、今対策についても建設課長から話がありましたが、できるものであれば、緑川の浸水による被害を避けることができればというふうな思いはあります。被害が大きくなるような対策をぜひしっかり検討いただきたいというふうに思います。

最後の質問になります。

町の水道貯水槽は大丈夫なのかということで、上豊内区に設置されている町水道貯水槽、甲佐町水道第一配水池は、建設から相当年数が経過しております。貯水槽設置以降には、貯水槽から数10メートル下の水道管からの漏水もあっております。貯水槽の下部地域には、民家や県道、九州電子システムセンターの社屋もあります。付近一帯は急傾斜地であり、土砂災害警戒区域、特別警戒区域の指定がされている場所もあります。災害との関連もありますが、この数年は熊本地震による大きな揺れや集中豪雨による大雨など、まさに経験したことのない自然災害の連続であります。現在は復旧されておりますが、土砂災害警戒区域、特別警戒区域の一部が大きく崩壊したこともあります。住民の皆さんは、この貯水槽が安全な状態なのか、これからどれくらい貯水槽として持続できるのか不安に感じているところがあります。熊本地震の際には、南阿蘇村の九州電力黒川第1発電所の貯水槽が壊れ、1万トンの水が流出し、水と土砂がふもとに流れ込み、お二人が亡くなり、9戸が全半壊した災害がありました。今の貯水槽が現状は安全な状態なのか、これから維持できる期間は想定されているのか、万が一破壊された場合の被害想定はされているのか、答弁をお願いします。

**○議長（宮川安明君）** 環境衛生課長。

**○環境衛生課長（橋本良一君）** 上豊内にあります町上水道の第1配水池についてご説明させていただきます。この第1配水池は、中横田から南の主に甲佐地区に対して給水を行っております。昭和48年3月に竣工してございまして、既に46年9カ月が経過しているところです。まず、現状についてでございますが、令和元年10月から11月にかけて行いました簡易耐震診断業務委託の報告書の結果を説明させていただきます。

町が作成しております揺れやすさマップで想定しております震度5強、6弱で中という結果が出ております。地盤でございますが、地盤は良好な堆積地盤でありまして、施工地盤も地山または切り土でありまして、液状化の可能性はない、施工位置は半地下であり、位置的条件については特に問題はない。構造的強度でございますが、設計が古いこともありまして、高いとは言えない。コンクリートの経年劣化とも中程度と考えられますが、現在のところ、耐震性に影響を与えるものではなく、維持管理上も経過を見ていくということによいというような結果をいただいております。

次に、使用想定期間についてでございますが、今後施設の更新計画を立てていく中で検討していくこととなります。耐用年数が60年でございまして、60年としますと令和14年ごろが更新の目安になるのかと考えております。

万が一損壊した場合の被害の想定についてでございますが、配水池の下側に住宅地がありまして、地震時に被害を受けて大きく漏水を起こした場合、2次災害が起こる可能性は

ないとは言えない状況です。しかしながら、容量約500立米の配水池は内部で2池に分かれている上、半地下構造になっているため、水圧もほとんどなく、一度に多量の水が流れ出すことはないと考えております。

なお、過去に漏水を起こしました水源と配水池の間の水道管につきましては、平成16年度に更新を終えておりますので、漏水が発生する可能性は低いと考えておるところです。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** すみません、あと2分ありますので、質問を飛ばしていたところがありますので、最後、ここを質問します。

緑川のダムの子で環境対策のことで質問を飛ばしておりましたので。緑川ダムの水系河川整備計画の中で、河川環境の現状と課題ということで、緑川ダムの水質はCOD及び全りんにおいては環境基準を満足しているものの、全窒素は満足していませんとありました。現在の状況はどうなっていますか。

**○議長（宮川安明君）** 環境衛生課長。

**○環境衛生課長（橋本良一君）** 現在の水質の状況でございますが、国土交通省九州地方整備局が公表しております令和元年度の速報値を資料として配付させていただいております。緑川ダムにつきましては、環境省が定める生活環境の保全に関する環境基準、湖沼A類型、湖沼IV類型をほぼ満足している状況でございます。唯一DO（溶存酸素量）が6月と8月に基準を満たしておりませんが、DOにつきましては、水温が上昇する夏場に低下する傾向がございますので、概ね良好な状況であると言えるかと存じます。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

**○議長（宮川安明君）** これで、6番、佐野安春議員の質問は終わりました。

しばらく休憩いたします。

10分より再開いたします。

---

休憩 午後2時01分

再開 午後2時10分

---

**○議長（宮川安明君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に3番、田中孝義議員の質問を許します。

3番、田中孝義議員。

**○3番（田中孝義君）** 3番、田中でございます。通告書に基づき質問をさせていただきます。

先ほど、7番の荒田議員とちょっと重複する部分もあるかと思いますがよろしく願いいたします。

現在、町でのイノシシ等の獣害による農作物の被害に対し、獣害駆除に当たられる猟友会の高齢化、後継者不足などを聞いています。資料によると、平均年齢が69歳、平成30年からわな猟がわな班ができたということで、28名と増えてはいますが、銃班は18名が16名と2名減となっています。獣害の駆除をするにも銃の免許、わなの免許等の資格が必要です。町で活躍される猟友会の後継者育成のためにも、資格支援が必要だと思いますがいかがでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** 農政課長。

**○農政課長（井上幸介君）** 免許取得に対する資格の補助ということでございますけれども、有害鳥獣駆除に関する資格取得に係る支援でございますけれども、現在のところ、上益城地域林業木材産業振興協議会において、銃猟及びわな猟免許の資格取得に関しまして経費の一部助成が行われております。助成額といたしましては、銃猟、鉄砲でございますけれども、銃猟免許で9,000円、それとわな猟免許で6,000円、銃猟、わな猟両方とも免許を取得された場合には1万5,000円となっております。実際の免許取得にかかる費用といたしましては、初心者講習会費用や狩猟免許の申請手数料、それと医師の診断書の費用、狩猟登録の手数料や登録免許税、さらには猟友会費等が必要となり、約4万円から5万円かかるような見込みであり、個人の負担は大きいものとなっております。

有害鳥獣対策は、喫緊の最重要課題であると考えておりますので、駆除隊とのヒアリングや他自治体との参考事例の検討など、あらゆる可能性を模索しながら、有害鳥獣駆除隊の隊員減少に歯どめをかけるため、免許取得助成を含めた有害鳥獣対策の有効策の検討を行いたいと考えております。

以上です。

**○3番（田中孝義君）** はい。ありがとうございます。町としてもそういう資格も支援のほうも考えられるということで、うれしく思います。今後とも農業従事者の方々の被害が少なく済むよう、今後ともよろしく願いいたします。

それでは次のほうの質問に移らせていただきます。

雇用対策の中で、就職を希望する際の資格取得に対する町の助成等ができないかということで質問します。

資料によれば、本町の就業率は55.6%とありますが、就職にかかわる支援はどのようなものがあるのか、また八代市においては、就業資格取得支援助成制度というものが行われております。どのような状況なのか、ご説明をよろしく願いします。

**○議長（宮川安明君）** しばらく休憩します。

---

休憩 午後2時14分

再開 午後2時14分

---

**○議長（宮川安明君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**○企画課長（北野 太君）** それでは、就職に係る資格の取得支援につきましては、国

では公共職業安定所ですね、通称ハローワークと言われておりますけれども、そこによる支援が行われており、熊本県においては、ひとり親家庭に対する就職支援が行われている状況でございます。また、人材不足が深刻化している現在では、就職後においても就職先である企業等において行われているというような状況もございます。県内市町村においては、失業などにより離職された方や定職についていない方などが就職を希望する際の資格等の取得に対する助成制度ということで、田中議員ご指摘のように、八代市が現在取り組まれています。八代市が今取り組まれている事業内容について、一部ご紹介いたします。

まず対象となる資格取得講座は、厚生労働大臣が指定する一年以内に修了する教育訓練講座が対象で、普通自動車運転免許や簡単に取得できる資格とか、趣味的、教養的なものは対象外となっております。申請されている主な資格は、大型免許、フォークリフト免許、それとか医療事務、介護職員初任者研修や、コンピューター資格関連ということで、八代市においては半額を助成し、一応上限額は5万円までとしているということでございます。申請数は、ハローワークなどのほかの制度に該当しないような方が対象となり、八代市全体で年間20数件程度で、予算規模は大体年間約100万円というような状況でございます。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 田中議員。

**○3番（田中孝義君）** 今の説明で、一応内容は理解できました。が、町でも町内で活躍される方または就職される方の就業に有利となる資格支援を行い、今後の町の活性化、また最後の子育て支援として、子どもが自立するまでが子育て支援とも思います、最後の子育て支援、人材育成及び就業率アップに寄与できないかと考えます。できますれば、甲佐町の総合戦略の中にでも組み込んでいただいて、地方創生交付金を利用すれば2分の1にもなると思いますので。特に、子育てでは、先ほど言いましたように就職して自立できるまでの最後の子育て支援として手厚い町の支援があることが、町に住み続ける幸せ感につながると思い提案いたしますが、町長の見解をお願いいたします。

**○議長（宮川安明君）** 企画課長。

**○企画課長（北野 太君）** それでは、町長の答弁の前に、まず、私のほうから地方創生総合戦略の政策に追加し、事業実施できないかということ、ご提案についてご説明いたします。

まち・ひと・しごと創生甲佐町総合戦略については、本年度が一応期限となっておりますけれども、町総合計画と同期する形で令和3年度から新たな計画を策定することとしております。現在、地方創生推進交付金を活用した事業は、緑の川と山の都のブランド創造プロジェクトということで、主に農業振興と定住促進対策を実施しております。そのようなことで、新たな政策等については、次期計画を策定していく中で、検討していくということになります。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** それでは引き続き、私のほうから答弁いたします。

先ほど、田中議員から子育て支援の一環として就職支援に係る政策提案をいただいたものというふうに理解をいたしました。ご承知のとおり、雇用対策といたしましては、就職を希望されている方には、主にハローワークのほうでそういった就職に関する支援が行われているところでもありますけれども、さらなる資格取得等を通じて支援をやりながら、そういうことを市町村で取り組んでみたらどうかというような趣旨でのご提言をいただいたものだというふうに思います。

先ほどのお話にもありましたとおり、地方創生の中での検討も考えられないこともありませんけれども、今後国におきましては、就職氷河期世代と言われる世代に対する支援など、雇用対策に係る支援が強化されていく状況にもあるのかなというふうな認識は持っているところです。

それと、議員が言われた就職支援に直接的には結びつかないかもしれませんが、先ほど農政課長が言ったように、例えば狩猟免許の資格取得についても協議会を通じた支援がなされておりますし、それと今考えているのが、マニフェストの中でも述べておりますとおり、今後の自然災害等も想定した中で、いかにして自主防災組織を強化していこうかという考えで、防災士の資格をとっていただくために、そういった支援を町のほうで今後やりたいというふうにも考えておりますので、それがそういう資格を取得されることによって、ひいては就職支援にも結びつけば、これはなおさらありがたいというような思いも持っているところでもあります。

ただ、まずは国とか県とかで実施をされていない、町全体の共通の課題としての支援を第一に考えていきたいというふうに思っておりますので、議員提案の件については理解を示しますけれども、今後国の雇用対策に関する動向をにらみながら今後の検討課題というふうにさせていただきたいと思います。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 田中議員。

**○3番（田中孝義君）** わかりました。一応そういう手厚い資格支援ができれば、今後町での活躍とかにもためになるのかなと思い、今回、質問させていただきました。

それではもう、今回のこの質問は終わらせていただきます。

**○議長（宮川安明君）** これで、3番、田中孝義議員の質問は終わりました。

次に1番、甲斐良二議員の質問を許します。

1番、甲斐良二議員。

**○1番（甲斐良二君）** 1番、甲斐良二でございます。一般質問通告書に沿って質問をさせていただきます。

本日、私は1点のみについて質問をさせていただきます。質問事項はですね、町版の国土強靱化計画と本町の堤防の安全性についてでございます。この質問については本日の一般質問で質問された方もいらっしゃいます。一部質問がですね、重複するかとは思いますが、私は私の思い、私の観点で質問をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

町版の国土強靱化計画については主に町長、もしくは担当課、それから堤防の安全性に

についてはそれぞれの担当課のほうに質問をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

まず、先ほどもお話がありました10月12日に発生いたしました関東・東北をです、中心に大規模な浸水被害をもたらしました台風19号でございます。死者・行方不明者合わせて100名を超え、住宅被害も全半壊約1万6,000棟、床上浸水約3万棟を超え、床下浸水においては3万4,000棟、断水においてはですね、約2万戸と本当に甚大な被害をもたらした災害ではなかったかと思っております。被災された地域の中には熊本地震において本町を支援された方もいらっしゃるでありましょうし、1日も早い復旧・復興、1日も早い生活再建を望んでおります。

さて、重大な被害をもたらしました理由の一つが堤防の決壊でございます。堤防の決壊については、11月12日現在で国と県が管理する7つの県、71の河川で何と140カ所にも及ぶ堤防が決壊いたしました。日本の堤防は安全という思いで私もいたんですが、今回の災害により、必ずしも安全であるとは言えないということが確認されたことも事実ではないかと思ひます。

そこでまず、本町の堤防の整備計画と、その進捗状況についてお尋ねいたします。よろしくお願ひします。

**○議長（宮川安明君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** それでは、堤防の計画と進捗状況についてご説明申し上げます。

国が管理します緑川水系全体での緑川水系河川整備計画というのがございます。その中の完成堤防の進捗率は直近の記者発表の数字では54%となっております。甲佐町管内では直轄の緑川河川は13.7キロメートルありますが、管内の堤防整備率については公表されておられませんので、率については不明ということになります。

緑川水系河川整備計画の中では、堤防整備計画については本町では3カ所が計画をされております。まず、緑川右岸の糸田地区、それと、緑川左岸の津志田地区、それと、緑川左岸の船津地区でございます。現在、船津地区の整備が行われております。

それと、堤防以外にも河道の掘削といたしまして、緑川の寒野地区が計画に記載されてあります。

それと、整備計画以外でも緑川の堤防整備、内水対策に伴う排水機場や河川の浚せつ、樹木の伐採などの要望を毎年、熊本河川国道事務所にて要望活動を行っているところであります。

今年度の整備事業といたしましては、船津地区の堤防整備促進と、安津橋上流の基盤整備、それと、津留川との合流地点の掘削作業、それと、河川内の樹木の伐採などが現在整備が行われている状況でございます。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 甲斐議員。

**○1番（甲斐良二君）** 堤防の整備率については公開されていないということですけど、

私も普段外回りをしておりますので、緑川沿いを走ってみますと、例えばグラウンドゴルフ場から麻生原に抜ける方面とか、堤防がないところですね、それについてはここができてないところがあるというのは認識はしております。

次にですね、そもそもの堤防の安全性についてのお尋ねなんですけど、本町の堤防の定期点検等というのはされているのでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** それでは、堤防の点検は行われているのかということですので、緑川の河川堤防につきましては河川管理者であります国土交通省により週2回の河川の巡視が行われて、日々の状態を監視されております。

それと、洪水時や地震時においてはですね、起きたたんびに巡視が行われ、非常時に備えられております。

それとですね、年1回、緑川の重要水防箇所といたしまして、国、県、市、町と合同での巡視が行われて、情報の共有を図られております。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 甲斐議員。

**○1番（甲斐良二君）** 週2回ということですので、結構な頻度で点検が行われているということで安心はいたしました。

今回、台風19号の後ですね、私も多くの町民の方から「甲斐君、うちの堤防は大丈夫だろうか」とか、「緑川の堤防も切れはせんのか」という、本当に多くの方からお声をいただきました。実際、私もそういうふうに感じましたし、そういった思いで今日はこの質問をさせていただいております。

台風19号でですね、決壊いたしましたほとんどの河川の堤防で起きたのがバックウオーター現象、この現象が起き、堤防が決壊したと指定されております。バックウオーター現象、簡単に説明いたしますとですね、二つのタイプがございます、一つは本流の水量が増し、支流の水が合流地点でせき止められ、行き場を失い、あふれるタイプ。そして、もう一つが下流でですね、川幅が狭くなり、水が流れる量が少なくなり、上流の水があふれ出すタイプと、その二つのタイプがあるそうです。

要はですね、どういったところで起こるかということ、本流と支流の合流地点、それから、川幅がですね、狭くなったところでこのバックウオーター現象ができて、140カ所にも及ぶ堤防が決壊したと言われております。

本町の緑川と照らし合わせてみますと、川幅が狭くなっているところというのは特に見受けられないと思いますが、本流と支流の合流地点ということであれば、上流域から見てみますと宮内地区、坂谷川との合流地点ですね、打出とか、あとは津留川との合流地点、それから下流域では塔ノ木の竜野川との合流地点、そういった合流地点、先ほどの答弁にもございました水防の重要箇所ですかね、そういったところの点検というのは念には念を入れてやっていただきたいと思いますが、そういった重要箇所を踏まえた河川の安全性についてはどうお考えでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** 重要水防箇所の点検についてと安全性の考え方についてということですが、先ほど議員がおっしゃられました水防重要箇所については支川との合流付近や川幅の狭い部分についても危険性が指摘され、防災上、注意すべき箇所としての認識が高まっております。巡視等においても合流地点の堤防は国の定める重要水防箇所に指定されております。町の水防箇所においても重要水防箇所に位置づけ、注視して巡視をするような箇所としております。

堤防が安全かどうかということは、近年、施設規模、計画規模を超える浸水被害が多発している中で人命を守るとともに、社会経済上、被害の最小限化を図るため、最悪の事態を想定し、事前の検討、準備を行うことが求められております。堤防整備といったハード面だけではなく、ソフト面の強化も重要視されております。

堤防整備などのハード面については、引き続き国土交通省に要望活動を行い、情報の共有化を図っていきたいと思います。

また、ソフト対策についても、関係機関と連携を進めていくとともに、町としてできる対策、ハザードマップ等の早期な作成を実施していきたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 甲斐議員。

**○1番（甲斐良二君）** ありがとうございます。

あわせて台風19号ではですね、多くの土砂災害が発生いたしております。その箇所904カ所にも及ぶ土砂災害が発生し、何とその29%、約3割がですね、自治体が指定している警戒区域以外の場所で発生をして、4つの県で10名の方がお亡くなりになられております。

まず、本県が指定をしております土砂災害警戒区域イエローゾーン、それから特別警戒区域レッドゾーンですね、それは本町では何カ所ございますか。それぞれお答えください。

**○議長（宮川安明君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** それではお答えいたします。

土砂災害警戒区域イエローゾーンについては甲佐町には232カ所あります。そのうち223カ所が土砂災害特別警戒区域レッドゾーンということになります。

指定区域についてはイエローゾーンとレッドゾーンは重複をしておりますので、重なっているということになります。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 甲斐議員。

**○1番（甲斐良二君）** 現在ですね、先ほどからの質問にもありましたが、ハザードマップ、これについては町のほうでリニューアル中ということをお聞きいたしております。

土砂災害警戒区域及び特別警戒区域というのは必要があれば見直しも検討すべきだと思いますし、それより大事なものは、やはりそこにお住まいになっている住民の方たちへの周知徹底だというふうに思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** 土砂災害警戒区域の見直しについてですが、現在の土砂災害区域の指定については航空地図のデータをもとに、高さ5メートル、斜面角度30度以上の箇所を抽出して、その後、現地調査、測量を行って指定をしております。

今回、平成30年度から県においても見直し作業が行われております。それはですね、最新の航空データによる見直し作業となっておりますので、調査の仕方は変わりませんが、地図が最新になったということで、そこをもとにですね、また現地調査をされて、見直しを行っていただけるということです。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 甲斐議員。

**○1番（甲斐良二君）** 周知徹底についてはいかがでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** 土砂災害区域への周知とか徹底につきましては、県におかれてですね、令和元年に入って、土砂災害警戒区域に居住されている方、甲佐町に約381世帯あります。その方たちの命を守るために情報を掲載しましたチラシとか、アンケート調査を実施をしております。警戒区域、そういったアンケート調査をしてですね、周知を図っております。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 甲斐議員。

**○1番（甲斐良二君）** ありがとうございました。

仮に緑川の堤防が決壊いたしましたとき、本町が指定する緊急の避難場所、本日私が提出資料を求めております緊急避難場所一覧にも載ってますけど、14カ所あるとお聞きしておりますが、この中で対応できない避難場所というのはあるのでしょうか。お願いします。

**○議長（宮川安明君）** 暮らし安全推進室長。

**○暮らし安全推進室長（佐々木善平君）** それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

資料にありますとおり、町には緊急指定避難所が14カ所あり、そのうち12カ所が指定避難所も兼ねております。その他、先ほどの質問にも答えましたが、公民館等の自主避難所もございます。

当然ながら、地震や大雨等の災害の種類によって避難できる避難所等は異なってまいります。お上げしております資料によりますと、L2最大規模の降雨の場合には、甲佐町役場周辺で3メートルから5メートルの浸水が想定をされております。したがって、甲佐周辺の総合保健福祉センター、甲佐小学校、農業研修センター、甲佐地区都市防災公園、ここにつきましては水没をしてしまいます。つまり使えないということでございます。

反対に、竜野地区、白旗地区、それから乙女地区の残り8カ所については、洪水のときには使用可能ということでございます。是非、今作成しておりますハザードマップ、あるいは町のホームページ等でですね、想定されております安全な避難場所、避難所等をです

ね、確認していただきますとともに、その避難所までの経路あたりも一緒に皆さん方自身で確認をしておいていただきたいというふうに思いますし、町としましてもですね、そういう情報を早くお伝えをしたいと考えております。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 甲斐議員。

**○1番（甲斐良二君）** ありがとうございます。

今、資料をもとに説明がございましたが、14カ所のうちですね、6カ所は対応できないと室長のほうから読み上げられました。ちょっともう1回、私のほうから読み上げますと、宮内地区の教育センター、それから鮎緑、甲佐小学校、それからろくじ館、そして最近できました甲佐地区の防災都市公園、それから白旗地区の町民センター、これらについてはですね、洪水時に対応できない避難所となっているのも事実だということです。

それをですね、地域住民の皆様方へ是非周知徹底、リニューアルされたハザードマップ等に掲載していただいてですね、周知徹底のほうも図っていただきたいと思います。

洪水時に一番大切なことというのは、やはり早目の避難を地域住民に呼びかけることだと思っておりますが、洪水時における避難指示等の基準のほうはどうなっておりますか。

**○議長（宮川安明君）** くらし安全推進室長。

**○くらし安全推進室長（佐々木善平君）** お答えをいたします。

河川等の氾濫における避難勧告等につきましては、甲佐町地域防災計画書に示されております。これを参考にしまして、私どもは気象予測や河川巡視等からの情報を含めて、総合的に判断して発令をすることといたしております。

具体的には、大雨警報等が出され、緑川中甲橋観測所の水位が避難判断水位4.1メートルを超え、さらに水位の上昇が見込まれるときや、諸般の状況から避難準備を要すると認められるときには避難準備、高齢者等避難開始を発令いたします。

また、緑川中甲橋観測所の水位が氾濫危険水位、これは4.6メートルでございます、を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときや、漏水や亀裂等の河川管理施設の異常が認められたとき、その他、人命保護上、避難勧告を要すると認められるときには避難勧告を発令いたします。

またさらに、堤防が決壊、あるいは決壊につながるような大量の漏水や亀裂等の発見、あるいは水門が閉まらない、堤防からの越水で直ちに避難行動を行う必要があるときには避難指示を発令します。

しかしながら、最近の豪雨災害等は予想をはるかに超える事態もありますことから、避難行動にありましては計画された避難場所に避難することが必ずしも適切ではございません。事態が切迫した状況等に応じて、自宅等の2階への避難を促すこともございます。町といたしましても、先ほどから出ておりますとおり、ハザードマップ等により国が定める浸水想定区域等を積極的に住民の皆様方に周知をし、安全な避難経路の選定や確保に努めてまいります。

以上です。

○議長（宮川安明君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） ありがとうございます。

基準については3段階、要は避難の準備をしてください。それから、避難勧告、避難を勧めます。それから、避難せよ、避難してくださいという3段階に分かれているということが理解できました。場合によっては水位の4.1メートルとか4.6メートル、これについても見直しが来るときが来たら、見直すべきだと私は思っております。

そして、答弁の最後のほうにございました2階等への避難、要は垂直避難だと思っております。先ほどの対応できない避難所、甲佐地区、宮内地区において言えば、どこもないということですので、洪水時にはもう2階に逃げるか、それしかないというふうな、垂直避難、こういったのもですね、早目の呼びかけをお願いしたいと思っておりますし、先ほどから話がありました洪水時に台風19号では車で避難されて、そのまま水に飲まれてお亡くなりになられた方もいらっしゃると思っておりますし、また、甲佐地区、宮内地区においてはですね、2階建て以上の建物を所有されている医療機関だとか、例えば甲佐高校とか、そういった高い場所がある避難場所もございますので、そういった場所との連携もこれから検討していくべきではないかと思っております。

次の質問ですが、11月23日に本年の総合防災訓練、毎年行われておりますが、これは毎年地震を想定した訓練となっております。これについては、例えば緑川の堤防が決壊したというような水害を想定した訓練というのは予定されてないのでしょうか。

○議長（宮川安明君） くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（佐々木善平君） お答えいたします。

これまでも地震と大雨の想定で町の防災訓練を3回実施してまいりました。町民の皆様の防災意識が少しずつ高まっているなということをですね、私は肌で感じております。

また、防災士の資格を取得される方も少しずつではありますけれども、増えております。非常に喜ばしいことだというふうに思っております。

当然ながら、町にも一級河川の緑川が流れておりますし、堤防決壊、緑川決壊を想定した避難訓練も必要と考えております。来年の防災訓練の内容につきましては、これまでの訓練結果を踏まえて検討をしたいというふうに考えております。

先ほどからも申し上げておりますとおり、大切なことはそれぞれの住民の方々が自分たちが住んでいる地域にどのような水害があるかということですね、知っていただいて、対策を考えていただく、町はそれを応援するというところでございます。各地にありましてもハザードマップなどでそれぞれお住まいの地域の危険箇所、想定される浸水の深さなどを調べていただきまして、安全な避難場所、避難所を確認しておいていただきたいというふうに再度お願いをいたします。

以上です。

○議長（宮川安明君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） ありがとうございます。

それでは最後にですね、町版の国土強靱化計画ということで、町長にお尋ねいたします。

町長は9月の議会におきまして、3番、田中孝義議員の一般質問において、町版の国土強靱化計画をつくるということでお答えになられました。本日、7番、荒田博議員へのですね、説明等もございまして、ある程度の理解は得られました。

私からは1点だけです。今日私がお尋ねした堤防の未整備区間の早期の整備と、それから、現在の堤防の強化、これをです、国土強靱化計画に最優先、もう1丁目1番地に盛り込んでいただきたいという私の思いがありますが、町長の思いをお聞かせ願いたいと思います。

**○議長（宮川安明君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 議員ご指摘の国土強靱化地域計画の件ですけれども、先ほどからもお答えしているとおりでありますけれども、国におきましてはです、この国土強靱化関連予算を配分する場合には重点化、それから要件化、それと見える化、そういった内容で地方自治体が作成する計画に対策事業を明記することを条件とされていくことが検討されているようです。

一応はです、地方自治体が計画を策定することにつきましては、国土強靱化基本法においては努力義務規定というふうになっておりますものの、今後計画の策定が国の予算配分における要件になるといったふうになってしまうというふうな情報もです、得ているような状況です。

したがって、議員もおっしゃっておりますとおり、緑川の堤防の整備、堤防がないことの問題、さらには内水対策、排水機場の問題、排水ポンプの問題、そういった事柄については最終的に箇所ごとに明記しておいた方がいいのか、それともその言葉、エリアだけを載せておくのか、そういった事柄も十分精査しなくちゃなりませんけれども、よりよき実現しやすいような状況の計画をやっぱり立てるべきだろうというふうに思っています、しかと議員ご指摘の件を頭に入れながら、計画策定に臨みたいというふうに思います。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 甲斐議員。

**○1番（甲斐良二君）** ありがとうございます。

町長が掲げる34項目の政策目標、大きく4つに分けられております。

4つの柱です、安心安全なまちづくり、活力にあふれるまちづくり、健康と人を育むまちづくり、そして、協働で支えるまちづくり。本日はです、堤防に関する問題ということでお尋ねしましたので、安心安全に関する質問でございました。4つとも一番大切なんですけど、安心安全がなければ、町が進める企業誘致、それから、交流人口増からの定住移住施策等がです、実現できないんじゃないかと思ったり、町長が自ら施政方針演説の結びでおっしゃいました「甲佐町に住み続ける幸せ感」、これも得られないじゃないかというふうに思っております。

どうかこの安心安全のまちづくりというのは重きを置いて、これからも取り組まれますよう、よろしく願い申し上げます、本日の私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮川安明君） これで1番、甲斐良二議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。

3時より再開いたします。

---

休憩 午後2時49分

再開 午後3時00分

---

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

最後に4番、鳴瀬美善議員の質問を許します。

4番、鳴瀬美善議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番、鳴瀬でございます。一般質問通告書に従いまして質問をさせていただきますと思います。

質問事項の1番といたしまして、ごみ処理の現状と災害等により発生するごみの受け入れや施設間の広域連携について質問を申し上げます。

今年発生しました台風15号並びに19号により、関東地方をはじめ東北地方において多くの人命や家屋、あるいは施設等へ甚大な被害が出たことにつきましては、皆さんも記憶に新しいところと思います。

特に台風19号については、総務省の発表では14都県で死者・不明者が101名、住宅被害で全半壊約1万6,000棟、床上床下浸水では7万棟を超える被害報道を目にいたしました。また、河川におきましても7つの県で国・県が管理する71の河川で140カ所において堤防の決壊もあっております。

近年の災害等の表現といたしまして、これまでにないとか、想定できない、あるいは異常気象というような言葉を今回の災害以前にも報道等で何度となく耳にされたことだと思います。実際、今回のような規模の災害になるとは、おそらく誰も思わなかったかもしれませんが、近年の異常気象と呼ばれるものが果たして今後、いつどこでこういった被害に遭うか、まさに想定できない状況になってきたと思わざるを得ません。

このような状況となったとき、今回の報道の中にもありましたけれども、大雨や台風等により電気、水道、通信等のライフライン等の不通をはじめ、特に今回のような河川の氾濫により床上まで浸水した家屋が相当な数となり、それに伴い、畳やたんす、家電など多くの家財が災害ごみとして発生し、山積みとなっている状況を目の当たりにいたしました。

平成28年の熊本地震をふり返りましても、同じような状況であったことを今回改めて思い出させるものでありました。当時におきましても、膨大な量の災害ごみが発生し、河川敷やグラウンド等をごみ置き場として対応されてこられました。

今回の報道の中にもありましたけれども、災害ごみの処理に2年以上はかかる見込みであるという記事がありましたが、本町におきましても一級河川緑川を中心として、各町村河川や準用河川も数多くあることから、いつ何どき甲佐町においても同様の被害が発生するか、予断を許さない時代になったと考えるのが妥当だと思います。

これらのことを踏まえ、このような事態が発生した場合を想定した対応策等について、町としてどのような考えを持っておられるのか。また、今回の被災自治体間においても、災害ごみの広域処理を進めていくとのことでありましたことから、単独町だけでなく、広域的な施設間連携の考えがあるのか、お尋ねするものであります。

初めに、災害ごみ並びに広域化の問題に入ります前に、現在のごみ処理の状況について伺います。

1番といたしまして、ごみ処理施設である御船甲佐クリーンセンターで処理されているごみの推移と資源化について、ごみ量の推移並びに現在取り組んできているごみの資源化について、本町における資源化率は県内においての進捗はどのくらいか。また、全国で考えた場合の資源化率はどのようになっているのか。資料の提供をいただいておりますので、資料に沿った形で結構ですので、説明を求めたいと思います。

**○議長（宮川安明君）** 環境衛生課長。

**○環境衛生課長（橋本良一君）** 甲佐町から御船甲佐クリーンセンターに搬出されたごみの量でございます。

平成21年度に2,659トンだったのが、平成30年度には2,800トンとわずかではございますが、増加傾向にあります。

本町のリサイクル率でございますが、平成29年度の統計データによりますと18.6%でございます。県内45市町村中26番目となっております。ちなみに県平均は23.4%でございます。同年度の全国平均は20.2%ですので、本町は1.6ポイント低い状況ということになります。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 鳴瀬議員。

**○4番（鳴瀬美善君）** 現状としては、平成21年ですので約10年ほど前なんですけれども、ここから平成30年を引き算しますと141トンの増と。表からいきますと一人当たりでいきますと、年間32キロが増えていることになります。人口減っているのに、ごみは減らないというようなこと。

それと今、熊本県とか全国の中でのリサイクルの率もお示しいただきましたけれども、全国平均が20.2で、本町のリサイクル率が18.6ということでございます。全国平均よりも低い。そして、熊本県内の中でも45市町村中26位という順位。

ただ、いただいた資料の中にですね、平成の26年からですかね、焼却灰のセメント原料化ということにも取り組んでおられるような状況でございますので、また、このリサイクル品目についても23品目示されておられますとおり、地域でも非常にリサイクルのほうは意識を高く持って進めていっておられますので、このことについてはなお一層推進していただきたいと思います。

次に、このリサイクル品の中の話なんですけれども、廃プラスチックや、ペットボトル、段ボールや新聞紙などの紙資源のリサイクルについて質問をいたしますけれども、廃プラスチックや紙資源等の主な搬出先でありました中国等の国外の受け入れ先が受け入れ量の

制限を行ったとの報道を見ましたけれども、現在の状況についてはどのようにになっているのか。また、将来にわたり安定した搬出が確保されるのか。あわせて現在取り組んできているリサイクル推進活動への影響はないのか、あわせ伺います。

**○議長（宮川安明君）** 環境衛生課長。

**○環境衛生課長（橋本良一君）** 廃プラスチック類につきましては、現在、食品トレイとペットボトルの2品目をリサイクルしております。これらは佐賀県神崎市と熊本市の工場で再資源化しておりますので、国外の影響は受けないものと考えておりますが、新聞紙や段ボール等の古紙類につきましては中国の影響を受けまして買い取り価格が下がっているという状況でございます。

しかしながら、受け入れ先がなくなるというような話は現在のところ聞いておりませんが、リサイクル活動について影響はないものと考えております。

ごみの減量化及び再資源化につきましては、地球温暖化防止の観点からも強力に推進していかなければならない課題であると認識しているところでございます。処理コストを抑えつつ、リサイクル率が向上していくような方策を御船町甲佐町衛生施設組合とともに引き続き考えてまいりたいと存じます。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 鳴瀬議員。

**○4番（鳴瀬美善君）** 今、課長が申されましたとおり、リサイクルの推進につきましては地球温暖化、そういった問題も含んでおりますので、なお一層のご努力をお願いしたいとともに、住民の皆さんにも協力をしていただくということをお願いしたいと思います。

それでは次の質問といたしまして、新施設の建設についてでございます。

11月15日付けの熊日新聞に掲載されたものでありますけれども、熊本市のごみ処理施設である東部環境工場の大規模改修の記事が載っております。施設の更新には新設、あるいは大規模改修など、さまざまな考え方があると思っておりますけれども、現在本町を含めた上益城5町において新たな施設の建設に向け、推進協議会を設立し、進められてきているところであり、建設予定地も御船町のほうに決定していると聞いておりますけれども、現在までの新施設建設推進の状況、それと、施設稼働時期について説明をお願いしたいと思います。

**○議長（宮川安明君）** 環境衛生課長。

**○環境衛生課長（橋本良一君）** ごみ処理施設関係のお尋ねでございますが、最初に当町を含む上益城5町のごみ処理施設の現状等について簡単にご説明申し上げます。

上益城郡のごみ処理施設は現在、御船町甲佐町衛生施設組合が設置しておりますところの御船甲佐クリーンセンター、益城・嘉島・西原環境衛生施設組合が設置しております益城クリーンセンター、山都町が設置しております小峰クリーンセンターの3施設が稼働しておりますが、いずれの施設も老朽化が進んでおり、施設更新の必要に迫られております。

上益城5町においてはより効率的、経済的な施設の設置という観点から、これら3施設を統合して、5町共同による新たなごみ処理施設を整備しようということで、平成27年度

に熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会を設置しまして、令和7年度の新施設稼働開始を目標に取り組みを開始いたしました。

しかし、取り組みを開始した直後の平成28年4月に熊本地震が発生したため、取り組みが一時中断し、さらには地震からの復旧復興事業の影響によって関係各町の財政状況が非常に厳しくなったことから、稼働開始時期は当初計画より複数年遅れる見通しであります。

直近の状況としましては、平成30年5月に建設候補地を御船町上野の古閑原古閑迫地区に決定いたしまして、令和元年11月末には候補地の地形測量、用地測量までを完了し、来年度以降、用地取得に取りかかっていく予定としているところでございます。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 鳴瀬議員。

**○4番（鳴瀬美善君）** 今、複数年は遅れるかもしれないけど、進めていっているというようなお答えでございました。

今回、先ほど申しましたように熊日の新聞の中の記事なんですけれども、その中で熊本市が益城町や嘉島町などのごみを受け入れる計画で、改修工事や広域処理の方針について住民説明会を開くとなっております。

このことにつきましては上益城5町の中でも協議がなされているのか。また、上益城で計画されている新施設建設への影響はないのか。このことについてお尋ねしたいと思います。

**○議長（宮川安明君）** 環境衛生課長。

**○環境衛生課長（橋本良一君）** 議員お尋ねの熊本市による上益城郡のごみの受け入れに係る協議状況でございます。

熊本市によるごみ受け入れの件の発端は、協議会で候補地の選定を進めておりました平成29年の10月に熊本市から協議会に対しまして、市では東部清掃工場の大規模改修を計画しているが、能力的にかなり余裕があり、大規模改修後の令和7年度以降、15年間程度、上益城郡のごみの受け入れをすることが可能であるとの申し入れがあったものでございます。

当協議会が進めております新設の稼働開始は、熊本地震の影響によりまして一定期間遅れることが見込まれております。この遅れることとなる一定の期間につきましては、熊本市に処理を委託できますれば、上益城郡5町としても大変助かるということで、協議会において協議了承を得た上で、熊本市との協議を積極的に進めているところでございます。

新施設建設への影響についてでございますが、ごみ処理施設の整備につきましては熊本地震の影響によりまして、稼働開始時期が遅れる見込みとなっております。熊本市の委託は、この遅れることになる期間に限って委託を行うものでございまして、新施設建設に影響を与えるものではございません。

新施設の建設につきましては、来年度からの用地取得を皮切りに、各町の財政状況を勘案しながら、着実に進めてまいるということになっております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） ありがとうございます。一定期間の受け入れによって、新施設への影響はないということが確認をされたところでございます。ありがとうございます。

次の質問の3番といたしまして、被災者への支援についてでございます。

地震や水害等の自然災害により被災し、また、発生した災害ごみの処分費等への支援策はあるのか。また、火災により発生したごみ処理について、場所によっては長い間燃え残った柱や道具等がそのままになっているところも見ることがありますけれども、このような火災により被災された方へも支援策があるのか。あわせて質問したいと思います。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 災害ごみにつきましては、地震や風水害によって被害を受けたことの証明書の写しを町環境衛生課で提示していただきますと、クリーンセンターで受け入れ可能なごみについては無料で持ち込みできる証明書を発行しております。

火災についても同様でございます。クリーンセンターで引き受けが可能なものについては、持ち込み料の減免を受けることができることになっております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 次に今説明されましたけど、り災証明についてでございますけれども、熊本地震時においては町のほうでり災証明を発行されておられましたと思いますけれども、そのほかの災害についても被災があったことを証明するり災証明書等の発行は町のほうで行ってもらえるのか。もしくはまた、ほかで発行するのか。そのような制度がもしあるとするなら、それらの周知については、住民の方々は理解されておられるのか。そのことについて、説明をお願いします。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 火災の場合につきましては、上益城消防組合でり災証明書を発行しております。

その他の災害の場合につきましては、町くらし安全推進室でり災届け出証明書というのをそれぞれ発行しているところです。

災害ごみの減免制度につきましては、現在のところお問い合わせに応じてお知らせしているというのが現状でございますが、今後ホームページ等でも周知していきたいと思うところでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 今の質問をいたしましたのは、住民の方からのそういったお話も私もお受けいたしましたので、私自身もなかなか詳しい証明書の発行の場所等がどこになっているのかわかりませんでしたので、課長が説明されましたとおり、上益城消防のほうにも私も個人的にお尋ねをいたしましたけれども、課長が説明したとおりだったかな

というふうに思っております。

ただ、周知についてはなかなか皆さんわかりづらいところがありますので、課長が言われましたようにホームページ等でですね、広報等かホームページ等で周知していただくと非常に助かると思います。

この質問の最後となりますけれども、災害時におけるごみ処理の広域連携協定の締結の考えについてでございます。

熊本地震をはじめ、今回の台風災害や水害等においても災害時には膨大な量のごみが発生することが確認されました。こうしたごみの処理については災害が起こってから考えるのではなく、通常時から近隣市町や各施設間での連携体制の構築は不可欠であると考えられるものであります。これまでの事例などを踏まえ、広域連携の必要性や協定等の締結の状況について説明を求めたいと思います。

**○議長（宮川安明君）** 環境衛生課長。

**○環境衛生課長（橋本良一君）** 災害廃棄物の処理につきましては、災害廃棄物仮置き場を設置するレベルの災害が発生しましたときには熊本県と町とがそれぞれ協定を締結しております一般社団法人熊本県産業資源循環協会に支援を要請するというようにしております。同協会は県内の産業廃棄物処理業者の団体でありまして、熊本地震の際にも仮置き場の運営管理、また、災害廃棄物の処分でお世話になったところでございます。

県内の施設で処理が追いつかないような大規模な災害が発生した場合におきましては、九州山口9県における災害廃棄物等に係る相互支援協定に基づきまして、県を通じ、近隣県に支援を要請することも考えられるところでございます。

今年8月27日からの大雨により佐賀県内で発生した災害廃棄物の一部はこの協定に基づきまして、長崎県と福岡県で処理をされたというふうに聞いておるところでございます。

また、熊本地震の際には、本町と御船町が設置しております御船甲佐クリーンセンター自体が被災しまして、一般ごみの処理が一時停止してしまいました。このような事態も想定しまして、今後、広域連携や協定の締結についても検討していく必要があると考えているところでございます。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 鳴瀬議員。

**○4番（鳴瀬美善君）** 広域的な連携の必要性についてはですね、必要なことではないかと思っております。ただ、これは町村とか市を含んだところで広域的な連携でございますので、これについては政策的な面もございましてところから、最後に町長のお考えをお聞かせ願いたいと思っております。

**○議長（宮川安明君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** この件に関しては、先ほどから環境衛生課長のほうからるる説明をしたところでありますけれども、災害廃棄物の処理に関して災害支援協定の状況については先ほど説明があったとおりです。

熊本地震の教訓から、災害等の緊急事態の発生時にはさまざまな場面におきまして、自

治体間あるいは自治体と民間、関係団体、そういった連携協定をですね、やはり結んでおいたほうがいろんな面で対応方もスムーズにいくというのは、今回の震災を経験して本当にしみじみと感じたところであります。

したがいまして、今後もそういった団体とのですね、協定についてはいろんな面でいろんなお話をさせていただきながら、締結を広げていきたいというふうに思います。

これまでも幾つかの団体とは甲佐町と連携協定を結ばせていただいておりますけれども、さらに、先ほど申し上げたように広げていきたい考えは持っております。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 鳴瀬議員。

**○4番（鳴瀬美善君）** 町長がおっしゃるとおり、困ったときにはやっぱりみんなが手を差し伸べて助け合うという精神で輪を広げていっていただきたいと思います。

本件については、これで終わりとさせていただきたいと思います。

続きまして、質問事項の2番といたしまして、県道三本松甲佐線の整備促進についてでございます。

県道三本松甲佐線につきましては、甲佐町、美里町を関係町として2町を結ぶ幹線的な道路であり、熊本県が事業主体となり、これまで整備が進められてきている経緯がございます。

当甲佐地内におきましても、国道443号線からやな場入り口までの区間、上揚住宅前から井戸江峡地先まで、旧宮内小学校前から打出まで、川平キャンプ場前の一部区間など、これまで部分的な整備がなされてきているところではありますが、路線全体として見ますと、いまだ車の離合にも支障をきたす箇所や視認性の悪い箇所も数多く残り、通勤や通学など生活道路でありながら、非常に不便を強いられている状況が見受けられます。

また、路線の一部区間においては、緑川堤防との兼用区間もあることから、堤防改修計画やその他事業との調整を図りながら、1日でも早い整備が望まれるところでございます。

このような状況に鑑み、一般質問をさせていただくものでございます。

初めに、1番といたしまして、県道三本松甲佐線の整備促進に向けた期成会が設立されていると聞いておりますことから、推進体制や活動等について説明をお願いしたいと思います。

**○議長（宮川安明君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** それでは県道三本松甲佐線の推進体制と活動内容についてご回答申し上げます。

県道三本松甲佐線の整備促進につきましては、議員おっしゃられるとおり、美里町と2町で県道三本松甲佐線道路整備促進期成会を立ち上げております。期成会の会員の中には、沿線の代表としまして宮内地区の全ての区長さんと、豊内地区の下豊内、上豊内の区長さんが入っておられます。また、美里町からは地権者代表の方も入っておられ、地域からの意見を酌み取った要望等の活動を行っているところでございます。

活動につきましては役員会で事業要望事業計画をつくり、総会に諮っております。

総会については熊本県の土木部長と上益城、宇城選出の県議会議員の先生方にも顧問として参加をさせていただいております。また、要望活動にも賛同させていただいており、両町の会員全員で熊本県広域本部長に要望活動を行い、そのあと意見交換なども行っております。

要望活動の内容といたしましては、期成会全体の要望としましては8項目、そのうち4項目が甲佐町管内の要望となります。

要望箇所といたしましては、小鹿地内の宮内地区社会教育センター付近の道路改良工事250メートル。それと、上揚地内の町営住宅の上揚団地付近の狭小部分の解消として道路改良工事330メートル。それと、小鹿地区から広瀬地区までの法面崩壊の恐れがある区間の防災工事。それと、井戸江峡から先の地形が急峻で、拡幅工事が困難な区間があるために、井戸江峡キャンプ場から緑川左岸を経由して県道バイパス道路と橋梁の架設の要望を行っているところでございます。

活動内容といたしましては以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 鳴瀬議員。

**○4番（鳴瀬美善君）** それでは引き続きですね、三本松甲佐線の整備の状況と今後の事業計画ということでお尋ねいたしますけれども、本路線全体のですね、整備率、それと両町の整備率についてお尋ねをしたいと思います。よろしくお願いたします。

**○議長（宮川安明君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** それでは本路線全体の整備率と甲佐町と美里町の整備率についてお答えいたします。

県道三本松甲佐線は全体の延長が約14キロメートルで、美里町管内が約7,100メートル。甲佐町管内が約6,900メートルであります。

路線全体の整備率は43.8%で、美里町の整備率が41.8%、甲佐町の整備率が45.9%となっております。やや甲佐町のほうが進んでいるように思われます。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 鳴瀬委員。

**○4番（鳴瀬美善君）** 延長的には14キロで大体美里町と甲佐町、ほぼあんまり変わらないような状況ですね。

整備率は43.8%ということで、全体で5割弱ぐらいは進んでいるということがわかりました。なかなか、私も通ることはあるんですけども、非常に狭いところが多くて、果たして整備されているのかなという思いがありましたもんですから、お尋ねしたところです。

ただそれに伴いましてですね、私も先般、美里町の沿線住民の方からもですね、お話を聞く機会がございましたので、ちょっと話を聞きましたんですけども、言われるにはやっぱり道幅も狭く、見通しも悪いなど、非常に不便をされてるという状況についてですね、お話をされました。そのことについては、甲佐町とほとんど状況は変わらないんだなという思いがございました。

そのような状況でありますことから、今後の事業計画についてはどのように進められて

いこうとされているのか、説明を求めたいと思います。

**○議長（宮川安明君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** それでは今後の事業計画についてですけれども、事業計画の要望といたしまして、毎年度、美里町と甲佐町の期成会で要望活動を行っております。今年度も10月に行いました。

要望内容につきましては先ほど述べたとおりですけれども、その中で道路改良工事2カ所については、今年度、概略設計を行い、要望箇所の課題等や整理を行い、甲佐町と協議をしてですね、実施測量に着手をしていただくという回答をいただいております。町としても優先順位等を決めまして、今後要望していきたいと考えております。

また、法面の災害防除事業につきましては、昨年度は広瀬地区で落石防護対策工事を46メートル完了されており、今年度も継続工事として24メートルを計画しております。

今後も必要な予算を確保して、対策工事を実施していくということを伺っております。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 鳴瀬議員。

**○4番（鳴瀬美善君）** 計画についての説明ありがとうございました。

次に3番といたしまして、緑川堤防の改修計画やその他の事業との調整について質問をさせていただきます。

緑川堤防を兼用道路とする区間、上揚地区についてはこれまでに集落への浸水被害を防ぐための事業として国土交通省により輪中堤防の建設がなされてきているところであると思っておりますけれども、同地区内の河川区域内については、国が管理する区間と県が管理する区間があったと認識しておりますけれども、特に国が管理する河川区間内において、堤防の未改修区間があるのか。また、県道整備計画との事業調整や、各種協議等についてはどのような形で進められてきているのか。この件についてお尋ねいたします。

**○議長（宮川安明君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** それではお答えいたします。

国が管理する緑川は上揚地内の町営住宅、上揚団地付近の下流から国が管理する河川となっております。先ほど議員がおっしゃられましたように、上揚地区の集落は輪中堤の完成をもって治水効果が十分に発揮される区間となっており、堤防の未整備区間はないということです。

それをもちまして、上揚地区からやな場までの県道は堤防兼用道路となっておりますので、他の事業とあわせたところです、堤防強化などにつながる事業については河川管理者とですね、協議を進めることは可能だというふうに聞いております。

それとですね、今期成会の中で平成29年度まではやな場からですね、上揚住宅の集落までの兼用道路の堤防化についてはですね、ほ場整備等の事業のお話があったときにですね、一緒にしたらどうかというようなことがありましたので、平成29年まではですね、要望箇所として事業に上げておりましたということです。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 今、建設課長の答弁の中にも出てまいりましたが、前回の一般質問の中で、中山間地域総合整備事業の3地区について質問をいたしました。

その中に上揚地区については、県道三本松甲佐線と隣接した2地区において、水田のほ場整備事業計画されておられることから、県道整備事業や堤防改修事業等との調整は図られてきているのか、伺いたいと思います。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） それではお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、上揚地区では令和2年度の採択に向けて、中山間地域総合整備事業でのほ場整備事業を計画しております。現在の当地区の計画は令和2年度の事業採択に向けての概算的な計画となっておりますので、採択後、来年以降、詳細な実施設計を行っていくこととなります。

今回の質問の県道改修事業等についての事業調整につきましては、現在のところ行っておりませんが、必要が生じた場合には地元の上揚区、それと建設課及び関係機関との調整を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 地元上揚地区の皆さんについてもですね、ほ場整備にも非常に期待をされております。また、堤防が狭いことについてもですね、非常に苦慮されておられますので、その辺の整合性は連携する課で調整を図ってですね、国・県と一緒に進めていっていただきたいと思います。

最後となりますが、町におかれても現在進められている町道や河川の災害復旧をはじめ、井戸江峡キャンプ場の整備、また、県においても県道三本松甲佐線の災害復旧工事や宮内地区社会教育センター、旧宮内小学校裏の防災工事など、さまざまな形で地域振興に取り組まれてきていると感じております。

今回、質問させていただきました県道三本松甲佐線は宮内地区にとっては生活道路であるとともに、地域発展の生命線であると考えております。

これらのことを踏まえ、町長におかれましては今後の宮内地区の振興策等について、どのような考えを持っておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。これについては、町長のほうで、よろしく願いいたします。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 宮内地区の振興対策ということで、幾つか現在も着手している事業も結構ありますけれども、まず井戸江峡キャンプ場についてですけれども、これはもう何度もご説明も申し上げますけれども、施設の老朽化等もありましたし、しばらく使ってなくても随分傷んでおりましたので、新たな視点から、地方創生の観点からつくり直そうというような考えでですね、地方創生拠点整備交付金を活用したところで現在整備をしております。年度内の完成を見込んでおります。

それから、次に上揚住宅ですけれども、これももう宮内地区においての人口減少を少しでも食い止める大きな要因だろうとも思っておりますし、これも同じように非常に老朽化しておりましたので、これも現在、建て替え工事を実施中であります。

それから3番目には水道事業ですけれど、これは私の政策目標の中にも掲げているところです。過去においてですね、宮内地区の住民の方がなかなか水道ちゅうか水に対しての有償での水道供給といったことになかなかご理解をいただいていない時期もあったように思います。ただ、震災以来、随分とその辺の考え方も変わってきたと思いますし、安全安心な水の供給はこれは命の水とも言うようにですね、やはりこれはしっかりと町がやっていくべきだという考えも強く持っております。梅雨時期、それに台風時期といいますか、そういう時期においては非常に水質もですね、衛生的にも非常に心配されるような状況にもありますので、今年度については小鹿、入江地区のほうを甲佐町の上水道の給水区域の中に含めたところでの整備をやります。

あと、未整備エリアについては、中山間総合整備事業の第3期の中でこれを整備して、最終的にはそれをもって宮内地区の水道問題の完全解決をほぼ達成できるかというふうに踏んでおります。

それから、三本松甲佐線についてはもう先ほどから説明があったとおりですけれども、ご存じのとおり本当に狭い道路事情にありまして、拡幅するにも何て言いますか、上手のほうはおそらく切り取りしても厳しいような地形でありますし、かといって緑川のほうに広げられるかという、そういう状況にもありませんので、やはり今の井戸江峡橋を利用したところで、現在町道として活用している部分を一部供用しながら、今後新たにもう1本の橋を県道で架ける、そういうやり方しかおそくないだろうと私は思います。

それで、しばらくはですね、今かけるところの位置までの法面の工事とか、いろんな事柄を県のほうで今やっていただいておりますので、あまり最初からそういう思いをぶつけるのも戦略上どうかという思いもありましたんですけれども、現在は三本松甲佐線の期成会の要望の中でそういった町の考え方をしっかりと土木部のほうにお伝えをしながら、今しっかりとですね、そういうお願いを今やらせていただいております。

田口橋の例もありますし、こういった思いをずっと継続して町の姿勢を変えずにですね、しっかりとやっていくことが、最終的に本懐を遂げる、そういうことだろうと思っておりますので、引き続きしっかりと要望活動のほうをやってまいります。

それと、災害復旧工事については震災、あるいは豪雨災害等で随分と宮内地区のほうも被災箇所が多かったんですけれども、公共災害については現在約90%まで町全体を通したときには復旧をしておりますし、あと農地のほうも75%ぐらい復旧しているような状況でありますので、宮内地区についても同様の進捗率で進んでいるというふうに考えております。

それと最後に、宮内地区の社会教育センターですけれども、これまで要するに今日もお話にあったとおり、土砂災害特別警戒区域のエリアの中に入ってましたけれども、宮内地区の活動拠点の中心となるところでもありますので、裏山のほうの擁壁工事のほうを整備

させていただいて、レッドゾーンから外させていただいて、住民の人にとってはより活用しやすいようになったというふうに思っております。

大体以上、思いつくままにお話しさせていただきましたけれども、そういった事柄について現在、宮内地区の活性化といった観点からも、あるいは、甲佐町全体の活性化といった意味からも今取り組ませていただいている状況です。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 鳴瀬議員。

**○4番（鳴瀬美善君）** ただいま町長の答弁で、宮内地区への振興に対する強い思いを感じることができました。

今回、県道三本松甲佐線を中心として質問をさせていただきましたけれども、本路線の1日も早い全線の整備が完了しますこと、そして、宮内地区の振興がさらに加速することを節に希望いたしまして、私の一般質問を全て終わりとさせていただきます。どうもありがとうございました。

**○議長（宮川安明君）** これで4番、鳴瀬美善議員の質問は終わりました。

以上をもって一般質問の通告者全ての質問は終わりました。

以上をもって本日の日程は終了しました。

明日17日は午前10時から本議場において会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

---

散会 午後3時46分

1 2月17日 (火曜日)

令和元年第4回甲佐町議会（定例会）議事日程

(第3号)

1. 招集年月日 令和元年12月13日  
1. 招集の場所 甲佐町議会議場  
1. 開会 12月17日 午前10時00分 議長宣告  
1. 散会 12月17日 午後3時50分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲斐良二	2番 甲斐高士	3番 田中孝義
4番 鳴瀬美善	5番 森田精子	6番 佐野安春
7番 荒田博	8番 宮本修治	9番 福田謙二
10番 井芹しま子	11番 宮川安明	12番 本田新

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 岡本幹春 議会事務局事務長 早崎伊津子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長 奥名克美	副町長 師富省三
会計管理者 山本洋子	総務課長 一圓秋男
企画課長 北野太	地域振興課長 北畑公孝
くらし安全推進室長 佐々木善平	税務課長 古閑敦
環境衛生課長 橋本良一	住民生活課長 井上理恵
総合保健福祉センター所長 奥村伸二	福祉課長 福島明広
農政課長 井上幸介	建設課長 志戸岡弘
会計課長 山本洋子	町民センター所長 中林健次
教育長 蔵田勇治	学校教育課長 荒田慎一
社会教育課長 吉岡英二	農業委員会事務局長 井上幸介
選挙管理委員会書記長 一圓秋男	代表監査委員 豊永康法

1. 開会 12月17日 午前10時00分

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

## 1. 会議に付した事件

- 日程第1 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第2 議案第56号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第3 議案第57号 甲佐町交流拠点施設の設置、管理及び使用料に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第58号 甲佐地区防災公園条例の制定について
- 日程第5 議案第59号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第60号 甲佐町農業振興地域整備促進協議会設置条例の制定について
- 日程第7 議案第61号 甲佐町附属機関設置条例の制定について
- 日程第8 議案第62号 甲佐町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第63号 甲佐町一般職の職員の給与に関する条例及び甲佐町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第64号 町長等の給料及び旅費に関する条例及び甲佐町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第65号 訴えの提起について
- 日程第12 議案第66号 工事請負契約の変更について
- 日程第13 議案第67号 工事請負契約の変更について
- 日程第14 議案第68号 令和元年度甲佐町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第15 議案第69号 令和元年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第70号 令和元年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第71号 令和元年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 甲佐町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第19 議会広報編集特別委員会全国研修の報告について
- 日程第20 議会運営委員会研修の報告について
- 日程第21 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第22 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第23 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

## 1. 議事の経過

開議 午前10時00分

○議長（宮川安明君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は議席に配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

### 日程第1 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（宮川安明君） 日程第1、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（井上理恵君） 諮問第1号についてご説明申し上げます。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について。下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

記。住所、甲佐町大字■■■■■■。氏名、沼田峰子。生年月日、■■■■■■■■。

令和元年12月13日提出。町長名です。

提案理由は、現委員であります同氏が令和2年3月31日で任期満了となるためでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（宮川安明君） 町長の推薦理由を求めます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 沼田峰子氏におかれましては、平成26年4月1日から人権擁護委員として2期6年間、誠心誠意任務を全うされておられます。また、民生委員として平成15年7月から平成19年11月まで活躍をされ、現在は甲佐町社会福祉協議会の第三者委員でもあられます。そのほか、産業後継者育成対策協議会で結婚支援事業の相談員や甲佐ブランドの商品開発など、これまでも多方面において積極的にご協力をいただいていたところでございます。

このように幅広い知識と豊富な経験をお持ちであり、人権意識も高いうえ、人格、識見ともに高く、人権擁護委員として求められる活発な活動が期待できる適任者として推薦をするものでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

森田議員。

**○5番（森田精子君）** 諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてですが、先ほど町長の推薦理由にもありましたように、沼田氏は実直な人柄で周囲の信頼も厚く、また今までの豊富な経験もあり、人権擁護委員として適任と思われまますので、何ら異議なく賛成いたします。

**○議長（宮川安明君）** これで討論を終結します。

これから、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」を採決します。

本諮問について、適任と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 異議なしと認めます。よって、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」は適任者と答申することに決定いたしました。

---

## 日程第2 議案第56号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

**○議長（宮川安明君）** 日程第2、議案第56号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

**○総務課長（一圓秋男君）** 議案第56号についてご説明申し上げます。

議案第56号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について。地方自治法第286条第1項の規定により、令和2年3月31日限りで、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のとおり変更するものでございます。

令和元年12月13日提出。町長名です。

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のように変更する。

別表第2、第3条第1号に関する事務の項中、「天草広域連合」の次に「、熊本県後期高齢者医療広域連合」を加える。

附則。この規約は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由につきましては、省略をさせていただきます。

今回の規約の一部変更につきましては、熊本県市町村総合事務組合規約第3条第1号に規定します退職手当事務につきまして、令和2年4月1日より熊本県後期高齢者医療広域連合が新たに加えられることに伴いましての一部変更でございます。組合を組織いたします各地方公共団体の同文議決をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

**○議長（宮川安明君）** これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

井芹議員。

**○10番（井芹しま子君）** これまではどうだったのか。それでなぜ退職事務についてだけなのか、ちょっとお願いします。

**○議長（宮川安明君）** 総務課長。

**○総務課長（一圓秋男君）** 今回、熊本県の後期高齢者医療広域連合のほうでございませうけれども、今までは独自でその部分——退職手当事務についてはやられていたということですが、今回、新たに熊本県市町村総合事務組合のほうに加入されたということで、その事務についてですね。事務につきましては、今現在でございませうけれども、70の地方公共団体が加盟をしております、九つの事務がございませうけれども、おのこの加入をしております。そういう関係で、今回は、熊本県の後期高齢者医療広域連合につきましてはですね、この、今言いました退職手当の事務関係については入っておられませんでしたので、新たに加入されるというものでございます。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

鳴瀬議員。

**○4番（鳴瀬美善君）** 4番。議案第56号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてでございませうけれども、本案については、令和2年4月1日より熊本県後期高齢者医療広域連合が新たに同事務組合に加入することに伴う、規約の変更でありますことから、何ら異議なく承認いたします。

**○議長（宮川安明君）** これで討論を終結します。

これから、議案第56号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 異議なしと認めます。よって、議案第56号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」は原案どおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第57号 甲佐町交流拠点施設の設置、管理及び使用料に関する条例の制定について

**○議長（宮川安明君）** 日程第3、議案第57号「甲佐町交流拠点施設の設置、管理及び使用料に関する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

地域振興課長。

**○地域振興課長（北畑公孝君）** それでは、議案第57号についてご説明申し上げます。

議案第57号、甲佐町交流拠点施設の設置、管理及び使用料に関する条例の制定について。甲佐町交流拠点施設の設置、管理及び使用料に関する条例を次のように制定するものでございます。

令和元年12月13日提出。町長名でございます。

提案理由。甲佐町交流拠点施設の整備に伴い、甲佐町交流拠点施設の設置、管理及び使用料に関する条例を制定するため、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

甲佐町交流拠点施設の設置、管理及び使用料に関する条例。

趣旨。第1条、この条例は地方自治法（以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、甲佐町交流拠点施設（以下「交流拠点施設」という。）の設置、管理及び使用料に関し、必要な事項を定めるものとする。

設置。第2条、地域間交流による地域の活性化を促進する拠点として、交流拠点施設を設置する。第2項、交流拠点施設の名称及び位置は次のとおりとする。名称 古民家交流拠点施設。位置 甲佐町大字仁田子549番地。名称 井戸江峡交流拠点施設。位置 甲佐町大字安平872番地2。

施設。第3条、前条に掲げる古民家交流拠点施設を構成する施設は次のとおりとする。第1号、宿泊スペース。第2号、飲食提供スペース。第3号、多目的交流スペース。第2項、前条に掲げる井戸江峡交流拠点施設を構成する施設は次のとおりとする。第1号、管理棟。第2号、レストラン棟。第3号、ショップ棟。第4号、シャワー棟。第5号、屋外水道施設。第6号、キャンプテラス。第7号、テントサイト。第8号、芝生広場。

次のページをお願いします。

以下、各条で定める事項及び資料において説明させてもらってもよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○地域振興課長（北畑公孝君）** それでは、まず第4条で、使用期間及び使用時間を規定しております。

第5条につきましては、使用の許可について。

第6条につきましては、使用の制限。

第7条につきましては、使用許可の取り消し等。

第8条で、使用料について定めております。

次のページをお願いします。

第9条で、使用料の減免。

第10条で、使用料の納入。

第11条で、使用料の還付。

第12条で、損害賠償について定めております。

指定管理者による管理。第13条、交流拠点施設の管理及び運営は、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。第2項、前項の規定により交流拠点施設の管理及び運営を指定管理者に行わせる場合は、第4条にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときはあらかじめ町長の承認を得て交流拠点施設の使用期間及び使用時間を変更することができる。以下、第3項から次ページの第5項につきましては、読みかえ規定となっております。

次のページをお願いします。

第14条、指定管理者が行う業務につきまして定めております。

利用料金。第15条、指定管理者は、法第244条の2第8項の規定により、交流拠点施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として使用者から收受することができる。第2項、前項の規定により指定管理者が收受することができる利用料金の額は、第8条別表第2に定める額に100分の150を乗じて得た額を上限として、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。次のページをお願いします。第3項、指定管理者は、あらかじめ町長の承認を得て定めた基準により利用料金を減免し、または還付することができる。

第16条につきましては、指定管理者の原状回復義務について定めております。

雑則。第17条、この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定める。

附則。第1項、この条例は、公布の日から施行する。第2項、井戸江峡キャンプ場の設置、管理及び使用料に関する条例は廃止する。

それでは、資料のほうをお願いいたします。

まず、旧西村民俗資料館について、ご説明申し上げます。

左側の平面図につきましては、1階部分となっております。右側の平面図につきましては、2階部分となっております。

①、宿泊スペース。宿泊スペースにつきましては、1階にリビング及び水回りを整備しております。2階に寝室を備えた1棟貸しスタイルの宿泊棟となっております。使用時間につきましては、午後2時から退出日の午前10時までとなっております。条例で定める使用料につきましては、室料ですね、1棟当たり1万円で1名当たり5,000円と定めております。

②の飲食提供スペースです。1階中央部分に厨房及び客室を配した飲食提供のスペースとなっております。使用時間につきましては、午前8時半から午後10時まで。以下の施設につきましても、同じく午前8時半から午後10時までと定めております。使用料につきましては、飲食提供スペース、月額5万円としております。

③、多目的交流スペース。1階の和室部分になりますけれども、地域活動に利用可能な

交流スペースといたしております。使用料金につきましては、1時間500円、1日で借りられる場合は3,000円としております。

④、設置条例には定めておりませんが、飲食と交流スペースの共用の施設入り口になります。ここは、青い部分で示しておりますが、青い部分の下側、平面図の下側が玄関になります。この共用スペースを活用いたしまして、町のさまざまな観光情報等ができる情報発信のスペースといたしております。

次、お願いします。井戸江峡の交流拠点となります。

①、まずキャンプテラスですけれども、4カ所設置しております。この施設につきましては、グランピングができる施設といたしております。宿泊につきましてはの使用時間は、午後2時から退出日の午前10時まで。休憩につきましては、午前10時から午後5時までとしております。使用料金につきましては、グランピング1カ所1万2,000円で2名まで。3名以上の場合は1名につき5,000円、小・中学生につきましては1,000円、小学生未満の方につきましては500円を加算することとしております。休憩につきましては、1カ所5,000円、4時間までとしております。4時間以上の場合は、1時間につき1,000円を加算することとしております。

②、キャンプサイトです。テントを設置したキャンプサイトとなります。宿泊につきましては、午後2時から退出日の午前10時まで。休憩につきましては、午前10時から午後5時までとしております。キャンプサイトでの宿泊につきましては、1カ所5,000円。休憩につきましては、1カ所2,000円、4時間以上の場合は1時間につき500円を加算することとしております。

③、持ち込みテント。キャンプサイト以外で、自らテントを持ち込まれてキャンプをされる場合です。使用時間が午後1時から翌日の午後1時まで。料金といたしましては、1,000円と設定しております。

④につきましては、レストラン棟になります。使用時間が午前10時から午後10時まで。テナント料として月額5万円。

ショップ棟、⑤になります。使用時間につきましては、午前10時から午後10時までで、月額2万円。

⑥、シャワー棟です。コインシャワーを設置するようにしております。使用時間は終日で、3分当たり200円といたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

**○議長（宮川安明君）** これより質疑を行います。何か質疑ございませんか。

2番、甲斐高士議員。

**○2番（甲斐高士君）** 2番、甲斐です。今回の甲佐町交流拠点施設のうち、旧西村邸の改修につきましては、これまでワークショップ形式によってですね、工事のほうがなされてきたと思います。これまでのワークショップが何回開催されたのか、また、そのワークショップに何名の方が参加されたのか、また、その参加者のうち、町内が何名、町外が何名であったのか、わかれば教えていただきたいと思います。

**○議長（宮川安明君）** 地域振興課長。

**○地域振興課長（北畑公孝君）** はい、それではお答えいたします。

平成30年度から改修につきまして、ワークショップを開催しております。

平成30年度につきましては、4回で8日間実施しております。本年度につきましては、今、手元の資料で11月末までを集計させていただいておりますが、11月までに6回開催し12日間の開催となっております。合計、11月末までで10回の開催で20日間のワークショップを実施しております。

ワークショップの参加者ですけれども、一般参加者といたしまして、延べ341名の方に参加をいただいております。一般参加者の内訳ですけれども、これも延べ人数になりますが、町内が50名、町外が291名となっております。85%が町外からの参加となっております。そして、町外からの参加291名のうち、29名の方が県外からの参加となっております。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 甲斐高士議員。

**○2番（甲斐高士君）** 2番、甲斐です。今ご説明いただいた中で、今までの延べ参加者数が341名、うち町内が50名、町外が291名ということで答弁をいただきました。

今回、このようなワークショップ形式で改修工事をされたというのは、おそらく初めてじゃないかと思います。そういった中で、そのワークショップには、建物ができるまでの工事の段階で、既に町外からでも291名の方が今回の工事に携わられているということですね、この291名の方々は、おそらくこの施設が完成して運用が開始されたら愛着を持って必ず利用されるんじゃないかと思います。そういった中で、工事の段階から、このような交流人口、関係人口につなげていただいている事業ということで、非常に効果的ではないかと思います。今後もですね、このようなアイデアを踏まえながら事業をできる部分については、積極的に実施していただきたいと思います。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** ほかにありませんか。

3番、田中議員。

**○3番（田中孝義君）** 3番、田中です。宿泊料金についてですが、私たちも、この間、議員研修でこのグランピング場というところを視察させていただきました。土曜日曜とかがやはりにぎわうということで、そういう料金を設定されておりました。また、周りのほかの観光地でも、土曜日曜という料金は若干高くなっております。その辺の考えはどうでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** 地域振興課長。

**○地域振興課長（北畑公孝君）** 俗に言われます繁忙期とかについては、料金が高めということになっている施設が多いかと思います。

設置条例の第15条の利用料金というところで、指定管理者が管理運営を行う場合、料金設定についても第2項で定めております。今ご質問がありましたグランピング施設につきましては、条例上、使用料として1万2,000円で設定しておりますが、15条第2項につき

ましては、100分の150を乗じて得た額を上限としておりますので、1.5倍までを上限という形で設定が可能なようにしております。この金額設定については、今後、指定管理者が決定次第ですね、協定等で決めたいと思っておりますし、逆に、今1万2,000円ですけれども、条例上ですね、100分の150が上限となっていることから、1万2,000円以下の設定も可能ということになりますので、平日だとかお客さんが少ない時期に関しては安く設定もできることが可能としております。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 田中議員。

**○3番（田中孝義君）** はい、よくわかりました。今からですね、しっかり拠点となる施設でございますので、料金等のほうもしっかり指定管理者の方と協議されて、ちゃんとやっていただければと思います。

**○議長（宮川安明君）** 1番、甲斐良二議員。

**○1番（甲斐良二君）** 1番、甲斐良二でございます。私も料金についてのお尋ねでございますが、この古民家交流拠点施設と井戸江峡の交流施設の比較になると思うんですけど、まず、井戸江峡のグランピングのほうにはですね、1泊当たり1万2,000円、それから3名以上の場合5,000円と、小・中学生、小学生未満と細かく区別がされておりますが、古民家交流施設、これは1泊当たり5,000円になっております。その5,000円の区別というか、小・中学生、小学生未満と、こちらには区別はないのでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** 地域振興課長。

**○地域振興課長（北畑公孝君）** 室料1万円で1名当たり5,000円という形で、条例上、使用料として定めておりますが、この料金設定につきましてもですね、指定管理者による経営のコンセプト等がございますので、その中で、協定を結ぶ中で、協議してやっていきたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** ほかにありませんか。

鳴瀬議員。

**○4番（鳴瀬美善君）** 4番です。井戸江峡キャンプ場のほうについてご質問をさせていただきます。

井戸江峡キャンプ場につきましては、先ほど担当課長の説明がありましたが、河川敷内に持ち込みテントを張るのが③番でありますけれども、ここについては、まさに緑川に隣接して、低水位のところにも多分テントを張られるというような思いがあります。こういったことですね、特に緑川については、昨日の一般質問でもありましたけれども、ダムもありますし、堤防改修がまだ全部できていないところもあります。こういった中で、指定管理者になった場合、梅雨時期とか台風が接近したときに、施設利用者の皆さんが避難される際には誰が避難指示を出して、また、その避難する基準は設定をされておるのでしょうかと思ひまして、お尋ねします。

**○議長（宮川安明君）** 地域振興課長。

**○地域振興課長（北畑公孝君）** 今、平面図上で緑川の河川敷のほうで持ち込みテントを張る場所というふうに設定しておりますが、現在、県の管理ですので、そちらのほうで占用して、井戸江峡キャンプ場時代もそこでテントを張ってキャンプを楽しむという施設でございました。今回、指定管理者に管理をお願いする場合にですね、これも協定の中でも定めますけれども、今回募集をいたします。その中で、緊急時の体制とか、そういったところも含めてですね、提案もいただきますし、実際、河川について雨量または水位、そのところも細かく指定管理者と取り決めを行って運営をしたいと考えております。

施設の管理の権限につきましては、指定管理者に委ねられますので、使用の禁止とか避難については指定管理者となりますが、町のほうが指定管理者と協定を結んでおりますので、管理監督については自治体のほう——町のほうにも責任があると考えております。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 鳴瀬議員。

**○4番（鳴瀬美善君）** 今、課長言われましたとおり、町のほうにも相応の責任はやっぱりあると思いますので、この辺は、逐次といいますか、特に地元における職員の皆さん方については経験も豊富でございますので、そういった経験を踏まえてですね、早目早目の避難指示だったり、そういった協議等については進めていただきたいと思います。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** ほかにありませんか。

井芹議員。

**○10番（井芹しま子君）** 先ほどのワークショップの件なんですけど、もうでき上がったので、そのワークショップに参加された方たちはもう解散という感じですかね。また、いろいろ、そういった方たちに協力をしてもらうような連絡とかですね、今後のつながりをつけておられるのか、おられないのか。愛着を持ってといってもですね、なかなかどうかなという部分もあるので、やっぱりその方たちにしっかりと今後の施設の発展につながるような生かし方というか、ワークショップに参加された方々のもので、そういった点はどのように考えておられますか。

**○議長（宮川安明君）** 地域振興課長。

**○地域振興課長（北畑公孝君）** まず、旧西村民俗資料館でございますけれども、一応、完成は年度内となっております。あと、ワークショップを今月は12月15日に開催しております。また翌年1月に18、19でワークショップを開催することとしております。ワークショップに参加していただいた方に関しましては、完成後ですね、ご案内等申し上げて、何か交流ができればと今現在考えているところでございます。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** ほかにありませんか。

佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 6番、佐野です。旧西村邸、井戸江峡キャンプ場、それぞれなんですけれども、利用見込みをどういうふうに考えていらっしゃるのか。特にキャンプ場

の場合はですね、季節間のアンバランスなんかもあるような感じがしますが、どうでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** 地域振興課長。

**○地域振興課長（北畑公孝君）** 一応、宿泊に関しまして、町のほうでも試算をいたしております。

旧西村邸につきましては、通年……、令和2年度につきましては、7月開業を目指しておりますので丸1年ではございませんが、令和2年度以降ですね、稼働率3割を超えるような目標で試算しております。1棟貸しということですので、この30%を超える利用率に換算しますと、2年目以降ですね、300人前後の宿泊者が見込めるのではないかと考えております。1棟1組3人を想定しております。

井戸江峡キャンプ場につきましては、想定のほうを、1年目に20%、以降25%、30%としております。今、佐野議員が言われたとおり、冬の利用がどうなるのかということもございませぬ。ただ、今現在、津志田の河原で真冬でもキャンプをされている方が結構多くございませぬので、これは、指定管理者によってですね、冬場の時期も開けられるかというところで稼働率は変わってくるかとは思いますが。今、宿泊のみで試算しているところで申しますと、令和2年が7月以降のオープンということで宿泊者だけで990名程度、令和3年度で1,650名、令和4年度で2,000名を切るくらいの数の宿泊者を想定しております。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** ほかに質疑はありますか。

佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 甲斐高士議員からワークショップ参加者についてのお尋ねがありまして、341名というお話がありましたが、これは、同じ方が繰り返し来られるのか、全く別なのか、そういったところの把握はされていらっしゃいますでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** 地域振興課長。

**○地域振興課長（北畑公孝君）** 参加者につきましては、保険等もございませぬので名前等管理しております。ただ、手元にはですね、今、実人数と述べ人数という形では資料はございませぬが、毎回欠かさず来ていただいている方もおられますし、都合のつくときに来られる方、また1回2回の参加のみの方もおられます。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 福田議員。

**○9番（福田謙二君）** はい、9番。第9条にですね、使用料の減免というのがございます。これは、どのような団体とか個人に適用されるのか、お聞きいたします。

**○議長（宮川安明君）** 地域振興課長。

**○地域振興課長（北畑公孝君）** 第9条で使用料の減免という形にしております。この条例のつくりがですね、町が直営でした場合の条例のつくりとなっておりますので、第9条で「町長が特に必要があると認めるときは」という形で作らせていただいております。通常、町の直営で行う場合は、町の学校だったりそういった場合に減免になるという形で

つくらせていただいております。指定管理者のほうについてもですね、減免ができるということで15条に定めておりますが、これについては、また協議の上、考えたいと思います。

実際、町で直営した場合、減免することによってもちろん収入が減ります。もちろん経費もかかります。逆に、今度、指定管理者にお願いする場合は、収入で補えない部分については指定管理料を払うという……、上限を設定しますが、公募のときに提案をいただきます。ということは、例えば全てを半額に減免された場合は、その分収入が減るということで、逆にまた町のほうの持ち出しが大きくなりますので、その辺については協議の上決めさせていただきたいと考えております。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 井芹議員。

**○10番（井芹しま子君）** 指定管理者の導入については、どのように考えておられるんですか。

**○議長（宮川安明君）** しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時38分

再開 午前10時39分

---

**○議長（宮川安明君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

地域振興課長。

**○地域振興課長（北畑公孝君）** 指定管理者の指定に至るまでの経緯ですけれども、今回、条例の制定についてお願いを申し上げます。条例が可決後ですね、指定管理者の公募を今月中に行いたいと考えております。指定管理者の指定については、3月議会でまた議会のほうにお諮りさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** ほかにありませんか。

本田議員。

**○12番（本田 新君）** 一つ、お願いがあります。こういった町の施設をつくった場合、いわゆる町内と町外というくくりをちょっと何か。町の税金でつくる施設に対しては、町民がそれだけの少しでも益を得るとか、恩恵を得るとかというのがあってもいいのではないかなという思いがあります。私、だから、一つ思うのは、例えば、この施設を利用される時、町内の方がマイナンバーカードを提示すれば少し割引がきくとか、そういったことなんかを考えられてみてはどうなのかということ、一つ提案をさせていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** 地域振興課長。

**○地域振興課長（北畑公孝君）** そういった料金の設定についてはですね、指定管理者が町長の承認を得てということもございますので、その中で、協定を結ぶ段階での協議をさせていただければと考えております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） 2番、甲斐です。議案第57号、甲佐町交流拠点施設の設置、管理及び使用料に関する条例の制定についてであります。この甲佐町交流拠点施設、旧西村邸及び井戸江峡キャンプ場につきましては、本町が地方創生を推進していく上での核となる施設ということで、今回、整備がなされたものと思います。今後は、この拠点施設と他の観光・レクリエーション施設とをうまく連携させながら、若い世代を中心とした交流人口及び関係人口の増加対策を図っていく必要があると考えます。

今後、この施設が名前のおり交流の拠点となって魅力的な施設として発展していくことを期待して、賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第57号「甲佐町交流拠点施設の設置、管理及び使用料に関する条例の制定について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号「甲佐町交流拠点施設の設置、管理及び使用料に関する条例の制定について」は原案どおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第58号 甲佐地区防災公園条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第4、議案第58号「甲佐地区防災公園条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） それでは、議案第58号についてご説明申し上げます。

議案第58号、甲佐地区防災公園条例の制定について。甲佐地区防災公園条例を次のように制定するものでございます。

令和元年12月13日提出。町長名でございます。

提案理由。甲佐地区防災公園の整備に伴い、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いします。

甲佐地区防災公園条例。

趣旨。第1条、この条例は地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、甲佐地区防災公園（以下「防災公園」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

設置。第2条、災害時の避難場所及び防災機能を備えた拠点とするとともに、住民の交流の促進及び健康の増進を図るため、防災公園を設置する。第2項、防災公園の名称及び位置は、次のとおりとする。名称 甲佐地区防災公園。位置 甲佐町大字豊内776番地。

施設。第3条、防災公園の施設の種類は、次に掲げるとおりとする。第1号、広場。第2号、パーゴラ（防災テント）。第3号、防災ベンチ。第4号、災害用井戸。第5号、駐車場。

以下、各条で定めている事項についての説明でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○**地域振興課長（北畑公孝君）** それでは、まず第4条で、行為の禁止事項について定めております。

第5条で、使用の禁止または制限について。

第6条で、損害賠償を定めております。

次のページをお願いします。

雑則。第7条、この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○**議長（宮川安明君）** これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。

佐野議員。

○**6番（佐野安春君）** 6番、佐野です。この第3条の5番に駐車場がありますが、駐車場は何台収容予定なのか、それと、この駐車場は防災公園を利用するためのものだけなのかどうなのか、説明をお願いします。

○**議長（宮川安明君）** しばらく休憩します。11時まで休憩します。

---

休憩 午前10時46分

再開 午前11時00分

---

○**議長（宮川安明君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

地域振興課長。

○**地域振興課長（北畑公孝君）** お時間をとらせまして、申し訳ございません。

駐車場につきましては、30台の区画割りで設置いたしております。

以上でございます。

○**議長（宮川安明君）** 奥名町長。

○**町長（奥名克美君）** 先ほど、佐野議員のほうから駐車場の件でお尋ねがありました。本条例の第3条の中で、第1号から第5号まで、その施設の種類が列記をされております。

この項目の中に駐車場が入っているということは、この防災公園の中の一つの施設ということになります。当然、緊急時、災害発生時の避難場所、そして避難者が来られたときの専用の駐車場だとももちろん理解はしておりますけれども、平常時においてはですね、隣接する災害公営住宅、あるいは子育て支援住宅もありますし、また、一時的に来客される方の車両の駐車スペース等も当然考えられますので、その辺の方々が利用されるといったことについては、それを考えられないことはない、排除することもないといえますか。明確にその辺は逆に定めているわけじゃありませんけれども、そういった利用については、考えられないことはないと理解をしております。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** ほかに質疑ありませんか。

森田議員。

**○5番（森田精子君）** 5番、森田です。ただいまの施設のところで、パーゴラの防災テントというふうに、パーゴラが防災テントになるという説明が以前あっておりましたけれども、この防災テントをですね、開くための基準と誰が開くのかを教えてくださいたいと思います。

**○議長（宮川安明君）** 地域振興課長。

**○地域振興課長（北畑公孝君）** 誰が設置の判断とか開くとかということですが、現在のところ基準は定めておりませんが、今後、防災公園として活用していく上でですね、取り決めについては行いたいと思います。一応、指定避難所として設定されておりますので、その基準にのっとって運用ができればと考えております。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

2番、甲斐議員。

**○2番（甲斐高士君）** はい。2番、甲斐です。議案第58号、甲佐地区防災公園条例の制定についてであります。この甲佐地区防災公園につきましては、町長が熊本地震からの復興の目玉事業として掲げられる事業の中の一つ、甲佐町住まいの復興拠点施設整備事業の1施設であります。災害時の防災拠点としての機能はもとより、平常時の地域住民の憩いの場、交流の場として寄与していくことを期待しまして、賛成いたします。

**○議長（宮川安明君）** これで討論を終結します。

これから、議案第58号「甲佐地区防災公園条例の制定について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号「甲佐地区防災公園条例の制定について」は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第59号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第5、議案第59号「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） 議案第59号についてご説明申し上げます。

議案第59号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を、次のように制定するものでございます。

令和元年12月13日提出。町長名です。

提案理由については、省略をさせていただきます。

次のページをお願いいたします。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

甲佐町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正。第1条、甲佐町一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

以下、条文を示しておりますけれども、説明資料を添付しておりますので、資料で説明させていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（一圓秋男君） ありがとうございます。それでは、議案第59号説明資料により説明申し上げます。

1のところ、提案趣旨ということでございますけれども、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律におきまして、地方公務員法等——これは児童福祉法でございますが、の一部改正がされまして、地方公務員の欠格条項から成年被後見人及び被保佐人が削除されることなどに伴いまして、関係条例の整理を行うものでございます。

これは、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項（資格、職種、業務等から一律に排除する規定等）、その他権利の制限に係る措置の適正化等を図るものでございます。

2のほうで、各条例の一部改正ということで、今回、法改正に伴い関係条例の整理を図

るため、表に記載いたしております条例6本を一括して改正するものでございます。

各条例の一部改正の内容につきましては、第1条の甲佐町一般職の職員の給与に関する条例におきましては、主な改正内容としまして、期末手当、勤勉手当、退職者の給与について、成年被後見人等に該当することとなり、失職した場合の規定を削除することといたしております。

第2条の甲佐町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例及び第3条の甲佐町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例におきましては、退職手当について、成年被後見人等に該当することとなり、失職した場合の規定を削除することといたしております。

第4条の甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例においては、消防団員の欠格条項から成年被後見人等を削除し、その他必要な規定を整理しております。

第5条、甲佐町職員等の旅費に関する条例及び第6条の甲佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例においては、引用条項を整理しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**○議長（宮川安明君）** これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1番、甲斐議員。

**○1番（甲斐良二君）** 1番、甲斐でございます。議案第59号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございますが、ただいま担当課のほうより丁寧な説明もございました。また、これはですね、国の法律の施行に伴う関係条例の整理だと思っておりますので、何ら異議なく賛成いたします。

**○議長（宮川安明君）** これで討論を終結します。

これから議案第59号「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 異議なしと認めます。よって、議案第59号「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」は、原案どおり可決されました。

---

**日程第6 議案第60号 甲佐町農業振興地域整備促進協議会設置条例の制定について**

**日程第7 議案第61号 甲佐町附属機関設置条例の制定について**

**日程第8 議案第62号 甲佐町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

**○議長（宮川安明君）** 日程第6、議案第60号「甲佐町農業振興地域整備促進協議会設置条例の制定について」及び日程第7、議案第61号「甲佐町附属機関設置条例の制定について」並びに日程第8、議案第62号「甲佐町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、以上3件を一括議題とします。提出者の説明を求めます。

農政課長。

**○農政課長（井上幸介君）** それでは、議案第60号についてご説明申し上げます。

議案第60号、甲佐町農業振興地域整備促進協議会設置条例の制定について。甲佐町農業振興地域整備促進協議会設置条例を次のように制定するものでございます。

令和元年12月13日提出。町長名です。

提案理由といたしましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例を制定する必要があるため、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

甲佐町農業振興地域整備促進協議会設置条例。

設置。第1条、農業振興地域の整備に関する法律の規定に基づく農業振興地域整備計画（以下「整備計画」という。）の策定及び変更並びに整備計画に基づく事業の実施に関する重要事項を協議するため、甲佐町農業振興地域整備促進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

所掌事務。第2条、協議会は、町長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議する。第1号、整備計画の策定及び変更に関すること。第2号、整備計画に基づく事業の実施に関すること。第3号、前2号に掲げる事項のほか、農業振興地域の整備に関すること。第2項、協議会は前項に掲げる事項に関し、町長に意見を述べることができる。

以下、各条につきましては、概略についての説明にかえさせていただいてよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

**○農政課長（井上幸介君）** ありがとうございます。

第3条につきましては、組織・構成について規定しております。

第4条につきましては、委員の任期について規定しております。

第5条については、役員について規定をしております。

第6条につきましては、会議についての規定をしております。

第7条については、守秘義務でございます。

第8条は、庶務でございます。

次のページをお願いいたします。

第9条につきましては、雑則の規定でございます。

附則。第1項、この条例は、公布の日から施行する。第2項、この条例の施行の際、従

前の協議会の委員は、この条例の施行の日に第3条第2項の規定により当該協議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、当該任命されたものとみなされる委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、同日における従前の協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

ということでございますけれども、現在の農振協議会は、協議会において制定しております規則において運用しておりますが、今回、地方公務員法並びに地方自治法の一部改正によりまして、非常勤特別職である本委員について町の条例により規定しなければならないこととされたため、今回、本条例を制定することとしております。また、県内の自治体を調べましたところ、条例化している団体も多数ありまして、農振協議会単独での条例制定が多くございました。次の議案第61号の甲佐町附属機関設置条例の中の一部として条例化するのではなく、個別の条例制定をお願いするところでございます。地方公務員法及び地方自治法の改正要旨につきましては、この後、総務課長より説明があると思いますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 総務課長。

**○総務課長（一圓秋男君）** それでは、私のほうから、地方公務員法及び地方自治法の改正の要旨につきまして説明をさせていただきます。

説明に当たりましては、添付しております議案第60号・第61号・第62号説明資料により説明をさせていただきます。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○総務課長（一圓秋男君）** ありがとうございます。今回ですね、三つの議案について今から要旨の説明をさせていただきますけれども、その後、議案第61号、議案第62号につきましても、続けてご説明をさせていただきます。

今回提案しております三つの議案につきましては、3議案とも地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして条例の制定・改正を行うものでございます。

1、提案の趣旨ということでございますけれども、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の創設、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用の厳格化や会計年度任用職員に対する給付の整備が行われます。この改正法は、令和2年4月1日から施行されることとなります。

なお、会計年度任用職員の創設、また職員に対する給付の整備につきましては、前回の9月の定例会におきましてお示しをしているかと思っております。今回、提案につきましては、特別職の非常勤職員の任用の厳格化を図るための条例の制定や改正となります。

2、特別職の任用の厳格化ということでございますが、特別職のうち「臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらに準ずる者の職」につきましては、「専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職であって、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他総務省令で定める事務を行うもの」に限定されましたということで、これは、地方公務員法第3条第3項第3号の改正ということとなります。

3のほうで、改正後の特別職についてということで、特別職につきましても、今言いました地方公務員法第3条に規定がなされておりますけれども、今回の法改正で、第3号要件の特別職の厳格化、今、2のほうでお話をさせていただきましたが、その厳格化、また第3号の2の新設が行われております。

この改正によりまして、現行の特別職は、現行のままで特別職の者、それから法令または条例に根拠が必要な特別職、要件に該当せず会計年度任用職員へ移行する者、私人として整理する者に分類されることとなります。

下の表ですが、改正後のほうを見ていただきますと、改正後の第3号要件でございますけれども、ここのアンダーラインの部分が今回改正されております。また、第3号の2として、選挙事務として法令に定めている職が要件として新設をされております。それから、第2号要件につきましても、諮問機関など行政の附属機関として位置づけられるものは条例に設置根拠を設けることとなっております。また、特別職の任用の厳格化によりまして、3の方で四つほど分類されますけれども、その分類がなされまして、区の嘱託員や交通指導員等につきましては私人として分類されることとなります。

次のページをお願いいたします。

4のほうで、本町の今回の条例の制定、一部改正についてでございますけれども、先ほど農政課長より説明が議案第60号についてありましたけれども、議案第60号で条例制定する協議会の委員は、地方公務員法第3条第3項第2号の要件「法令又は条例に根拠を必要」とする特別職というものでありまして、今回、先ほども説明がございましたけれども、他自治体の動向を見たところで個別条例化を行うこととしているところでございます。

以上で、法改正の要旨につきましての説明は終わらせていただきます。

続きまして、議案第61号についてご説明申し上げます。

議案第61号をお願いいたします。

議案第61号、甲佐町附属機関設置条例の制定について。甲佐町附属機関設置条例を次のように制定するものでございます。

令和元年12月13日提出。町長名です。

提案理由につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例を制定する必要性が生じたため、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

甲佐町附属機関設置条例。

趣旨。第1条、この条例は、法律または他の条例に定めがあるもののほか、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

設置。第2条、町の執行機関に別表に定めるところによる附属機関を置くものとする。

雑則。第3条、この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は当該附属機関の属する執行機関が別に定める。

附則。施行期日。1項、この条例は、令和2年4月1日から施行する。経過措置。2項、

この条例の施行の際、現に設置されている附属機関（以下「従前の附属機関」という。）は、第2条の規定により設置された附属機関とみなし、同一性をもって存続するものとする。3項、この条例の施行の際、従前の附属機関の委員または専門委員である者は、この条例の施行の日に当該附属機関の委員または専門員として委嘱され、また任命されたものとみなす。この場合において、当該委嘱し、または任命されたものとみなされる委員の任期は、同日における従前の附属機関の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

次のページをお願いいたします。

別表、第2条関係です。附属機関に属する執行機関、附属機関名、設置目的ですけれども、内容の説明については省略させていただきたいと思います。

今回の条例の制定につきましては、先ほど説明資料でご説明申し上げましたように、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例を制定するものがあります。

別表に記載しております九つの附属機関につきましては、全て諮問機関であり、現在、行政の附属機関として組織・運営がなされておりますが、条例での位置づけが現在ないことから、今回、附属機関設置条例を制定し、位置づけを行うものでございます。先ほどの資料に戻っていただきまして、資料の2ページでございますけれども、4の（2）の中で記載しておりますが、議案第61号についてということで、議案第61号で条例制定する各種委員会の委員は、地方公務員法第3条第3項第2号の要件の「法令又は条例に根拠を必要」とする特別職です。今回の附属機関条例で一括して整理を行うこととしているところでございます。

以上で、議案第61号についての説明を終わります。

続きまして、議案第62号についてご説明申し上げます。

議案第62号をお願いいたします。

議案第62号、甲佐町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。甲佐町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものでございます。

令和元年12月13日提出。町長名です。

提案理由につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例を制定する必要が生じたので、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

甲佐町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。甲佐町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。区分、報酬の額、費用弁償の額の説明につきましては、省略させていただきます。

次の、次のページをお願いいたします。

別表第2中、「嘱託医」を「町医、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師」に改める。

附則。この条例は、令和2年4月1日から施行する。

今回の条例の一部改正につきましては、議案第60号、議案第61号と同様に、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部改正を行うものであります。

再度、先ほどの説明資料の2枚目をごらんいただきたいと思っております。

この資料の2枚目の(3)に、議案第62号について記入しております。議案第62号での「特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例」の一部改正につきましては、特別職から私人へ移行する「嘱託員」、「交通指導員」及び職を廃止する「特別土地保有税審議会委員」の削除や特別職非常勤職員として移行する者の主な委員を改めて明確化するものでございます。

これで、議案第62号についての説明を終わります。

以上で、議案第60号、議案第61号、議案第62号についての一括の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（宮川安明君）** これより質疑を行います。何か質疑はございませんか。

佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 6番、佐野です。農業振興の設置条例の3条の中に委員が掲げられていて、委員15名以内とありますが、それぞれ委員は、町議、行政区の代表というのがあります。これは、それぞれの代表の定数は書いてありませんが、何か別に決まりとか決めてあるとか、そういうことはあるんでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** 農政課長。

**○農政課長（井上幸介君）** お答えいたします。

現在のところ、先ほど説明しましたとおり、協議会の中での規則ということで定めておりました。従前の規則の中では、まず町議会議員の代表として2名、それと各行政区の代表者として代表区長を1名ずつで5名、それと農業委員会代表者1名と各土地改良区の代表で合計の3名、それと農業協同組合の代表者1名、それと商工会の代表者1名、それと森林組合の代表者1名、それと学識経験者1名というところで、合計の15人としておりました。今回、条例の制定で全体に15人以内というところで設定し、その後また内部の規則のほうでその人間については細かく設定していきたいと考えております。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** ほかに。

本田議員。

**○12番（本田 新君）** 60号で、7条にいわゆる守秘義務、公務員の特別職でありますと守秘義務がついてまいります。先ほどの総務課長の説明の中に、今度、区の嘱託員の方が私人という扱いになると。そういった場合、私は、詳しくはわかりませんが、嘱託員にはいろんなプライバシーの情報なんかはかなり流れていると思うんですよ。嘱託員さんに対するそういった守秘義務あたりは、今後どのような兼ね合いになるのかなという思いがしておりますので、質問させていただきたいと思っております。

じゃ、休憩をちょっとお願いします。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前11時34分

再開 午前11時36分

---

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） 嘱託員さんの件でございますけれども、嘱託員については、今回、私人ということで、これにつきましては、今、県内の各市町村におきましても同様に私人という扱いでございます。先般、各新聞報道でもありましたように、業務委託という形で進められている状況ではございます。本町においてもそういう形で進めていくように、今、準備を進めている段階ではございます。

先ほどのお話でございますけれども、実際に嘱託員さんになられての守秘義務の話でございますが、服務規定というのが当然あってですね、公務員であれば。今回外れますので。ただ、業務の内容が先ほど言われますように秘密の部分も当然でございます。それについては、業務委託の契約の中でですね、しっかりと明記する必要があると思っております。ただ、委託の内容については、ある程度、甲佐町だけじゃなくて、近隣町村とも連携を図る必要があるところがございますので、そのあたりを踏まえた業務委託契約書という形で作成していこうと考えているところでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

森田議員。

○5番（森田精子君） 5番、森田です。議案第62号の中の一番最後のページですけれども、学校薬剤師のことについてお尋ねをいたします。現在、各学校の環境とか机の高さとか、あと保健室にどんな薬品があるのかというような形で調査をされていると思っておりますけれども、その調査をされている方が、町内なのか、町外なのか。それと契約をされるとしたら、1年契約なのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） 学校薬剤師についてお答えいたします。

今の雇用契約をしている方については、町外という形になります。町内に薬剤師の方がおられないという部分でですね、契約するときにおられなかったので、今、町外という形で委嘱をさせていただいております。また、任期につきましては1年となっております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 森田議員。

○5番（森田精子君） 森田です。今、町内のほうに薬剤師の方がいらっしゃらないということでしたけれども、私が調べた限りではいらっしゃるみたいなので、もし町外であ

るならばですね、できるだけ町内にいらっしゃる方を募集して、なるべく町内の方と契約をしていただきたいと思いますので、その辺、よろしくお願いいたします。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） はい、わかりました。町内の方がおられるようでありましたら、調べてですね、お話をして、町内の方と契約ができるような形で進めたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（宮川安明君） ほかに質疑はありませんか。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） 7番。先ほど、12番議員が聞かれたことに似ているかとは思いますが、今回、私人になられた方、先ほどの説明の中で新旧対照表をいただいていますけど、無くなりますよね。行政区嘱託員とか交通指導員とかの日額とか費用弁償がですね。そのあたりの無くなる私人に関して、先ほど言われた業務の契約というか規定の中で金額等はまたされるのでしょうか。そのあたりをお願いいたします。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） その件につきましては、先ほどちょっと言いました業務委託ということで契約をさせていただきますので、その報酬というか委託料の中でですね、反映をさせるという形になるかと思えます。よろしいでしょうか。

以上です。

○議長（宮川安明君） ありませんね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

討論及び採決については、議案ごとに行います。

最初に議案第60号「甲佐町農業振興地域整備促進協議会設置条例の制定について」、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

本田議員。

○12番（本田 新君） 議案第60号、甲佐町農業振興地域整備促進協議会設置条例の制定についてであります。この議案は、地方公務員法及び地方自治法の一部の改正に伴う本条例の制定でありますので、何ら異議なく賛成をいたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第60号「甲佐町農業振興地域整備促進協議会設置条例の制定について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号「甲佐町農業振興地域整備促進協議会設置条例の制定について」は原案どおり可決されました。

次に、議案第61号「甲佐町附属機関設置条例の制定について」、これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

**○7番（荒田 博君）** 7番。議案第61号、甲佐町附属機関設置条例の制定についてでございますが、ただいま担当課長の説明があったとおり、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用の厳格化に伴い、地方公務員法、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い制定されますので、何ら異議なく賛成いたします。

**○議長（宮川安明君）** これで討論を終結します。

これから、議案第61号「甲佐町附属機関設置条例の制定について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 異議なしと認めます。よって、議案第61号「甲佐町附属機関設置条例の制定について」は原案どおり可決されました。

しばらく休憩します。

---

休憩 午前11時43分

再開 午前11時44分

---

**○議長（宮川安明君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

最後に、議案第62号「甲佐町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

鳴瀬議員。

**○4番（鳴瀬美善君）** 4番。議案第62号、甲佐町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、これまで特別職非常勤職員の任用についての条例が整備されておらなかったことにより、今回の法改正に伴い任用の厳格化に資するための法整備でありますので、何ら異議なく賛成いたします。

**○議長（宮川安明君）** これで討論を終結します。

これから、議案第62号「甲佐町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号「甲佐町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案どおり可決されました。

日程第9 議案第63号 甲佐町一般職の職員の給与に関する条例及び甲佐町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第9、議案第63号「甲佐町一般職の職員の給与に関する条例及び甲佐町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） 議案第63号についてご説明申し上げます。

議案第63号、甲佐町一般職の職員の給与に関する条例及び甲佐町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。甲佐町一般職の職員の給与に関する条例及び甲佐町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものでございます。

令和元年12月13日提出。町長名でございます。

提案理由といたしましては、一般職の国家公務員の給与改定を受けまして、甲佐町一般職の職員の給与に関する条例及び甲佐町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第204条の2の規定に基づき、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

甲佐町一般職の職員の給与に関する条例及び甲佐町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例。

甲佐町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正。第1条、甲佐町一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

以下、改正案を示しておりますけれども、説明資料を添付しておりますので、そちらのほうで説明させていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（一圓秋男君） それでは、議案第63号の説明資料に基づき、説明をさせていただきます。

まず、第1条関係ということで、第1条関係といたしましては、(1)の月例給でございますが、今回の人事院勧告で官民格差が金額で387円程度の差異がっております。この民間との給与格差を勘案いたしまして、30歳以下の若年層で1,500円から2,000円程度、その他の階層で数百円の引き上げを基本に、改定をいたしております。

それから、(2)の特別給でございますけれども、民間の格差が0.05月分あるというこ

とで、一般職の勤勉手当について0.05月の引き上げを行うようにしております。

支給につきましては、月例給は4月にさかのぼって、特別給につきましては12月期において支給することとしております。このことから、第1条関係につきましては、平成31年4月1日からの適用ということになります。

それから、次に、第2条関係でございますけれども、(1)の特別給ですが、令和2年度以降の一般職の勤勉手当の年間支給率1.90月分について、6月期と12月期に均等に0.95月分ずつ振り分けることといたしております。

また、次のページの中でですね、(2)の住居手当がございますけれども、この住居手当につきましては、民間における住居手当の支給状況等を踏まえまして、手当支給対象となる家賃額の下限を1万2,000円から1万6,000円に、手当の上限を2万7,000円から2万8,000円に引き上げることといたしております。

適用につきましては、令和2年4月1日からといたしております。

それから、2のその他の改正といたしまして、(3)の通勤手当についてでございますが、距離区分の片道30キロ以上の区分を、国に準じ、距離区分60キロ以上まで引き上げることといたしております。

また、(4)の宿日直手当につきましても、国の宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえまして、4,200円から4,400円に引き上げることといたしております。

第3条関係では、特定任期付職員について、国に合わせた俸給表の改正及び期末手当の支給割合としております。

その他改定としまして、今後の幅広い人材確保のため、任期付短時間の勤務職員に関する条項を追加しているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

**○議長（宮川安明君）** これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。

佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 6番、佐野です。熊本県のホームページにあります県内市町村のラスパイレス指数、一般行政職を見ますと、甲佐町は平成30年度で順位としては43位、下から3番目であります。平成30年度がラスパイレス指数91.9、その前年が93.1%でマイナス1.2%になっております。甲佐町は、県内町村平均からマイナス2.8、全国町村平均からマイナス4.5となっております。この件に関しては、私も何度かお尋ねしていることがありますが、改善がですね、なかなか進んでいないような思いがあります。

今回の改正についてはですね、官民格差に基づく人事院勧告を勘案しての改定でありますので、これは、どちらの自治体も同じような動きでされているのかと思います。

そういった意味で、町職員の給与の改善、どういうふうに行われているのか、努力をされているのか、そういうようなことについてお尋ねいたします。

**○議長（宮川安明君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** ただいま、佐野議員からラスパイレス指数を参考にしたところでのお話がありました。今、手元にラスパイレス指数の移り具合の表を持っていますけれ

ども、平成28年が甲佐町の場合は93.3、それに近い数字で言いますと、嘉島町が92.8、ちなみに御船町が96.4という数字であります。その後、平成29年度にあっては、甲佐町が93.1、嘉島町が93.2、御船町が96.2という数字でありました。これが平成30年になりますと、甲佐町が91.9、嘉島町が93.6、御船町が89.0という数字になっております。これが県内では45番目の順位ということで、この数字から読み解くと、御船町の場合も、震災後の採用職員の、一般職であるのか任期付職員であるのか、そういった事柄がおそらく大きく影響しているんじゃないかと思えます。

甲佐町のことを考えてみますと、他町にない制度として、社会人枠の採用を非常に多く活用させていただいたということもあります。この社会人枠を採用した場合に、一時的にどうしてもこのラスパイレスのほうに影響してまいりますので、その数字が如実にあらわれているんだろうと。

ただ、全体的な指数のことを考えた場合には、やはり、この辺の改善については考えなくちゃいかんわけでありまして、その辺の改善策についても、昇格期間の短縮でありますとか、さまざまな工夫を凝らしてですね、これまでもやらせていただいておりますので、いきなり数字にあらわれることはおそろくないだろうと思えますけれども、そういったことを続けることによって、現在の数字よりも上がってくるだろうという見通しを持っているところです。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 町長のほうからご説明がありましたが、やはり、給与の問題はですね、なかなか職員としては大きな声で言うことが実際上は難しいかもしれませんが、仕事のやる気という点ではですね、大きな根拠になるかと思えます。職員の給与改善につきましては、引き続きですね、努力をいただきたいと思えます。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 給与表自体はですね、どこにしても同じでありますので、やっぱり、昇格するための基準であるとか期間であるとか、その辺はですね、見直しを図っていきながらこれまでもやっておりますので、その方針でいきたいと思えます。

**○議長（宮川安明君）** ほかにありませんか。

本田議員。

**○12番（本田 新君）** 町長にお尋ねいたします。

本町は、人事院勧告がありますと、それにほぼ準じて職員の給与を上げたり下げたりということが行われております。また、特別職についてもそのようなことがあっております。この人事院勧告に準じるという町長のお考えはどこにあるのかを、ちょっとお聞かせ願いたいと思えます。

**○議長（宮川安明君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 私の記憶の中では、おそらく、人事院勧告に反した対応という

のは私の議員の時代も含めたところであってないと。そのように記憶しております。私が町長にならせていただいてからも、その辺については踏襲してきておりますので、なかなか人事院勧告に対して違う結論で持っていくということは、余り今のところ考えてはおりません。ということです。

**○議長（宮川安明君）** 本田議員。

**○12番（本田 新君）** 私も、職員の給与に関しては、そのときどき首長並びに議会、そういったところの考えが主に反映して上下するということに対して、私は非常に反対の意見を持っております。やっぱり、人事院勧告だとか、公平性な目、いわゆる第三者的なところでの改定の考えを踏襲するのがいいのではないかなと思いますので、今後ともですね、我が町においては、人事院勧告を大事にされて改定をされることを私は願っております。

町長、ご意見あるならば伺いたいと思います。

**○議長（宮川安明君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 郡内ではどことは言いませんけれども、賞与でしたか何でしたか、反する対応をされた事例もあったように思いますけれども、先ほど私も申し上げたとおり、これまでどおりのようなことでこの件については対応させていただきたいという考えを、今持ち合わせております。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** いいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮本議員。

**○8番（宮本修治君）** はい、8番。議案第63号、甲佐町一般職の職員の給与に関する条例及び甲佐町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますけれども、人事院勧告を勘案し、甲佐町一般職の職員の給与に関する条例及び甲佐町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正するという事で、何ら異議なく賛成いたします。

**○議長（宮川安明君）** これで討論を終結します。

これから、議案第63号「甲佐町一般職の職員の給与に関する条例及び甲佐町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 異議なしと認めます。よって、議案第63号「甲佐町一般職の職員の給与に関する条例及び甲佐町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正

する条例の制定について」は、原案どおり可決されました。

昼食のため、しばらく休憩します。午後は1時より会議を開きます。

---

休憩 午後0時02分

再開 午後1時00分

---

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

**日程第10 議案第64号 町長等の給料及び旅費に関する条例及び甲佐町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（宮川安明君） 日程第10、議案第64号「町長等の給料及び旅費に関する条例及び甲佐町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） 議案第64号についてご説明申し上げます。

議案第64号、町長等の給料及び旅費に関する条例及び甲佐町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。町長等の給料及び旅費に関する条例及び甲佐町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものでございます。

令和元年12月13日提出。町長名です。

提案理由といたしましては、特別職の国家公務員の給与改定を受けて、町長等の給料及び旅費に関する条例及び甲佐町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第203条第4項及び同法第204条第3項の規定に基づき、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

町長等の給料及び旅費に関する条例及び甲佐町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

町長等の給料及び旅費に関する条例の一部改正。第1条、町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

以下、改正案を示しておりますけれども、説明資料を添付しておりますので、そちらのほうで説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（一圓秋男君） それでは、議案第64号説明資料により説明させていただきます。資料のほうをごらんいただきたいと思います。

一部改正の概要といたしまして、人事院勧告によります特別職の国家公務員の特別給

(期末手当)の改定に準じまして、町長等特別職の特別給の支給率を0.05月分引き上げを行うものでございます。

第1条では、町長、副町長、教育長、第3条では、議長、副議長、議員となっておりますが、第1条と第3条では、現行の期末手当の支給率2.80月を2.85月に0.05月引き上げを行うようにしております。支給につきましては、12月期において支給するものとしております。このことから、第1条及び第3条は平成31年4月1日からの適用となります。

次に、第2条、同様に、町長、副町長、教育長及び第4条、議長、副議長、議員では、令和2年度以降、年間支給率の2.85月分について6月期と12月期それぞれ1.425月分ずつ均等に振り分けて支給することとし、施行期日を令和2年4月1日としております。

なお、今回の引き上げにつきましては、11月29日に甲佐町特別職報酬等審議会でご審議いただき、引き上げ妥当ということで答申をいただいております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**○議長(宮川安明君)** これより質疑を行います。何か質疑ございませんか。ありませんか。

佐野議員。

**○6番(佐野安春君)** 質問いたします。

町長の給与が県内自治体の町村長の中でどれくらいの位置であるか、ご存じでいらっしゃいますでしょうか。お尋ねいたします。

**○議長(宮川安明君)** 奥名町長。

**○町長(奥名克美君)** いろいろですね、選挙されるときに、例えば御船の場合においては10%削減とか、そういうことを公約にされて当選されたときには、当然その公約を守られれば10%削減した金額が、条例でうたわれていればその条例にのっとって、多分その関係で現在も続いていると記憶しています。

今の甲佐町の町長の給与の水準といいますと、以前、矢部町——合併する前の矢部町ですね、と大体同額くらいだったと記憶していますけれども、現在の山都町の町長と余り変わりないくらいの規模じゃないかなと思っています。

それくらいのことでよろしいでしょうか。

(「ああ、いいですよ」と呼ぶ者あり)

**○議長(宮川安明君)** 本田議員。

**○12番(本田 新君)** 総務課長にお尋ねします。

今、審議会にかけたということでありましたので、その審議会においては、こういった方々が審議会の委員になられ、そして、その審議会の中でこういった意見があって今回のこの改定案を提案されてあるのか、その点を明らかにしてほしいと思います。

**○議長(宮川安明君)** しばらく休憩します。

---

休憩 午後1時07分

再開 午後1時09分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） すみません、お待たせして申し訳ありません。

ご説明申し上げます前に、ただいま、議案のほうで訂正の部分がございまして、日付のですね、令和元年12月13日の後に「提出」という文字が抜けておりまして、大変申し訳ございませんでした。

それでは、先ほど本田議員からご質問いただいた内容でございますけれども、委員につきましては5名の委員がおられまして、1人目が代表区長、2人目がJAの理事、3人目が商工会の女性部の代表、それから肥後銀行の甲佐支店長、それから住民代表というメンバーでございます。会議の中で委員のほうから、改定率についての話、甲佐町は低いのではないとかバランスがとれているかどうかとか、内容についていろいろな話はございました。そういう話はございましたけれども、最終的に0.05増ということについて皆さんから同意をいただいているという状況でございます。

以上でございます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（宮川安明君） 福田議員。

○9番（福田謙二君） 9番。0.05%アップということでございますが、三役さんと議員、合計しますとどれくらいの金額になるわけですかね。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） 今回の改正によりまして、三役につきましては差額としまして年間10万6,530円、議員につきましては差額といたしまして16万2,211円が出るようになります。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） 7番。町長にお尋ねいたします。

郡内の嘉島の町長は今全国町村会長でありますので、町長のほうにいろいろなお話を聞かれる機会があるのかなと思ってちょっとお尋ねいたしますが、全国的にですね、議員の後継者といいますか、なり手不足、いろいろな箇所が無投票選挙が今増えております。本町においては、私を含め若手の議員さん、御船町では27歳で議員になられましたけれども、そういった機運があつてなり手不足はありませんけれども、全国的に今なり手不足というようなお話を我々は聞いています。町長のほうで全国的なそういうお話を嘉島の町長から聞かれたりとか、そういったことはありませんでしょうか。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 全国の町村会の会長をされている荒木町長から、直接にその件で聞いたことはないかなとも思いますけれども、ただ、新聞であるとか、それから全国の議長会ですかね、からの申し入れ等によって、今、荒田議員がおっしゃったような問題の

提起はなされていると理解をしております。

なかなかですね、特に若い方が生活していく上で、議員報酬だけでできていくのかといったときには厳しい面もありましょうし、また定数の問題、あるいは定数は増やした上で報酬を下げるとか、いろんな考え方もあるようですけれども、それぞれに問題点は多いのかなという気はしています。

ただ、個人的に言わせてもらうならば、13年前、私も皆さんと同じような活動をさせていただいていたんですけれども、そのときと現在と余り議員報酬も上がっていない状況じゃないかと思えますし、果たして、それがきちんとした議会活動をしていく上で妥当な報酬額なのかどうか。私は、個人的には少ないと思っていますし、議員の定数も16から12に4人減らしてきた上で報酬は変わらない。やっぱり、行財政改革に対する議会の対応は、それだけの協力もさせていただいていると思っていますので、そういう個人的な思いは私自身は持っているところです。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 6番、佐野です。議案第64号、町長等の給与及び旅費に関する条例及び甲佐町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、反対の立場から発言いたします。

議員報酬については、今、議論の中にもありましたように、さまざまな意見がございますが、今の段階で比較的高い水準にある、町長、副町長、教育長及び議長、副議長、議員の給料については、現段階で引き上げる必要性はないものと判断するものです。

以上で終わります。

**○議長（宮川安明君）** しばらく休憩します。

---

休憩 午後1時16分

再開 午後1時17分

---

**○議長（宮川安明君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

本田議員。

**○12番（本田 新君）** 議案第64号、町長等の給与及び旅費に関する条例及び甲佐町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてありますが、今回のこの条例の制定に当たっては、審査会を開かれてその公平な立場に立った上でこの条例の改定を諮問されておりますし、また、もともと、今回は国家公務員の

給与に関する人事院勧告をもとに議案が提出されております。確かに議員として町の財政のこととかいろいろ考える上で、安いほうがいいのではないかと、必要性はないのではないかとという反対意見がありましたけれども、やはり一定のこういった第三者的な意見のもとにこの改定を……、今回期末手当の改定が提案されておりますけれども、そういった第三者的な意見のもとに改定されることが、将来的にわたって、また議員のなり手、続投とか、いろんな議員の問題を解決するのではないかなという思いがありますので、本案に対しては賛成をいたします。

**○議長（宮川安明君）** これで討論を終結します。

これから、議案第64号「町長等の給与及び旅費に関する条例及び甲佐町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案どおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔起立多数〕

**○議長（宮川安明君）** 起立多数。よって、議案第64号「町長等の給与及び旅費に関する条例及び甲佐町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案どおり可決されました。

---

#### 日程第11 議案第65号 訴えの提起について

**○議長（宮川安明君）** 日程第11、議案第65号「訴えの提起について」を議題とします。提出者の説明を求めます。

建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** それでは、ご説明申し上げます。

議案第65号、訴えの提起について。

町有地の所有権移転登記手続請求について、訴えを次のとおり提起するもので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、当事者。原告、甲佐町。被告、（1）住所 不明、氏名 被相続人 ■■■、（2）住所 不明。氏名 所有者 ■■■■■（死亡）。

2、事件名。所有権移転登記手続請求事件。

3、事件の内容。下記の土地を昭和55年7月日不詳から今日まで、平穏かつ公然と所有の意思を持って占有しているが、不動産登記簿上には被告自身の所有権が登記されているため、昭和55年7月日不詳、時効取得を原因とする所有権移転登記手続を求めるものであります。

所在地、地目、地積、登記名義人についてご説明申し上げます。所在地 甲佐町大字糸田字砂原85番地、地目 宅地、地積 375.27平米、登記名義人 ■■■■。次に、所在地 甲佐町大字糸田字砂原92番地、地目 宅地、地積 212.91平米、登記名義人 ■■■■。

4、請求の要旨。被告らは、原告に対し、上記の土地については、昭和55年7月日不詳、時効取得を原因とする所有権移転登記手続をせよとの判決を求めるものであります。

5、事件に関する取り扱い及び方針。(1) 必要に応じ、弁護士、司法書士を訴訟代理人と定める。(2) 第1審判決の結果、必要がある場合は上訴する。

令和元年12月13日提出。町長名です。

提案理由については、省略させていただきます。

次のページに、参考資料といたしまして、位置関係の地図を添付しておりますので、そちらのほうで説明をしたいと思います。

参考図の赤枠の部分が、現在の早川第一団地の敷地でございます。水色の部分が、現在の早川団地の4棟の建物の建っている位置となります。早川第一団地は、昭和55年7月に建設され4棟8戸の住宅となっております。

今回、町の長寿命化計画による住宅の建て替え事業を実施しますので、訴えの提起を起し所有権を移転するものであります。今回は、敷地内にある糸田85番地と糸田92番地の時効取得を原因に、所有権移転登記を求めるものでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

**○議長（宮川安明君）** これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。

荒田議員。

**○7番（荒田 博君）** 7番。昭和55年にですね、このお2人の土地のときに買収を終わられているということかと思うんですけど、そのときになぜ登記ができなかったのか。そこをお尋ねいたします。

**○議長（宮川安明君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** こちらに記載されています登記名義人につきましては、明治時代に存在された方がほとんどでありまして、その途中の方がですね、ハワイとかそちらのほうに移住をされまして、それから先の相続ができてないという状況で、今回、このような訴えの提起を起こして相続人の不存在を確定するようなことをしております。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** ほかにありませんか。

森田議員。

**○5番（森田精子君）** 5番、森田です。今、55年のときに相続がなされてないまま建物が建っているというふうに解釈したんですけれども、その当時は、そのような感じで建てられたんですかね。そこをお尋ねします。

**○議長（宮川安明君）** しばらく休憩します。

---

休憩 午後1時27分

再開 午後1時28分

---

**○議長（宮川安明君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** その当時ですね、土地を購入した旨の財産台帳にその

財産を取得したという記載がありましたので、そういった経緯を経て、現在、建物が建っているということです。

以上です。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番です。今、建設課長がおっしゃられましたとおり、その当時の財産台帳が残っているということでございますなら、契約というかお金の支払いもその当時完結はしていたけど、相手方に登記までには至らないような状況があつて今日に残つたということによろしいですかね。

（「そういうことですか」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい。そのとおりでございます。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 売買をして町が取得したということですがけれども、登記はどちらがしなくちゃいけなかったんですか。こういった点では。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 登記自体は取得者であります甲佐町になると思われまして。以上です。

（「大丈夫です」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川安明君） いいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮本議員。

○8番（宮本修治君） はい、8番。議案第65号、訴えの提起についてということでもありますけども、この件はですね、甲佐の町営住宅早川第一団地の建て替え工事に伴い、町が所有する……、時効取得を原因とする所有権移転登記手続を求める訴えということで、何ら異議なく賛成します。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第65号「訴えの提起について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第65条「訴えの提起について」は原案どおり可決されました。

---

日程第12 議案第66号 工事請負契約の変更について

○議長（宮川安明君） 日程第12、議案第66号「工事請負契約の変更について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 議案第66号、工事請負契約の変更について。

令和元年第5回議会臨時会において議決された芝原地区液状化対策工事のうち、契約金額「1億7,352万8,847円」を「1億9,867万6,626円」に変更するものでございます。

令和元年12月13日提出。町長名でございます。

提案理由としましては、省略させていただきます。

次のページをごらんください。

説明資料1に、仮契約書の写しを添付しております。工期の記載変更はございませんが、現工期は令和2年1月10日までとなっております。

次のページをごらんください。

説明資料2に今回の変更内容と説明資料3のA3判のほうに平面図を添付しておりますので、そちらをもとに説明したいと思っております。よろしくお願いいたします。

今回の変更契約額は、税込みの1億9,867万6,626円となり、2,514万7,779円の増額となっております。

今回の設計変更の内容につきましては、一つ目に、側溝工の変更です。平面図では、道路横の部分で、ちょっと見にくいですが、赤色と緑色で着色しているところが今回の変更箇所となります。落ちぶた式側溝300掛ける400から500が赤色の区間となり、自由勾配側溝300掛ける400から800が緑色の区間となります。説明資料2の数量欄に記載しておりますとおり、当初は落ちぶた式側溝300掛ける300を677.8メートルの再利用と、自由勾配側溝300掛ける400から600を18メートルの購入で計画しておりましたが、今回、落ちぶた式側溝300掛ける300の再利用を311.0メートルに減少し、新たに落ちぶた式300掛ける400から500を58メートル、自由勾配側溝300掛ける400から800を265.2メートルの購入に変更するものです。変更金額は356万円の増額となります。変更の理由といたしましては、個人宅の浄化槽の排水を既設の道路側溝に流すことで計画しておりますので、今回、浄化槽のはけ口の高さを調査したところ、側溝の高さを調整しなければ浄化槽の排水ができないということから、側溝の高さの変更を行っております。

二つ目は、舗装工の変更です。舗装箇所は、平面図の水色の部分と赤色の斜線部が今回の変更部分となります。当初は全面舗装を計画しておりましたが、赤色の斜線部分につきましては、公共土木災害復旧事業と重複しておりますので、赤色の斜線部分につきましては、災害復旧等工事をするために減額といたしております。金額としましては、140万4,000円の減額となります。

3番目には、雑工の追加です。平面図では、黄土色の部分となります。オレンジっぽい黄土色ですが、側溝敷設工事の影響で宅地内部のほうにもですね、床掘り等で影響いたしますので、その復旧工事を追加しております。変更金額は1,260万9,000円の増額と

なります。こちらの変更理由としましては、側溝の床掘り時に伴う個人住宅の擁壁や駐車場舗装部もしくは犬走り等への復旧工事を行っております。

4番目につきましては、交通誘導員の変更です。交通誘導員を685人から1,148人に変更し、変更金額は657万7,000円の増額となります。変更理由といたしましては、施工区域が住宅地であるためと住宅の出入口あたりを工事いたしますので、交通の安全を確保するために交通誘導員を増員としております。

5番目には、間接費の追加で、変更金額は380万5,000円の増額となります。変更理由といたしましては、熊本地震等の災害関連工事に伴う労働者不足により遠隔地からの労働者の確保を要したため、宿泊費や労働者の輸送関係に関する経費を追加しております。

以上が、今回の変更の内容となります。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

**○議長（宮川安明君）** これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。

佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 芝原の液状化対策工事はもう何回か契約変更があっているんじゃないかと思えますけど、今回で何回目ですかね。

**○議長（宮川安明君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** 今回の変更でですね、金額の変更が3回目です。通常ではですね、町長の専決事項により軽微な変更については最終的に報告して変更契約をしますが、今回は途中で、液状化対策工事については薬液注入という多額な架設工法を使ったときに議会の議決を求めたものと、それと繰り越しをしたときにですね、金額をどうしても1回区切る必要があったので、そのときに金額の変更を1回しております。そのときと今回の3回目となります。その途中でですね、工期の変更として2回、工期だけの変更をしておりますので、合計5回の変更契約をしていることとなります。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 6番、佐野です。工事自体が液状化対策工事ですので、難しい工事なのかと思いますが、時間もかなり経過していますが、当初からの地盤の状況とか、そういったものについては大丈夫でしょうかね。地盤沈下が新たに起こるとか、そういうことはない。

**○議長（宮川安明君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** 工事が長引いたこととということですがけれども、地盤についてはですね、当初から調査をして工事を行っておりますもので、地盤が変状するというようなことはないと考えておりますし、今後、地下水を低下させることで地下の水位が変動しますので、その辺のモニタリングは行っていき調査を行いたいと思っております。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

本田議員。

○12番（本田 新君） 議案第65号、工事請負契約の変更についてであります。今回、芝原地区の団地の中の液状化対策工事をする事により、強い地盤をつくることによってですね、今後、団地の皆さん方にとって安心・安全が得られるものと思っておりますし、また、団地の皆さん方にとってはですね、これまでいろいろありましたけれども、地震で大変な思いをなされて非常に被害を受けられて、非常に沈痛な思いを持っております。しかし、せっかく甲佐町に来られて、団地の皆さん方が今後とも甲佐町において幸せな暮らしができるものを期待いたしまして、本案に賛成をいたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第66号「工事請負契約の変更について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第66号「工事請負契約の変更について」は原案どおり可決されました。

---

### 日程第13 議案第67号 工事請負契約の変更について

○議長（宮川安明君） 日程第13、議案第67号「工事請負契約の変更について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 議案第67号についてご説明申し上げます。

議案第67号、工事請負契約の変更について。平成31年第1回議会臨時会において議決された甲佐地区都市公園整備工事のうち、契約金額「5,988万1,680円」を「5,986万3,687円」に変更するものでございます。

令和元年12月13日提出。町長名でございます。

提案理由につきましては、省略させていただきます。

次のページをごらんください。

説明資料1に仮契約書の写しを添付しております。今回の変更には、工期の変更はございませんけれども、現工期は令和2年1月24日までとなっております。

次のページをごらんください。

説明資料2、今回の変更内容と、説明資料3、A3判の平面図をもとに、ご説明したいと思います。よろしく願いいたします。

今回の変更金額は、税込みで5,986万3,687円となり、1万7,993円の減額となります。

設計変更の内容につきましては、一つ目は、舗装構成の変更でございます。当初の舗装工につきましては遮熱性のある高炉スラグ材を使用していました、これは災害公営住宅や子育て支援住宅にも採用しておりましたけれども、最終的には高炉スラグ材から開粒度アスコンの着色の舗装にて施工を両方ともしておりますので、今回、この公園工事につきましても開粒度アスコンを用いた舗装構成に変更しております。また、舗装面積を756平米から786平米に変更するもので、変更金額は1,361万円の減額となります。

二つ目は、パーゴラの変更です。公園利用者の利便性の向上やいざというときの災害時に防災テントを取りつけ一時避難の拠点として利用できることから、パーゴラ1基を追加して2基としております。変更金額は629万7,000円の増額となっております。

三つ目は、照明灯の変更です。これは、防犯上の観点や災害時において夜間避難等にも利用するためと照明柱にある非常用コンセントが利用できることから、照明灯を2基から4基に変更し、2基を追加しております。変更金額が428万3,000円の増額となります。

四つ目は、ベンチの変更です。今回、公園利用者の利便性や災害時には物資を格納できるなどさまざまな用途に利用できることから、収納ベンチを4基から6基に変更し、また新たにベンチを7基追加し、合計9基を追加しております。変更金額は301万3,000円の増加となります。

以上が、今回の工事の変更内容となります。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（宮川安明君）** これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。

荒田議員。

**○7番（荒田 博君）** 7番。この都市公園整備、公園の中にトイレがございませんものですから、トイレを利用する際は多分役場のトイレを利用するしかないのかなと思っております。ちょうど今、役場との間に道があって裏側から入れるところがありますので、そこら辺の整備をされてですね、トイレは役場を使ってくださいとかいうふうな看板等を設置してはどうかと思います。どうでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** 非常時にはですね、近くに災害公営住宅の集会所もありますのでその辺を使用できるのかなと思いますけれども、そういったところがないときはですね、役場等を利用することも考えられますので、その辺も含めてですね、今後検討していきたいと考えます。

**○議長（宮川安明君）** ほかにありませんか。ありませんね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

2番、甲斐議員。

**○2番（甲斐高士君）** 議案第67号、工事請負契約の変更についてでございますけれど

も、変更金額につきましては1万7,993円の減額ということと、変更内容につきましてはただいま担当課長から説明がありまして、よりよい施設になるために必要な変更ということを受けて、何ら異議なく賛成いたします。

**○議長（宮川安明君）** これで討論を終結します。

これから、議案第67号「工事請負契約の変更について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 異議なしと認めます。よって、議案第67号「工事請負契約の変更について」は原案どおり可決されました。

しばらく休憩します。2時から再開します。

---

休憩 午後1時50分

再開 午後2時00分

---

**○議長（宮川安明君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 日程第14 議案第68号 令和元年度甲佐町一般会計補正予算（第4号）

**○議長（宮川安明君）** 日程第14、議案第68号「令和元年度甲佐町一般会計補正予算（第4号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

**○総務課長（一圓秋男君）** 議案第68号についてご説明申し上げます。令和元年度甲佐町一般会計補正予算（第4号）です。

1ページをお願いいたします。

令和元年度甲佐町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,945万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億4,206万3,000円といたしております。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

繰越明許費の補正。第2条、翌年度へ繰り越して使用することができる経費の追加は、第2表、繰越明許費補正によります。

債務負担行為の補正。第3条、債務負担行為の追加は、第3表、債務負担行為補正によります。

地方債の補正。第4条、地方債の追加及び変更は、第4表、地方債補正によります。

令和元年12月13日提出。町長名です。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正です。

まず、歳入です。

款15国庫支出金から1,558万6,000円を減額し、16億8,694万2,000円としております。1の国庫負担金から3の委託金です。

款16県支出金に326万1,000円を追加し、9億5,105万円としております。1の県負担金から3の委託金です。

款19繰入金に2,795万円を追加し、3億8,355万円としております。1の基金繰入金です。

款21諸収入に860万6,000円を追加し、6,448万8,000円としております。5の雑入です。

款22町債に522万4,000円を追加し、13億3,062万4,000円としております。1の町債です。

歳入合計。補正前の額81億1,260万8,000円に2,945万5,000円を追加し、81億4,206万3,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款1議会費に5万円を追加し、7,836万8,000円としております。1の議会費です。

款2総務費に838万9,000円を追加し、10億8,722万1,000円としております。1の総務管理費から4の選挙費です。

款3民生費に274万4,000円を追加し、20億7,210万3,000円としております。1の社会福祉費から3の災害救助費です。

款4衛生費から378万1,000円を減額し、6億9,305万4,000円としております。1の保健衛生費です。

款5農林水産業費に541万円を追加し、2億6,835万9,000円としております。1の農業費、2の林業費です。

款6商工費から1,919万9,000円を減額し、7,251万円としております。1の商工費です。

款7土木費から6,903万3,000円を減額し、12億5,376万3,000円としております。1の土木管理費から4の住宅費です。

款8消防費に885万2,000円を追加し、3億1,849万2,000円としております。1の消防費です。

款9教育費に3,844万5,000円を追加し、12億4,681万円としております。次のページをお願いいたします。1の教育総務費から5の保健体育費です。

款10災害復旧費に6,450万円を追加し、2億4,310万8,000円としております。1の農林水産施設災害復旧費、2の公共土木施設災害復旧費です。

款11公債費から692万2,000円を減額し、7億7,507万4,000円としております。1の公債費です。

歳出合計。補正前の額81億1,260万8,000円に2,945万5,000円を追加し、81億4,206万3,000円としております。

次のページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正です。

1の追加です。

款 2 総務費項 1 総務管理費。防犯灯設置事業、1,000万円。

款 7 土木費項 2 道路橋梁費。道路維持事業、1,678万7,000円。道路新設改良事業、3億8,488万5,000円。

款 7 土木費項 4 住宅費。住宅耐震改修事業、1,050万円。危険ブロック塀安全確保支援事業、101万8,000円。町営住宅火災報知器設置事業、106万4,000円。町営住宅整備事業、2億7,723万3,000円。定住促進住宅整備事業、1,230万円。宅地耐震化推進事業、1億4,120万6,000円。被災宅地復旧事業、9,900万円。

款 8 消防費項 1 消防費。洪水浸水想定区域ハザードマップ作成事業、550万円。防火水槽設置事業、3,290万円。次のページをお願いします。早川地区消防格納庫新設事業、3,017万6,000円。

款 9 教育費項 1 教育総務費。地域おこし教育協力隊採用等事業、249万7,000円。

款 9 教育費項 4 社会教育費。中早川集会所移転事業、3,990万9,000円。

款10災害復旧費項 2 公共土木施設災害復旧費。公共土木施設災害復旧事業、1億1,346万6,000円です。

次のページをお願いいたします。

第 3 表、債務負担行為補正です。

1 の追加です。

議会会議録筆耕翻訳料、令和 2 年度、59万4,000円。

住宅開発行為等支援事業、令和 2 年度、630万円。

庁舎等定期・特別清掃及び環境衛生管理委託料、令和 2 年度、581万7,000円。

庁舎等設備保守業務委託料、令和 2 年度、855万円。

庁舎等機械警備委託料、令和 2 年度から令和 6 年度まで、4,465万円。

多世代・多機能型健康増進事業、令和 2 年度から令和 4 年度まで、2,760万円。

やな場駐車場土地借り上げ料、令和 2 年度から令和 6 年度まで、203万円。

次のページをお願いいたします。交流拠点施設運営管理事業、令和 2 年度から令和 4 年度まで、1,952万6,000円。

ふるさと甲佐応援寄附金運営事業、令和 2 年度、451万7,000円です。

次のページをお願いいたします。

第 4 表の地方債の補正です。

1 の追加です。

起債の目的、公共事業等債、限度額3,470万円。起債の方法、証書借り入れ、または証券発行。利率、年5.0%以内。ただし、利率の見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率。償還の方法、政府資金については、その融資条件により銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、また繰り上げ償還もしくは低利債に借り替えることができる。

2 の変更です。起債の目的、補正前の限度額、補正後の限度額で説明をいたします。

過疎対策事業債、8億2,670万円から1億2,370万円を減額し、7億300万円としております。

緊急防災・減災事業債、2,880万円に3,710万円を追加し、6,590万円としております。

臨時財政対策債、1億2,300万円から717万6,000円を減額し、1億1,582万4,000円としております。

公営住宅建設事業債、2億1,910万円に4,070万円を追加し、2億5,980万円としております。

災害復旧事業債、1億2,780万円に2,360万円を追加し、1億5,140万円としております。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更はございません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

**○議長（宮川安明君）** これより質疑を行います。まず最初に、歳出について質疑をお願ひいたします。16ページ、款1議会費から21ページ、款6商工費までです。16ページから21ページまでの歳出について、質疑をお願ひいたします。

荒田議員。

**○7番（荒田 博君）** 7番。ページ数で言うと、直接関係があるのではなくてですね、20ページの農業費の中から関連でお尋ねしてもよろしゅうございますでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** はい、どうぞ。

**○7番（荒田 博君）** すみません。令和元年度の国の補正のほうで、担い手確保経営強化支援事業というのがあるみたいですね、その中で農機具等に助成しますよという内容があるかと思うんですけど、補正事業でございますので、これを周知といいますか、これを知られている方も少ないと思うんですけども、そのあたりの担当課としての考えをお尋ねいたします。

**○議長（宮川安明君）** 農政課長。

**○農政課長（井上幸介君）** 今年度の経済対策による補正予算というところで、今、情報が入ってきておりますのは、議員おっしゃるとおり、農機具導入についての補助が挙がってきております。対象としまして、法人であったり、認定農業者、個人でもできるというところで、ただ、国の補正予算であるため、かなり採択のポイントあたりについても結構難しいものとなっておりますので、周知に関しましては、今のところまだ行っていないような状況です。今から先、JA、法人、いろいろな認定農業者の方に周知をしながらですね、相談を受けて利用したいというところであれば、ポイントがどうにかとれるような形で町のほうもしていきたいと思っております。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 荒田議員。

**○7番（荒田 博君）** 是非できるようにですね、利用されたい方もいらっしゃるかと思いますので、それを知らなかったということがないようにですね、周知のほうをよろしくお願ひいたします。

**○議長（宮川安明君）** ほかにありませんか。

井芹議員。

**○10番（井芹しま子君）** 21ページの商工費ですけれども、観光案内看板、この設置工事がですね、1,900万円ほど減っておりますけど、これはどうしてなのかお尋ねします。

**○議長（宮川安明君）** 地域振興課長。

**○地域振興課長（北畑公孝君）** 今回、工事費で観光案内看板等設置工事を減額させていただいております。観光案内看板の設置につきましては、令和元年度予算といたしまして5カ所の実施設計と5カ所の設置工事を予定しておりましたが、工事に対する財源といたしまして社交金を活用させていただいております。この交付金が満額つかなかったことによりまして、実施設計のみを行って、看板の工事費については減額をさせていただくというものです。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 本田議員。

**○12番（本田 新君）** ページ数でいきますと20ページです。その真ん中に、甲佐町農業共済加入促進事業に対する補助金がありますが、今年は稲作が非常に不作でありました。熊本県下では94%という作況指数でありますけれども、甲佐町の場合でいきますと、病害虫の発生や悪天候等を見ますとですね、作況指数は80いくかいかんかくらいの、そういった農業者の間での評判です。

そこで、今回、共済加入を促進されておりますけれども、共済加入に対して今どのような状況なのか。それと、共済でも今は収入保障のほうへの移行ということもあっております。そこら辺で、共済関係に対して、農政課ではどのように認識されておられるのか、情報収集をされておられるのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

**○議長（宮川安明君）** 農政課長。

**○農政課長（井上幸介君）** 農業共済加入促進事業についてご説明申し上げます。

今回補正で出しておりますのが、施設園芸関係に対する収入保障でございます。その加入促進を町のほうで助成しているというもので、今回の部分に関しましては、利用額が確定したところでの補正でございます。

議員おっしゃいますとおり、米に関しましては全て共済への加入が義務づけということで、ほとんどかたっておられると。ただ、今、収入保障の関係というところが出てきております。やっぱり農業についても、その年々によって大分収入が……、先ほどおっしゃいましたとおり今年はかなり虫が多うございまして、収入自体も下がるような形だと私も考えておまして、収入保障についても町としても推進していきたいなどは考えております。

今回の部分については、施設園芸の共済加入の補助というところでございます。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 本田議員。

**○12番（本田 新君）** 農政課長。米は今年から任意になったんじゃないかという思いがありますし、甲佐町はですね、ほかの町村と比べて、前年比17%減なんですよ。米をくって、共済金がどうせ払われんだろうからということで非常に加入率が悪かった。そこ

にうってかかって、今年は不作だったということで、非常に農業者の間では厳しいなという思いがあります。

また、それと同時にですね、昨日、農業に対して質問があつておりますけれども、その中で私が非常に気になったのが、法人化すればと。それで何とか担い手として甲佐町農業を拡大させようとか維持しようとか、そういうのがあつております。そこで、もう少し突っ込んだ話で言わせていただくなれば、その法人が今どれだけの事業量をやっているのか、そしてどれくらいの収益が上がっているのか、そこら付近はもう補助金を町のほうが出しているから、そういったのは入っていると思います。それについて、各法人それぞれで違いますけれども、ある程度の収益、売上高、そして、今、各法人に対して町は……、農機具に対して何をどれくらい補助したのかとか、それについて今わかっている範囲で構いませんので、簡単で結構ですのでお答え願えればありがたいと思います。

**○議長（宮川安明君）** 農政課長。

**○農政課長（井上幸介君）** お答えいたします。

各法人の個別の収入額等については、すみません、手元に資料がございませんけれども、今年、全法人の総会、それと個別のヒアリング等にも行かせていただいております。いろいろ、決算の中身であったり貸借対照表、それとお話を聞く中で、経営に関しては全て黒字ではあります。ただ、経営所得安定対策の交付金であったり、特に麦とか大豆の部分で多々ございますが、交付金自体がなければかなり経営状況としては危ないというところが多々ございました。昨日の井芹議員への答弁の中でも申しましたけれども、甲佐町の農業の将来を考えた場合に、やっぱり担い手の育成というのが一番の課題だと考えております。特に農地の集積関係をしたところで大型機械を用いて、そこで効率を上げていく、そうすれば労働力も下がりますし、農業の生産性も上がっていくと。農作物の自給率の向上にもつながるというところでですね。

先ほどご質問の、法人に対する農機具の導入の状況でございますけれども、法人と申しますか、令和元年度に関しましては、下横田の生産組合にトラクターの導入をしております。そして上豊内の生産組合にトラクター、あとは任意組合のほうになっております。それと、国の補助でアグリ田口のほうにコンバインを入れております。それとですね、平成30年度につきましては、農事組合法人の山出に乾燥機、選別機、もみすり機の導入。29年ですと、法人・営農組織に関しましてはございませんでした。任意組合だけでございます。その前につきましても、国の補助、県の補助が取れるところはそれを取って、それが取れないところに関しましては、町の補助を使って農機具の支援をしているところでございます。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 本田議員。

**○12番（本田 新君）** 同じ質問について3回という制約がありますので、もう少し突っ込んだ質問をしたいと思っておりますけれども、私個人的に3月議会で法人のことについて突っ込んだ質問をさせていただきたいと思っております。

そこで、農業でもですね、それぞれの法人は形態が違うから、それぞれ考え方も違うだろうし、それぞれの支援の仕方もあるだろうと思います。私どもの下地域のほうでは、ちょっと大きな農家あたりが幾つかで一つの形をとって法人の中でウェートを占めて、それでやっていこうということで、農機具の補助なんかは大豆のコンバインや米のコンバイン関係が主に受けている。また、それと違った形で、山出のほうは、今言われたように乾燥機と、米のほうにいかれている。それぞれのやり方があるので、なかなか一概にはここで質問をして答弁をいただくということも難しいかと思えます。

そういった意味で考えていきますと、これからの農業についてはどのように考えていかれるのか。方針だとか、そういったことがいろいろ考えられますし、新しい作物、またブランドをつくっていくということも、昨今の議会の中でもあっております。

そういった中で、町長にお尋ねしますけれども、これからの甲佐町の農業に対する、どのような形でもっていったらいいのだろうかとか、町長の考えをですね。先ほど、国土の強靱化、災害に対する強靱化というのはあっておりますけれども、農業の強靱化と、そういったことに対してですね、町長のお考えが今あるならばお聞かせ願いたいと思えます。

**○議長（宮川安明君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 大変難しい問題かなと思えますけれども、今、TPPとかFTA、さらには日米貿易協定とか、農業を取り巻く状況がある意味非常に懸念される材料も増えてきているような昨今じゃないかと思っています。そういう中であって、昨日、井芹議員から、国連の家族農業の10年の決議がなされたということで、もっと小さな農家も大事にしていくべきじゃないかというおそらく趣旨のご質問だったろうかと思えます。

非常に両極端、今、日本が国として目指していく農業のあり方と、それから国連で決議がなされた方向性は、言うならば相反する方向性なのかなという思いで。昨日はですね。そのことに対しての答弁をする機会はありませんでしたけれども、そういうような思いを感じたところであります。

ただ、いろんなそういう厳しい環境下にあっても、一方では、日本のよさ、安全・安心な農作物の提供であったり、海外市場をターゲットにもっていくためにはどう工夫をしたらいいのかとか、そういうことも考えられるんじゃないかと思えます。また、生産性の向上であったり、日本独自の高品質・高付加価値の農産物をいかにして作っていくのか。じゃあ、そういうふうなことを方向性にもっていく場合に、現在の状況では後継者不足や高齢化真ただ中にある農業の環境でありますので、先ほど担当課長も言いましたけれども、いかにして担い手を育てていくのか、また強い農業づくりということが、根幹的な問題だろうと私は思っています。

甲佐町の場合も、振り返ってみると、人・農地プランによる話し合い活動の中で、さっき言った後継者不足や高齢者の問題、なかなか難しい問題でありますけれども、今までのやり方ではおそらくやっていけない。そういう認識を皆さん持たれて、集団化であったり、町内においては七つの農事組合法人も立ち上げられた。これは、そういう背景があつての今日の実情だろうと思っていますので、じゃあ、そういう法人を立ち上げられたところに

は、ほかの組織よりももっと手厚くして、この甲佐町の農業を何とか守っていただき、地域農業を守っていただかなきゃならない。そういう感じですね、経営安定に対する3年間の20万円の補助であったり、また農機具の導入についても、ほかの組織あるいは3軒以上の組合の組織だったら助成もしていますけれども、それ以上の支援もこれまでやらせていただいたところでもあります。

ただ、甲佐町だけでこの大きな問題をなかなか一度に解決できることはそう望めませんので、やっぱり国が示されるいろんな情報を先取りして、そういう話があったときに、甲佐町として即座の対応ができるような情報収集は常々やっておいてくれということですね、担当課を含め関係する各課には話をさせていただいているということでもあります。

3月議会でまた本田議員からいろんな提案・質問があるというお話も先ほどありましたので、是非、甲佐町の農業経営を発展させる意味でも、よりよきアドバイスをいただければ大変幸いに思いますので、よろしくをお願いします。

**○議長（宮川安明君）** 本田議員。

**○12番（本田 新君）** 本当に、3月議会、頑張ってやりたいと思っております。井上課長、よろしくお願ひしたいと思っておりますけれども、一つだけ、先ほどの7番議員の質問にもかぶりますけれども、実は、今年のニラ部会は、八代のほうにトマトの園芸を見に行きました。そこは、4,000万円をかけてハウスを建てて、全てIT、スマート農業です。ボタン一つで窓があき水が散布され、そして温度調整も全てITで管理されています。4,000万円かかるのでなかなかというのはあります。でも、私は今の若い方々にはですね、それくらい突っ込んでいって農業拡大をしていってほしいなど。農業でやってもらいたいなどという思いがあります。そうなってきますと、そのときは国の補助が5割あったということでもあります。

そういった、国の……、失礼ながら甲佐町の今の財政ではなかなかそこまではできませんし、また個人にまでできません。そうなってくると、やっぱり国の制度をしっかりと捉えて、甲佐町の新規就農者はじめ、若い農業者の方にもですね。次代の農業ということと情報提供を、ひとつ、みんなで挙げてやっていけたらと思いますし、3月までは待てないかもしれない。今の貿易交渉を見るとですね、すぐ国のが始まるような気もいたしますので、その点、ひとつよろしくお願ひをしたい。

質問を終わりたいと思います。

**○議長（宮川安明君）** 16ページから21ページまでです。ありませんか。

鳴瀬議員。

**○4番（鳴瀬美善君）** 4番です。ページ数は16ページ、それと17ページにもありますけれども、16ページの中でですね、款2の項1の一般管理費の中で時間外勤務手当の7万3,000円の増、それと次の17ページの同じく総務費の戸籍住民登録費の中にも時間外勤務手当の12万5,000円の増という項目がございます。おそらく、年末、そして年明けから年度末にかけて、時間外をされる業務が出てくるんだろうかなという思いがあります。ただ、ほかの課からは出てきておりませんことから、何かどのような時間外の業務をされるのか

などというのがちょっとありますので、その二つの時間外について、どのような業務か教えていただきたいと思います。

**○議長（宮川安明君）** 総務課長。

**○総務課長（一圓秋男君）** 2・1・1の時間外でございますけれども、これは、地域振興課のほうの業務の中でですね、今、まちづくり関係の業務の中で非常に団体がおられまして、そちらのほうとの協議を定期的に行っておりますけれども、やはり遅くまで皆で議論をされております。そういう中で、その金額についてが不足しているということで、今回それは上げてあります。

それから、17の戸籍については担当課とかわります。

**○議長（宮川安明君）** 住民生活課長。

**○住民生活課長（井上理恵君）** 2・3・1の3、時間外勤務手当等で今回12万5,000円の補正をお願いしております。いろんな情報でご存じかとは思いますが、国のほうがマイナンバーカードの取得推進を行っております。このマイナンバーカードの申請並びに交付に係る事務が今後増えてくるという予想といえますか、その事務の増のための時間外勤務手当を上げております。この分は平日の夜間の時間外勤務、交付に係るものを計上させていただきます。

以上です。

（「わかりました」と呼ぶ者あり）

**○議長（宮川安明君）** いいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 次に、21ページ、款7土木費から27ページ、款11公債費まで、21ページから27ページまで、質疑をお願いいたします。

佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 22ページの河川費、河川浚せつ工事が上げられておりますが、場所はどちらの工事になっておりますか。

**○議長（宮川安明君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** 河川浚せつ費の増額につきましては、今回、竜野川と中洲川を予定しております。通常はですね、当初予算で行うものでありますけれども、来年度の当初予算では梅雨時期までには間に合わないだろうということで、今回お願いをするものでございます。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 今ご説明のありました竜野川については、河川の浚せつが行われているんじゃないかと思いましたが、あれは、県の工事ですかね。

**○議長（宮川安明君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** 今ちょうど、竜野川の浚せつ工事については、県の工事で行われております。今回の私が申しました竜野川とは、田代地内のほうの町が管理する

竜野川となるということです。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 本田議員。

**○12番（本田 新君）** 河川費のところ。今予算に特別関係しておりませんが、緑川にちょっと変化が起こっておりますので、そのことで質問させていただきたいと思いますが。

**○議長（宮川安明君）** はい。

**○12番（本田 新君）** 実は、最近うれしいことがあっております、緑川で。と申すのは、田口橋から乙女橋にかけてですね、雑林がきれいに切られて、非常に見晴らしがよくなってですね。ああ、いいことをしてもらったなという思いで、今、私は毎日こっちに来るときにいつも思っておるんですけども、あれは、どういった事業でああいったことがなされたのか。そして、今後の展開はですね。もしもあそこだけなのか。ほかのところでも、緑川の河川でですね、もう少しきれいにしてもらいたいとかねてから思っておりましたので、その点を質問させていただきたいと思っております。

**○議長（宮川安明君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** 緑川ですね、樹木の伐採等につきましては、これまで、昨日の一般質問の中でも申しましたとおり毎年国土交通省のほうに要望活動を行っております。伐採する箇所も町内幾つかの場所を限定して要望しておりますけれども、今回は、あそこの松ヶ崎妙見谷線のところを主に伐採をしていただきまして、余った予算があればですね、違うところにも伐採を行うということで、今回は、松ヶ崎のところを重点的に伐採していただいたところでございます。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 本田議員。

**○12番（本田 新君）** じゃあ、毎年ある一定の予算を組んでやってもらっているということなのですか。いや、あれを見て僕がふと思ったのは、もっと加速をして、緑川漁協とか国土交通省あたりのご理解を得てですね、町のほうでもどんどん、建設業界あたりの協力も得てですね、ある一定の予算を毎年組んでいただいて、ああいった伐採を促進させたらいいかなという思いがあったので、そのことを提案させていただきたいことが1点。

それと、もう1点。9月だったですか、6月だったでしょうか、補正予算で草刈り機に80万の予算が上がっておりました。乗用の。乗用ですので、平面の草切りはあれでよろしいかと思うんですけども、傾斜地、甲佐町は中山間地帯も抱えておりますので、傾斜あたりの草刈りをするキャタピラー式ですね、乗用でなくても手押しでも構いませんけれども、そういった機械を町で準備されて、それを貸し出されて、少しでも甲佐町をきれいに。雑草が生えてないような、きれいな環境を。きれいな町というかな。そういった町になってもらいたいという思いがありますので、そういった意味も含めてですね、ひとつ、町のほうでももう少し頑張らせていただいて予算を。そして、そういった機械を購入されてはいかがなのかなという思いがあります。

この2点を提案させていただきますけれども、どうでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** しばらく休憩します。

---

休憩 午後2時41分

再開 午後2時41分

---

**○議長（宮川安明君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** まずは、きれいになったというお話がありましたけれども、松ヶ崎周辺については、お話のとおりすごく景観がよくなったと私も思っています。先日です、田口のほうを通過して城南方面に向かって私も車を走らせたんですけれども、すごく原野化してしまって、河川の管理上も非常に問題だなという思いも持ったところでもあります。甲佐町内のエリアにしても、まだまだ中洲ができていたり川の中に木が生えていたりとかそういう状況もあり、防災上も余りよろしい話でもありませんので、何とか、この話です、毎年要望の中でももっと強くお願いをしていきたいと思ったところです。

予算については、通常予算に今回の予算には国土強靱化の予算を加えられての予算編成をなされたところで、うちの甲佐町についても、そういう対応をしていただいたということでもありますので、通常よりも余分にやっただいていないかという思いはあります。

それと、乗用ののり面の草刈り機。金額を調べたことはないんですけど、無人施工で、今、国交省の場合は堤防の維持管理に使われているんですけども、それは、国土交通省から委託業者へ貸し出しをされて、そういう維持管理をなされているということだと思っています。相当な金額になるかと思いますが、できればですね、国交省の河川管理区域でもありますので、そのことを含めて国交省にはお願いをしたいと思っています。

町が管理しなくちゃならないエリアについて、無人機を使っての施工ができる場所があるかどうかについては調べないとわからないんですけど、ああいうふうな大きな堤防みたいなには作業効率から言ってもどうなのかなという思いは持ったところです。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 本田議員。

**○12番（本田 新君）** 無人機の大きな機械という、私が思ったことはそうじゃなくても、手押しなんです、30万か40万程度のやつでも貸し出しをすれば、各行政区あたりの草切りだとか、そういったのにも役立てられるんじゃないかなという思いを持って、今提案させてもらっておりますし、さらに、今、町長おっしゃられたとおりですね、河川内がものすごく原野化しておる。それによってですね、鳥獣がそこに生息して、そこだけに鳥獣がいてくれればいいんですけど、それから堤防を越えて田畑に出てきて農作物の被害を生むと。そこもなっとります。ひとつ、国交省に対してはですね、鳥獣の……、有害の駆除についてもあっておりますので、是非とも強く要望していただきたいと思います。

**○議長（宮川安明君）** 21ページ、土木費から27ページ、公債費までです。

2番、甲斐議員。

**○2番（甲斐高士君）** 2番、甲斐です。26ページ、9・4・3、文化財保護費の中の13委託料で44万9,000円、陣ノ内館跡地除草作業委託料、それから18備品購入費でパソコンということで35万8,000円の予算計上をされております。これにつきましては、今、陣ノ内館の跡地について国の指定文化財に向けていろんな手続をされているということで、これに関連する予算なのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

**○議長（宮川安明君）** 社会教育課長。

**○社会教育課長（吉岡英二君）** まず、パソコンについてはですね、甲斐議員おっしゃるとおり、国指定に向けた報告書作成等に係るソフトの購入でありますとか、それ専用のパソコンということでございます。それと、除草作業につきましては、管理の面から。堀の部分ですね。その辺が非常に……、堀が切り立って、なかなか切るのにもですね、いろんな高所作業車とかそういったものが要るということで計上しておりますけれども、二つとも先ほどおっしゃる国指定に向けたようなものでございます。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 2番、甲斐議員。

**○2番（甲斐高士君）** はい、ありがとうございました。

それでは、関連して、よろしければ、国指定に向けた事務の流れと申しますか、進捗状況等をお尋ねしたいと思います。

**○議長（宮川安明君）** 社会教育課長。

**○社会教育課長（吉岡英二君）** 陣ノ内館跡の現在の進捗状況ということでございます。

当初、29年度に国指定化に向けていろんな作業を進めていましてけれども、そういった中でですね、専門的知識を持った職員の配置、それと史跡の価値を高めるための補足調査がなされていないということで、そういった課題が文化庁また県から指摘がされております。それで、国指定の取り組みが一時中断されたという形になっておりましたけれども、専門的知識を持った職員の配置についてはですね、29年度、学芸員を配置してございまして、その後ですね、その学芸員によりまして史跡の価値を高めるための補足調査が再開、加速したというわけでございます。

そのような中で、陣ノ内館跡と県内のほかの城郭ですね、城あたりの関係、それとそれについての比較の中ですね、また価値が再認識されたといえますか、文化庁や県からは高い評価を受けているという状態でございます。

それで、今は、またさらなる価値づけを補完するためにですね、追加の報告書の作成を開始しまして、国へ提出する資料の準備をしているところでございます。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 2番、甲斐議員。

**○2番（甲斐高士君）** ご説明ありがとうございました。今の、国指定に向けた進捗状況ということで理解しました。

私、3月議会のときにですね、この陣ノ内館の跡地の利活用につきまして、そのときには社会教育課長は高次の指定に向けてというような表現を使われたと思いますけれども、そのような動きがあるのであれば、陣ノ内館の跡地を利活用した利活用計画というものを並行して作成していく必要があるんじゃないかということで、3月議会で申しました。町のほうとしてはですね、今後、国指定に向けた進捗状況とあわせて、陣ノ内館の跡地利活用計画に取りかかっているんじゃないかと思っています。その際はですね、地元住民の方にも思い入れの強い場所でもありますし、是非、地域住民の意見を反映した利活用計画を策定していただきたいと思っています。

それと、これは私の個人的な考えなんですけど、先日も一般質問の中で数名の議員さんがご心配されて質問されましたけれども、例えば、緑川の堤防が決壊して役場あたりがもし浸水した場合にですね、役場としての本部機能が満たされなくなったときに、陣ノ内館跡地は高台にありますので、そのあたりも今度利活用を考えられるときにはですね、防災機能を備えた施設として考えていくことも一つありんじゃないかなと思います。今後、甲佐町版国土強靱化計画とかを策定される際はですね、そのあたりも視野に入れて検討していただければと思います。

例えばですけど、利活用計画の中で、そこに陣ノ内館の資料館をつくらうとなったときに、国指定を受けていけばいろんな規制がかかるのでですね、そう簡単にいろんなものができるかどうかわかりませんが、例えばの話で言いますと、陣ノ内館資料館をつくと。通常時は、資料館として観光施設として利用しながら、いざ、緑川の堤防が決壊したりとかそういった大規模災害時には、役場の本部機能をすぐ陣ノ内館に移せるような、そういった施設も今後視野に入れて検討していく必要があるんじゃないかなと思います。

財政状況も厳しく効率的で効果的な行財政運営が求められている中で、例えば、観光施設は観光施設、文化施設は文化施設、防災施設は防災施設ということだけで考えるのではなくて、政策間を連携した事業構築も今後必要になってくるんじゃないかと思っています。

そういった点で、今、私の考えを述べましたけれども、町長のお考えをお尋ねしたいと思います。

**○議長（宮川安明君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** ただいま、いろんな提案もしていただいたところですけども、陣ノ内館の件については、震災以降ですね、非常に注目されたというか、その遺跡の評価が高まった状況にありまして、私のマニフェストの中でも、今回はこの件についての国の指定を受けて頑張ろうという事柄について網羅させていただいているところで、そういった指定を受けることによって、さまざまな形で町の活力につなげればという要素も秘めていて期待が持てる事業だとも思います。

ただ、問題なのが、先ほどお話でも触れられましたけれども、指定をすることによっていろんな制限がかかってしまい、そのことによって、いろんな開発をするのに支障が出てくるということになった場合はですね、これは、逆効果の意味合いも持ちます。ですから、非常にその点について今懸念材料があるということは、是非、頭の中においていただき

いなとも思っております。

じゃあ、エリアをどの範囲までにすればそういった影響が出ないのかということ、担当課のほうにも、先日、私は尋ねたことがあるんですけども、なかなか町の判断だけではできないような、そういう話もあります。

でありますので、実際のところ、いろんな法令文あたりを読んでもわからないところもありますので、現在、そういう指定を受けておられる熊本市であったり韃智城の周辺の関係の自治体であったりですね、そういったところに出向いた上での調査・研究をする必要があるということで、是非、その辺を教育長部局のほうでやっていただけるように今お話をしているところでもあります。

その結果、特別な問題等が発生しなければ、新たな甲佐町の観光ルートマップにもつながってきましょうし、やな、それからいろんな周辺との点と点を線で結んで、甲佐町に滞在型の観光拠点を幾つかつくってやれば、非常にこれは興味深い話でもあります。そして、西村民俗資料館の跡の改造、それに井戸江峡キャンプ場とか、非常に広がっていくのかなという期待を新たに持っております。

そういうことですね、まずは調査からやった上でオッケーであれば、その辺をもっともっと掘り下げて観光資源としての活用を図っていきたいという思いがあります。

それと、防災上のお話もされましたけれども、資料によるとですね、陣ノ内館が役場の所在の位置よりも64メートル高台ということもありますので、あってはなりませんけど、緑川の堤防決壊の折には役場も浸水してしまうような状況になりますので、そういった場合の活用策を考えますと、今ご指摘の場所については、考える余地があるのかなという思いも持ったところでもあります。そういうふうなことも視野に入れたところで、今後この研究についてはやっていきたいなと思っております。

それと、地域住民の方々を巻き込んでというようなお話もありましたので、このことも、念頭に置きながら教育長部局とも協議をしていけたらと思っております。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 次に、歳入全部について質疑をお願いいたします。12ページから15ページです。歳入全部です。

荒田議員。

**○7番（荒田 博君）** 7番。14ページの諸収入雑入で多面的支払い事業補助金返還金が439万4,000円ですけれども、これは議運のときにも確認はしたんですが、返還される場所があるということで、その返還される場所がどこかというのと、実際、返還に至った経緯ですね。当然そういう指導はされたとは思いますが、そのあたりを教えてください。

**○議長（宮川安明君）** 農政課長。

**○農政課長（井上幸介君）** 多面的の返還金のことでございますけれども、まず、多面的について今回返還が出ているのが、有安の資源保全会、それと糸田の資源保全会、それと吉田の資源保全会、この3カ所でございます。多面的につきましては、平成30年度で5

年間の期間が切れております。26年度から30年までの期間で、年々事業ができなかった部分について繰り越し繰り越しとしておりますので、最終年度で全て使い切ってなかったところにつきましては基本的に返還が生じるというところでございます。今回の部分に関しましては、農地の維持共同、いわゆる草刈りとか用水路の泥上げとか、そういう部分に係る返還金になっております。

もう片方の長寿命化、農道の生コン舗装であったりとかU字溝の敷設替えとか、そういう部分につきましては、県と国とが協議をされて、令和元年、今年から5年間の期間、また新たな期が始まりますけれども、その期間内で使い切れればオーケーですと。そういうことでお話が国と県とでまとまりましたので、長寿命化のほうは返還の必要がありません。ただ、今度の5年間でまたそれが余った場合には、今度は返還ということになります。

ただ、維持共同に関しましては、これも、国と県との調整の中で、令和元年、今年度中に使ってしまう返還の必要はないというところでの話がありました。5年間ではなくて令和元年度。そこでですね、繰越額が大きい団体について、8組織大きいのがございましたので、全て役場のほうに来ていただきまして、ここでヒアリングを行っております。実際にこの金額が使えるのか。といいますのも、草刈り、泥上げ等ですから、賃金がほとんどですので、人が集まらないとなかなか消化ができないというところで、8組織のヒアリングを行いまして、そのうちの5組織につきましてはどうにかなるだろうと。使おうということで役員さんとお話をしたときになりました。ただ、3組織に関しましては、ちょっと無理だろうというところで、今回、3月までの間に全然何もしないところでの返還額、丸々の最高額を上げております。ただ、3月までの間に少しでも草刈り等で賃金を払っていただければ、返還額もその分少なくなりますので、3月の補正で減額したいと考えております。

以上が経緯でございます。

**○議長（宮川安明君）** 荒田議員。

**○7番（荒田 博君）** 7番。そういうことですね、ヒアリング等もされたということで安心しましたけれども、賃金だけではなくて多分備品等にもこれは使えるんですね、機械等を購入されるとかそういった部分でも指導していただければと思うんですが。多分、どこの組織もですね、この多面的支払い交付金の来る時期が6月と12月くらいで、要は大抵どこでも農作業の前、4月あたりに1回して秋口にするということで、事前に持っておかないと賃金が払えないと。そこで、年々プールされているような状況で、最終的に使えなかったというか、そういうので繰り越してしまっただけで余ってしまうというのが現状かと思っておりますので、やはり支払い時期を、できればですね、もう少し早目に入るようなことの要望もお願いしたいと思っております。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 農政課長。

**○農政課長（井上幸介君）** 議員おっしゃいましたとおり、支払いの時期というのもございますので、これにつきましては県とか国のほうに要望を伝えていきたいと思っております。

ただ、1点、農機具につきましてはですね、多面的の場合、購入というのができません。5年間の期間がございますので、5年間のリースだったらオッケーとか、そういう部分がございます。中山間の直接払いとかなり制度的に違っておりますので、そこら辺についてお伝えしておきます。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** いいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 最後に、本予算全部について質疑をお願いします。本予算全部です。

佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 6番、佐野です。26ページの教育費の中の文化財保護費です。甲斐高士議員からも陣ノ内館跡についての質問がございましたが、文化財のことで質問をいたします。甲佐町のホームページにも載っておりますが、板碑——石碑ですね、昔の。それが町内各地に幾つかあるということで紹介がありました。最近、私も気づきましたが、現在建設中の総合運動公園の近くにも板碑があるということで、私も最近見に行ったんですけども、その板碑は、詳しい人に聞けば、鎌倉時代につくられたものだというのでお話がございました。だから、そういったものはですね、大変大事なものであるし、陣ノ内館にしてもほかの文化財といわれるものにしてもですね、やはり歴史的にそこにあるということに大きな価値があるものと思います。

そういった板碑について、私は保護が必要であると思いますが、どういうふうに考えていらっしゃるのか説明をお願いします。

**○議長（宮川安明君）** 社会教育課長。

**○社会教育課長（吉岡英二君）** ただいまの佐野議員のご質問にあった件については、緑川左岸の山の麓のところの五輪の塔と板碑、安津橋の上流になるかと思いますが、それにつきましてはですね、今、町の指定文化財でもございません。町の指定文化財は今16ほどありますけれども、未指定の文化財に入ると思います。未指定は230を超える文化財があるということでございますけれども、現在ですね、未指定文化財も含めた上でその価値を調査中で、できれば町の文化財にもなるようなやつがあればということでですね、全体的な調査を行っているところでございます。

当然、いろいろな面ですね、対応は必要かと思いますが……。例えば、保護が必要とおっしゃることについては、何らか事業があるとか、そういったことを想定されてのことかなとは思いますが、まずはですね、そういった開発が行われる過程の場合ではどういった方法で対応するかというのはわかりませんが、教育委員会ですね、文化財についても協議・対応していく部署でもございますので、要は、その価値をきちんと調査した上で適切な対応に努めたいと思っております。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 今、担当課長から説明がありましたように、その価値をしっかりと確認をされてですね。私としては何か価値があると思うんですね。岸壁に直接掘られているというところで見ましたので、是非しっかりと確認をいただきたいと思います。

この件に関する質問を終わります。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 今の件とは別件ですが、同じ26ページの教育費の中にあります公民館費、中早川の集会所の建て替えということで工事費と設計委託料が載せてありますが、これは、この工事費全てなのかどうか。確認です。これでできるのかどうか。一部ではないとか。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉岡英二君） 当初ですね、予算計上したときには、ここに消防詰所も一緒にできるということで、そのほかにもですね、防火水槽とかも予定されております。そういった中で、配置がまだはっきり決まっていなかったということですがけれども、今回、配置がきちんと決まって外構とかも決まったということで計上している予算でありますので、この中で全て対応できるものと考えております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 行政区の公民館等につきましては、町から補助はするという事では聞いておりますが、中早川の集会所の場合は町のほうから全額出すということで、その根拠をお教えいただけますか。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉岡英二君） 今回、中早川の集会所の移転補償ということでありますけれども、それにつきましてはですね、もともと、大町塔ノ木線、建設課の改良工事に伴いまして、現在の中早川集会所を解体、移転するという事業でございます。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

---

休憩 午後3時09分

再開 午後3時10分

---

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本予算全部について質疑をお願いしております。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

本田議員。

**○12番（本田 新君）** 12番。議案第68号、令和元年度甲佐町一般会計補正予算（第4号）でありますけれども、今回は歳入歳出にそれぞれ2,945万5,000円を追加されての補正であります。今しっかりと予算の中身を吟味いたしましたけれども、何ら問題なく本案に賛成をいたします。

**○議長（宮川安明君）** これで討論を終結します。

これから、議案第68号「令和元年度甲佐町一般会計補正予算（第4号）」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 異議なしと認めます。よって、議案第68号「令和元年度甲佐町一般会計補正予算（第4号）」は原案どおり可決されました。

しばらく休憩します。

---

休憩 午後3時12分

再開 午後3時20分

---

**○議長（宮川安明君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 日程第15 議案第69号 令和元年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

**○議長（宮川安明君）** 日程第15、議案第69号「令和元年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

**○住民生活課長（井上理恵君）** それでは、議案第69号、令和元年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

令和元年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。令和元年度、甲佐町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ408万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億5,857万1,000円とするものです。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

令和元年12月13日提出。町長名です。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

款4 県支出金に389万5,000円を追加し、11億3,294万1,000円としております。1の県補助金です。

款7 繰入金から412万9,000円を減額し、1億3,573万8,000円としております。1の一般会計繰入金です。

款9 諸収入に432万3,000円を追加し、433万3,000円としております。3の雑入です。

歳入合計。補正前の額15億5,448万2,000円に408万9,000円を追加し、15億5,857万1,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款1 総務費から3万8,000円を減額し、3,346万5,000円としております。1の総務管理費、2の徴税費です。

款2 保険給付費に400万円を追加し、11億1,732万8,000円としております。2の高額療養費です。

款5 保健事業費から10万5,000円を減額し、1,765万2,000円としております。2の特定健康診査等事業費です。

款8 予備費に23万2,000円を追加し、1,059万4,000円としております。

歳出合計。補正前の額15億5,448万2,000円に408万9,000円を追加し、15億5,857万1,000円としております。

今回の補正は、歳入におきまして保険基盤安定繰入金の減額及び一般被保険者第三者納付金の増額、また、歳出におきまして一般被保険者高額療養費における普通交付金の増額が主なものとなります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

**○議長（宮川安明君）** これより質疑を行います。質疑につきましては、本予算全部について質疑をお願いします。本予算全部です。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これより討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

**○7番（荒田 博君）** 7番。議案第69号、令和元年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、ただいま担当課長の説明にあったとおり、歳出では保険給付費の高額療養費の増加に伴うという400万ほどの増額の補正予算でございますので、何ら異議なく賛成いたします。

**○議長（宮川安明君）** これで討論を終結します。

これから、議案第69号「令和元年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号「令和元年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」は原案どおり可決されました。

---

**日程第16 議案第70号 令和元年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）**

○議長（宮川安明君） 日程第16、議案第70号「令和元年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（福島明広君） それでは、議案第70号についてご説明申し上げます。

議案第70号、令和元年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

1 ページをお願いします。

令和元年度、甲佐町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ255万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億559万9,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

令和元年12月13日提出。町長名でございます。

2 ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

款5 国庫支出金に81万3,000円を追加し、3億9,547万6,000円としております。1の国庫負担金、2の国庫補助金です。

款6 県支出金に136万3,000円を追加し、2億1,085万5,000円としております。1の県負担金、3の県補助金です。

款8 繰入金に37万8,000円を追加し、2億4,610万8,000円としております。1の一般会計繰入金です。

歳入合計。補正前の額16億304万5,000円に255万4,000円を追加し、16億559万9,000円としております。

3 ページをお願いします。

歳出です。

款1 総務費に30万5,000円を追加し、4,063万2,000円としております。1の総務管理費、3の運営協議会費です。

款2 保険給付費の補正額につきましては、1の介護サービス等諸費の中におきまして各

負担金の増額及び減額補正がありまして、トータル0円となっております。

款4 地域支援事業費に38万8,000円を追加し、6,680万7,000円としております。1の包括的支援事業・任意事業費、2の介護予防・生活支援サービス事業費です。

款7 諸支出金に26万9,000円を追加し、3,495万5,000円としております。1の償還金及び還付加算金です。

款8 予備費に159万2,000円を追加し、2,804万7,000円としております。1の予備費です。歳出合計。補正前の額16億304万5,000円に255万4,000円を追加し、16億559万9,000円としております。

今回の補正の主なものは、歳出におきまして、保険給付費の介護サービス等諸費の施設や居宅介護サービス等の負担金や介護保険料の過年度還付金の補正となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

**○議長（宮川安明君）** これより質疑を行います。本予算全部についての質疑をお願いいたします。本予算全部です。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

**○7番（荒田 博君）** 7番。議案第70号、令和元年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）でございますが、ただいま担当課長のご説明がありましたとおり、255万4,000円の増額補正ではございますが還付金等による増額ということでございますので、何ら異議なく賛成いたします。

**○議長（宮川安明君）** これで討論を終結します。

これから、議案第70号「令和元年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 異議なしと認めます。よって、議案第70号「令和元年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）」は原案どおり可決されました。

---

#### 日程第17 議案第71号 令和元年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

**○議長（宮川安明君）** 日程第17、議案第71号「令和元年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

**○住民生活課長（井上理恵君）** 議案第71号、令和元年度甲佐町後期高齢者医療特別会

計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

令和元年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。令和元年度、甲佐町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,265万1,000円とするものです。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

令和元年12月13日提出。町長名です。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

款6諸収入に1万1,000円を追加し、502万8,000円としております。5の雑入です。

歳入合計。補正前の額1億5,264万円に1万1,000円を追加し、1億5,265万1,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款4諸支出金に1万2,000円を追加し、11万3,000円としております。1の償還金及び還付加算金です。

款5予備費から1,000円を減額し、63万2,000円としております。

歳出合計。補正前の額1億5,264万円に1万1,000円を追加し、1億5,265万1,000円としております。

今回の補正は、熊本県後期高齢者医療広域連合からの受託事業として平成30年度に実施しました健康診査のデータ管理手数料について、データの管理業務を行っております国保連合会の決算において、剰余金返還金が発生したことによる歳入歳出の補正になります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

**○議長（宮川安明君）** これより質疑を行います。本予算全部についての質疑をお願いいたします。本予算全部です。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

鳴瀬議員。

**○4番（鳴瀬美善君）** 4番。議案第71号、令和元年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、平成30年度受託事業の精算による剰余金の返還であり、本案に何ら異議なく賛成いたします。

**○議長（宮川安明君）** これで討論を終結します。

これから、議案第71号「令和元年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 異議なしと認めます。よって、議案第71号「令和元年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」は原案どおり可決されました。

---

### 日程第18 甲佐町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

**○議長（宮川安明君）** 日程第18「甲佐町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について」を議題とします。

これより、甲佐町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推薦で行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦によることに決定いたしました。

お諮りします。被選挙人の指名の方法については、議長において指名することにししたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定しました。

甲佐町選挙管理委員会委員に、赤星眞照氏、市下克幸氏、益田信篤氏、奥村楯雄氏を指名いたします。

また、甲佐町選挙管理委員会委員の補充員に、西住幸郎氏、山本勝一氏、樋口始氏、井芹秀実氏を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名した各氏を当選人と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました赤星眞照氏、市下克幸氏、益田信篤氏、奥村楯雄氏は甲佐町選挙管理委員会委員に、また、西住幸郎氏、山本勝一氏、樋口始氏、井芹秀実氏は甲佐町選挙管理委員会委員の補充員に当選されました。

お諮りします。補充員については、補充の順番を定めておく必要がありますので、その順序を報告します。補充員の順序は、1番、山本勝一氏、2番、樋口始氏、3番、井芹秀実氏、4番、西住幸郎氏、以上のおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、補充員の順番は、1番、山本勝一氏、2番、樋口始氏、3番、井芹秀実氏、4番、西住幸郎氏と決定いたしました。

---

**日程第19 議会広報編集特別委員会全国研修の報告について**

**日程第20 議会運営委員会研修の報告について**

○議長（宮川安明君） 日程第19「議会広報編集特別委員会全国研修の報告について」、日程第20「議会運営委員会研修の報告について」、以上2件については一括議題といたします。

この報告については、議席に配付のとおりですので朗読を省略いたします。

以上で、議会広報編集特別委員会全国研修の報告及び議会運営委員会研修の報告を終わります。

---

**日程第21 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について**

**日程第22 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について**

○議長（宮川安明君） 日程第21「総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」、日程第22「産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」、以上2件については一括議題といたします。

お手元に配付のとおり、総務文教・産業厚生の子の常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出があつております。

お諮りします。ただいま申し出の子の常任委員会からの申出書のとおり、決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よつて、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会からの申し出については、申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

**日程第23 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について**

○議長（宮川安明君） 日程第23「議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」を議題とします。

お手元に配付のとおり、議会運営委員会から閉会中の継続審査の申し出があつております。申し出のとおり閉会中の継続審査にしたいと思つます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よつて、議会運営委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上をもつて本定例会に付議されました事件は全て議了しました。

これで、会議を閉じます。

閉会前に当たり、町長よりご挨拶をお願いいたします。

奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** それでは、12月定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は12月13日から本日までの5日間にわたり、ご提案をいたしました案件につきまして、精力的にご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決をいただき、本日ここに閉会の運びとなりましたことは、町政の執行に当たりご同慶に存するものであります。

ここにご議決をいただきました、令和元年度一般会計補正予算をはじめ各議案の成立によりまして、今後の復旧復興に全力を挙げて取り組むとともに、町政全般にわたり、なお一層の政策推進を図り町民の皆様の生活再建と福祉の向上に努めてまいります。

また、今議会でご指摘をいただきました事項につきましては、今後の町政運営にも生かしていく所存でございます。

今年も残すところ少なくなりましたが、これから寒さも一段と厳しくなっております。議員各位におかれましては、健康に十分ご留意をいただき新たな年をお迎えいただきますようご祈念申し上げますとともに、今後とも町政発展のため特段のご協力とご指導をいただきますようお願いを申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

**○議長（宮川安明君）** 本定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は13日に開会、本日17日まで5日間にわたり、重要案件を終始熱心に審議され、本日ここに全てを議了し無事に閉会の運びとなりましたことは、議員各位とともに誠に同慶に堪えません。ここに、今会期中における議員並びに執行部各位のご努力に対し深く感謝を申し上げます。

なお、町執行部におかれましては、議員各位の意見等を尊重していただき、町政発展に向けた今後の施策に十分反映されますことを切に希望するものでございます。また、議員各位におかれましては、終始精力的なご審議をいただき厚くお礼を申し上げます。今後とも町民の付託とご期待に応えるべく、さらなるご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

最後に、皆様にはくれぐれもご健康に留意いただき、輝かしい新年をお迎えいただきますようお祈り申し上げ、令和元年第4回甲佐町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

---

閉会 午後3時50分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

甲佐町議会議長

甲佐町議会議員

甲佐町議会議員

甲佐町議会会議録  
令和元年第4回定例会

令和元年12月発行

発行人 甲佐町議会議長 宮川安明  
編集人 甲佐町議会事務局長 岡本幹春  
作成 大和速記情報センター TEL (092) 475-1361

甲佐町議会事務局

〒861-4696 上益城郡甲佐町大字豊内719-4  
電話 (096) 234-1198